港北第二地区総合公園の整備に関する調査研究報告書

1979年7月

日本住宅公団港北開発局　　(株)田中造園土木設計室

■ まえがき

本報告書は、日本住宅公団港北開発局から（株）田中造園土木設計室に委託された「港北第二地区総合公園の整備に関する調査研究」の成果をまとめたものである。

本調査研究は、「港北第二地区に配置した総合公園について、そのおかれている状況を把握し、将来の整備のあり方について考察し、事業実施の指針を得ること」を目的としている。

本業務の遂行にあたり、横浜市緑政局ならびに港北ニュータウン建設部の方々からは、総合公園の基本的な方向づけについて有益な御教示をうけた。また、川手昭二筑波大学教授からは、作業の基本方針から細部の内容に至るまで多大な御指導をうけた。そして、港北開発局の担当の方々には、終始、作業への積極的な参画をいただいた。ここに深く感謝の意を表する次第である。

１９７９年７月　　（株）田中造園土木設計室

プロジェクトチーム

上野　泰

松崎　喬

曽宇　厚之

田中　喜一

浅井　義泰

目　次

■ まえがき

序　章 …… 5

■ 視点・作業方針の設定 …… 6

■ 報告書の構成 …… 10

第1篇　状　況 …… 13

第1章　状況＝1 ── 総合公園の位置づけ …… 14

1－1　横浜市域における位置づけ …… 14

1－2　港北ニュータウン地域における位置づけ …… 16

1－3　公園緑地整備事業における位置づけ …… 18

第2章　状況＝2 ── 総合公園の物的条件 …… 20

2－1　立地条件 …… 20

2－2　周辺土地利用との関連 …… 22

2－3　敷地の現況 …… 24

第2篇　考　察 …… 31

第3章　考察＝1 ── 総合公園の整備における保全の意義 …… 32

3－1　保全／公園化 …… 32

3－2　保全／タウンセンター化 …… 36

3－3　保全／都市化 …… 38

第4章　考察＝2 ── 総合公園整備計画のあり方 …… 40

4－1　総合公園整備計画のあり方 …… 40

4－2　〈生成システム〉の基本的な概念 …… 42

4－3　〈生成システム〉の基本的な枠組 …… 44

第3篇　方　　針 …… 47
第5章　方針＝1 ── 総合公園整備計画のための＜概念モデル＞ …… 48
5－1　〈概念モデル〉の構築 …… 48
5－2　〈概念モデル〉による〈生成システム〉の理解 …… 50
5－3　〈生成システム〉の実践的な展開 …… 56
第6章　方針＝2 ── 総合公園整備計画のための＜空間モデル＞ …… 58
6－1　〈空間モデル〉の構想 …… 58
6－2　〈空間モデル〉の発展的な理解 …… 60
6－3　〈空間モデル〉の原点 …… 62

第4篇　指　　針 …… 65
第7章　指針＝1 ── 総合公園のデザイン・コンセプト …… 66
7－1　デザイン・コンセプト＝1 …… 66
7－2　デザイン・コンセプト＝2 …… 69
7－3　デザイン・コンセプト＝3 …… 72
第8章　指針＝2 ── 総合公園の整備プロセス …… 90
8－1　整備プロセスの検討 …… 90
8－2　緑化の指針 …… 92
8－3　当面の課題 …… 98

■　資料目録・写真説明 …… 99

総括篇 …… 101
■　作業成果の総括 …… 102
■　「総合公園整備計画構想図」

序　章

■　視点・作業方針の設定

■　報告書の構成

■ 視点　作業方針の設定

港北第二地区総合公園の整備に関しては、これまでに各種の調査、計画がつみあげられてきており、すでに、一定の構想、整備方針等が示されている。

本調査研究に先だつて、それらの構想の経緯を再確認すれば、内容的に次の３つの段階に整理される。

(1)　グリーンマトリックス・システム計画

「港北地区の公園・緑道・広場・歩行者専用道路の計画及び設計」

１９６９〜１９７３　　日本住宅公団

(2)　タウンセンター計画

「港北ニュータウン中心地区基本設計報告書」

１９７５　日本住宅公団・日本都市総合研究所

１９７５　横浜市・日本住宅公団

(3)　公園緑地整備計画

「港北地区公園緑地整備計画報告書」

１９７８　日本都市計画学会

第１段階は、港北ニュータウンの全体計画の段階であり、オープンスペースのトータル・システムとして、グリーンマトリックス・システムが設定された。公園緑地系統は、グリーンマトリックス・システムの中軸として位置づけられ、総合公園は、その中核となるものとして規模と配置が決定された。この段階では、比較的まとまりのある地形と植生の保全が重視された。

第２段階は、港北ニュータウンの中心地区を形成するタウンセンター計画の段階である。全体計画のなかで、その規模と配置が決定される段階で、総合公園はタウンセンターと一体的に整備することが構想されていた。したがつて、タウンセンター計画のなかで、総合公園の性格と役割、いわば総合公園のセンター公園としての位置づけが規定される必要がある。しかし、計画立案の過程はともかくとして、現案のタウンセンター計画では、総合公園の位置づけは、かならずしも明確ではない。

第３段階は、港北地区の公園緑地系統の全般にわたる整備計画の段階である。「港北地区公園緑地整備計画報告書」（以下、「整備計画報告書」と略称）では、次の３つの基本的な考え方に基づいて、公園緑地系統の各構成要素について、基本的な整備方針が示されている。

(1)　公園緑地をコミュニティ施設と認識し、計画から管理の段階まで、積極的に住民参加をはかる。

(2)　施行者は、基盤整備を充分に行い、その上で可能なかぎりフレキシブルな空間として、公園緑地を整備する。

(3)　みどりを中心とする公園づくりを目指す。

整備方針に示された総合公園の位置づけは、

- 広域型タウンセンターと一体となつて、買物、レクリエーション等の行為の共存をはかり、リージョナルセンターの一役を果す。
- 自然公園的性格を中心として、多目的な役割を果す。

ことであり、その整備方針は概略次のとおりである。

- 広域対象で面積も比較的大きいので、既存林を生かした環境づくりと共に、多様性をもたせる。
- タウンセンターとの一体化を図る。
- 基本的には公共管理とし、状況に応じ市民の参画を導入する。

以上が、総合公園の構想の経緯と現時点における基本的な位置づけおよび整備方針である。総合公園整備計画が、これらの方針に基づいて具体化されてゆくことには、基本的に問題はない。しかし、「タウンセンターとの一体化」については、これまでの経緯からみて、グリーンマトリックス・システム計画の次元にまでさかのぼつて、再検討する必要があると考えられる。

グリーンマトリックス・システムは、港北ニュータウン計画における重要なシステムであり、ニュータウンの全体計画の策定に主導的な役割をはたしてきた。しかし、総合公園の個別的な整備計画を立案する視点から見直すと、次の2点が問題となる。

第1の問題点は、パイロット・プランにおいてニュータウン計画の核となつていた、グリーンマトリックス・システム計画とタウンセンター計画とが、十分に関連づけられていなかつたということである。この2つの計画を積極的に統括し、港北中心地区の総合的な整備を図る意図が不十分であつたといえる。このことが、2つの計画の結節点にあたる総合公園の位置づけを消極的にし、タウンセンター計画における総合公園の位置づけを不明確なものとした。したがつて、港北中心地区の総合的な整備における総合公園の位置づけを明確にする必要がある。このことを通じて、「広域型タウンセンターと一体となつて、リージョナルセンターの一役を果す」ことの具体的な内容が明らかになるはずである。

第2の問題点は、グリーンマトリックス・システムの早渕川沿いの市街化調整区域への展開が不十分であつたということである。これは、港北ニュータウン地域の総合的なオープンスペース・システム計画の問題であり、土地区画整理事業区域を直接の対象とするグリーンマトリックス・システム計画を越える問題である。しかし、現在総合公園のおかれている状況からみれば、グリーンマトリックス・システムの周辺地域への積極的な展開が必須である。たしかに、グリーンマトリックス・システムは公団施行地区内では下からつみあげられて計画されており、他の土地利用計画、施設配置計画等との関連も十分である。しかし、公団施行地区外のオープンスペースとの関連づけが弱く、このことが、第一地区と第二地区のグリーンマトリックス・システムの結合を不十分にしている。市街化調整区域に面する総合公園は、この結合の結節点にある。したがつて、公団施行地区内のグリーンマトリックス・システムの中核であるにとどまらず、より広域の都市オープンスペース・システムのなかでの総合公園の位置づけを明確にする必要がある。

以上の２つの問題点は緊密な関連があり、港北ニュータウンの第一地区と第二地区とを一体化するという課題の表裏をなしている。タウンセンター計画にとつても第一地区と第二地区との一体化は不可欠な問題であり、そのためには両地区をへだてる早渕川沿いの市街化調整区域への積極的な対応が要請されるからである。タウンセンター計画とグリーンマトリックス・システム計画の２つの計画が、第一地区と第二地区とを一体化する媒体となるのであり、これら２つの計画が十分に統括されえてはじめて、港北ニュータウン中心地区の総合的な整備が可能になると考えられる。

タウンセンターの一体化、さらに港北中心地区の一体化をオープンスペース計画の側から補完するという、重層的な課題の結節点に総合公園は位置している。第一地区と第二地区との一体化という港北ニュータウンの基本的な課題に対して、グリーンマトリックス・システムの積極的な展開が要請されており、総合公園整備計画が、その契機となるべき状況にある。

このような状況をふまえれば、総合公園整備計画は、単なる公園整備計画としてではなく、まちづくりの一環としての公園づくりとして策定される必要がある。

したがつて、港北中心地区の総合的整備の一環としての総合公園の整備のあり方を検討すること、これが、現時点における総合公園整備計画の中心的な課題であり、本調査研究の基本的な視点となる。

本調査研究は、「港北第二地区に配置した総合公園について、そのおかれている状況を把握し、将来の整備のあり方について考察し、事業実施の指針を得ること」を目的としている。

設定された視点にたち、調査研究の目的をふまえ、要請されている調査研究の内容を総合的に検討した結果、作業は次の４つの位相に整理された。

(1) 状　況
視点に基づいて、総合公園のおかれている状況を把握し、現時点での位置づけを明確にする。

(2) 考　察
確認された位置づけをうけて、総合公園の将来の整備のあり方について考察する。

(3) 方　針
状況と考察とをふまえて、総合公園整備計画の基本的な方針を設定する。

(4) 指　針
設定された基本方針に基づいて、事業実施をふまえた整備指針を検討する。

以上の検討結果から、右のような〔作業フロー〕が設定された。具体的な作業は、この〔作業フロー〕を前提としつつ、問題別、項目別に個別にすすめられた。狭義のアウトプットは〔指針＝１〕と〔指針＝２〕であるが、作業の過程では、総合公園の整備のあり方を方向づけるシステム（しくみとしかけ）の構築に力点がおかれた。

■港北第二地区総合公園の整備に関する調査研究・作業フロー

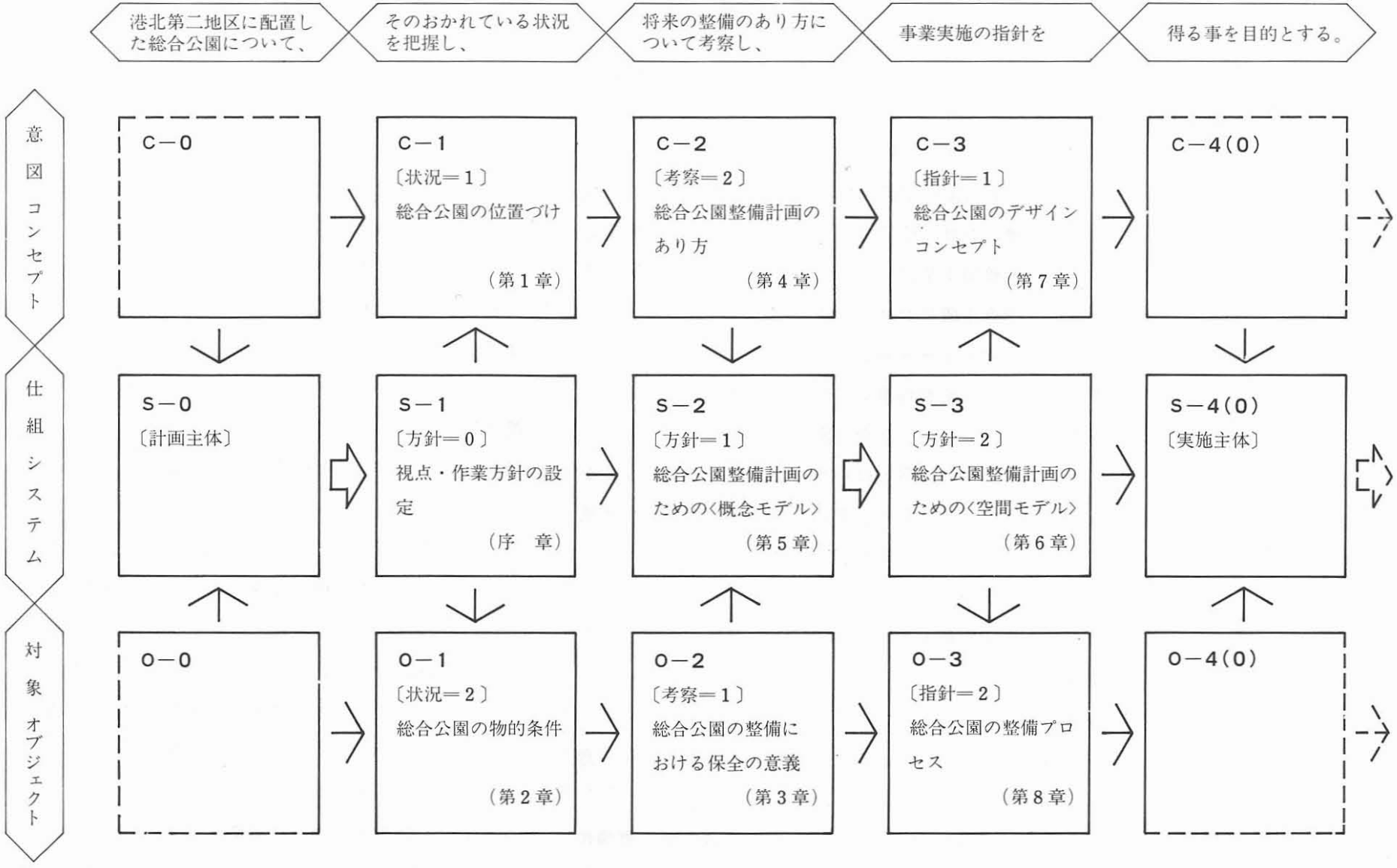

■ 報告書の構成

報告書は、〔作業フロー〕に対応して構成されており、その概要は次のとおりである。（〔作業フロー〕参照）

第1篇　状　　況

第1章　状況＝1 ―― 総合公園の位置づけ

総合公園の横浜市域および港北ニュータウン地域における位置づけを再検討し、さらに公園緑地整備事業における戦略的位置づけを検討する。

1－1　横浜市域における位置づけ

1－2　港北ニュータウン地域における位置づけ

1－3　公園緑地整備事業における位置づけ

第2章　状況＝2 ―― 総合公園の物的条件

第1章の位置づけをうけて、総合公園の物的条件を、立地条件、周辺土地利用との関連、敷地の現況、の順に検討する。

2－1　立地条件

2－2　周辺土地利用との関連

2－3　敷地の現況

第2篇　考　　察

第3章　考察＝1 ―― 総合公園の整備における保全の意義

第2章の物的条件をふまえ、総合公園の整備における保全の意義を、公園化、タウンセンター化、都市化の各側面から考察する。

3－1　保全／公園化

3－2　保全／タウンセンター化

3－3　保全／都市化

第4章　考察＝2 ―― 総合公園整備計画のあり方

第1章から第3章までの検討結果をふまえ、総合公園整備計画の仕組を考察する。その仕組は〈生成システム〉と名づけられ、その基本的な概念が整理され、それに基づいて整備計画の基本的な枠組が設定される。

4－1　総合公園整備計画のあり方

4－2　〈生成システム〉の基本的な概念

4－3　〈生成システム〉の基本的な枠組

第3篇　方　　針

第5章　方針＝1 ―― 総合公園整備計画のための〈概念モデル〉

第4章をうけて、総合公園整備計画の空間的、時間的な発展を誘導する包括的な仕組が設定される。その仕組は〈概念モデル〉を媒体として設定される。この〈概念モデル〉の理解を通じて、第1章から第4章までの検討結果が集約され、さらに、第6章以下の作業への基本的な方針が与えられる。

5－1　〈概念モデル〉の構築

5－2　〈概念モデル〉による〈生成システム〉の理解

5－3　〈生成システム〉の実践的な展開

第6章　方針＝2 —— 総合公園整備計画のための〈空間モデル〉

第5章では、総合公園整備計画の基本的な枠組と過程が設定された。それは港北中心地区計画における総合公園の性格と役割を示しており、総合公園整備計画の外延的な方針となっている。これに対して第6章では、総合公園それ自体の内包的な整備方針が設定される。それは〈空間モデル〉の構想によって示され、この〈空間モデル〉の発展的な理解を通じて〈概念モデル〉が再確認される。

6－1　〈空間モデル〉の構想

6－2　〈空間モデル〉の発展的な理解

6－3　〈空間モデル〉の原点

第4篇　指　　針

第7章　指針＝1 —— 総合公園のデザイン・コンセプト

第5章方針＝1および第6章方針＝2をふまえて、総合公園のデザイン・コンセプトを検討する。デザイン・コンセプトは、デザイン・コンセプト＝1 —— 戦略、デザイン・コンセプト＝2 —— 戦術、デザイン・コンセプト＝3 —— 空間のイメージ、の3つに分けて提案される。

7－1　デザイン・コンセプト＝1

7－2　デザイン・コンセプト＝2

7－3　デザイン・コンセプト＝3

第8章　指針＝2 —— 総合公園の整備プロセス

第7章のデザイン・コンセプトをふまえて、総合公園の整備プロセスを検討し、あわせて、保全管理を中心とする当面の緑化の指針を示す。最後に当面の課題にふれて、あとがきに替える。

8－1　整備プロセスの検討

8－2　緑化の指針

8－3　当面の課題

総括篇

第1章から第8章までの成果を、提言を中心に総括する。そして、この総括をさらに敷衍した「港北第二地区総合公園の整備に関する調査研究 —— 総合公園整備計画構想図」を付す。

■　作業成果の総括

■　「総合公園整備計画構想図」

なお、各章は〔作業フロー〕を前提として、項目別にとりあつかいうるように、一定の自立性をもつて書かれている。その結果、ある程度の重復、反復がある。

また、引用されている資料および写真の原典名等は、巻末に資料目録・写真説明として一括し、本文中にはその記号のみを記してある。

第１篇　状　　況

第１章　状況＝１――総合公園の位置づけ

第２章　状況＝２――総合公園の物的条件

第1章　状況＝1

1－1　横浜市域における位置づけ

「整備計画報告書」に示された、総合公園の「広域対象」の意義を明確にするために、総合公園の横浜市域における位置づけを検討する。

総合公園は制度上、都市基幹公園として位置づけられている。都市基幹公園は、当該計画都市域の全域を対象とするものと理解されており、この限りでは、総合公園は、港北ニュータウン計画地域を対象とする都市基幹公園として位置づけられる。しかし、総合公園は、いうまでもなく横浜市の都市公園である。この意味では、横浜市域における都市基幹公園として位置づけられるのであり、現に横浜市北西部の基幹公園として意識されている。このような、いわば二重の都市基幹性をどのように理解し、整理するかが問題となる。

横浜市における公園緑地系統計画は、「緑の保全と創造に関するマスタープラン」のなかで、総合的に策定される。現在、作業が進行中である「同マスタープラン」基本的考え方（素案）によれば、公園緑地は、

(イ)　全市民のための公園 ── 大規模公園

(ロ)　区民のための公園 ── 総合公園、運動公園

(ハ)　身近な公園 ── 地区公園、近隣公園、児童公園

に区分される。この区分によれば、総合公園は区レベルの公園であり、住区レベルと市域レベルとの接点に位置するものと理解される。

この接点は、港北ニュータウンの自律性をふまえれば、ニュータウン・レベルと横浜市域レベルとの接点として独自の意義をもつていると考えられる。

周知のように、港北ニュータウン建設事業は、横浜市の6大事業のひとつとして位置づけられてきた。それは都心部と高速鉄道で結合することにより、郊外に新都市をつくりあげようとするものであり、物的計画としてみれば、相対的に自律性の高い事業である。そして、このような事業の自律性は、ニュータウンとしての物的計画の総合性によつてうらづけられているといえる。公園緑地系統計画についても同様である。それは、グリーンマトリックス・システムの中軸として位置づけられており、緑道によつて体系ずけられながら、児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園と総合的、体系的に計画されている。

横浜市における都市開発の現状をふまえれば、公園緑地行政の展開にとつて、総合的な都市計画に基づいた体系的な公園緑地系統を事業化することの意義は大きい。港北ニュータウン建設事業はそのモデル・ケースのひとつであり、総合公園は都市基幹公園として、その成果を象徴するものと考えられる。

このような観点からみれば、総合公園は、ニュータウン・レベルと横浜市域レベルとの接点にあつて、まず、自律的な新都市としての港北ニュータウン地域を充足し、その成果をふまえて、区レベルから市域レベルを対象とするものへと発展してゆくことが期待される。

■公園の配置基準

	種　類	規　模（ha） 標　準（ha）	誘致距離（m） 対象人口（人）
住区基幹公園	幼児公園	0.1未満	100
		0.04	500
	児童公園	0.1～1.0	250
		0.25	2,500
	近隣公園	1.0～3.0	500
		2.0	10,000
	地区公園	3.0～10.0	1,000
		5.0	50,000
都市基幹公園	総合公園 運動公園	10.0～ 10.0～	到達時間 1時間
特殊公園			
広域圏公園 （大規模公園）	広域公園 高次広域公園	50.0～ 300.0～	到達時間 2時間

（資料05）

■総合公園の位置づけ

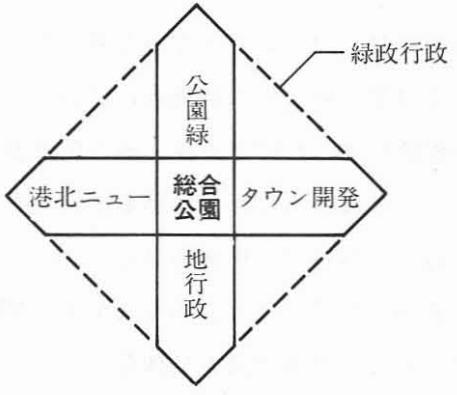

Ⅱ－3　公園緑地計画

昭和53年度現在、県立公園等を含んで市域の公園面積は、約600haである。昭和75年までの公園確保量は、600ha→3,000haとする。（8㎡／人）

① 次の2つを重点に、その整備をすすめ大巾な公園の増加をはかる。

イ）人々に潤いを与える緑に親しみ、学び、楽しめる公園

ロ）誰れもが緑の中で気軽にスポーツできる公園

② 配置の基本方針

イ）全市民のための公園（大規模公園）～100ha～

本市の南北に点在する7つの拠点緑地に緑の保全の核となる大規模公園を全市民を対象に設置する。

ロ）区民のための公園

総合公園　10～50ha

運動公園　15～75ha

区民の中心となるような総合公園、運動公園を各区にそれぞれ1ケ所以上設置する。（中略）

ハ）身近な公園

地区公園　4ha　誘致距離1km

近隣公園　2ha　〃　500m

児童公園　0.25ha　〃　250m

これらの公園は、より身近な公園として、一定の距離・面積標準に従い、あらゆる機会をとらえて市内に均一に計画的に設置する。

（資料06）

5　守りから攻めへの公園事業

次に本市の公園整備の実情にふれてみることにする。

現在本市の公園は、本年4月1日現在、県立公園も含めて861か所、面積で477haほどあるが、これを成因別に分類すると表－6（略）のようになる。

公園事業が具体化するのにはそれなりの外因的要素があるもので、純粋な意味で都市計画上、そこになくてはならないとして設けたものは少なく、表－6からも分るとおり、何かの機会に事業を浮上させているものが殆んどである。（中略）

このようにいわば他力本願の公園事業の中で純粋な意味で設けていった例は非常に少ない。（中略）

これからの公園事業では、外因的要素を手掛りにしつつも、都市計画上の理論付けを十分にしておく努力が一層必要となってこよう。〝なぜそこに公園が必要なのか〟、必要とするならばその〝性格〟や〝規模〟はどれほどが妥当なのかなど、今まで以上に明確化しなければならないし、必然的にその理由を求められる。

今までは、どちらかといえば、他力本願的〝待ち〟であったものを、積極策である〝攻め〟へ早急に転換していかねばならない。

さらにこの転換をしていくためには、公園緑地事業に対する、今まで以上の論理的転回の訓練と普段の地道な努力、有能な人材の確保と育成などを必要とするのである。

（資料07）

1－2 港北ニュータウン地域における位置づけ

港北ニュータウン建設事業は、「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加のまちづくり」を基本理念としている。計画地域は約2,500haであり、土地区画整理事業による市街化区域のみならず、区域内に農業専用地区をもつた市街化調整区域を含む包括的な土地利用計画を示している。地域の大半を占める約1,300haが、日本住宅公団による土地区画整理事業施行地区となつている。計画開発を行う公団施行地区は、理想的なまちづくりの基本方針として、「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」「〝ふるさと〟をしのばせるまちづくり」「安全なまちづくり」「高い水準のサービスが得られるまちづくり」の4つを掲げ、これらを実現するための手法として、「グリーンマトリックスのシステム」「社会施設システム」「センターシステム」「交通システム」「住宅、住宅地供給システム」「供給処理システム」「住民参加のシステム」の7つのシステムを設定している。

グリーンマトリックス・システムは、港北ニュータウンの空間的な骨格をかたちづくる重要なシステムであり、理想的なまちづくりの4つの基本方針を充足し、港北ニュータウンの都市像を端的に具現するシステムである。このグリーンマトリックス・システムの中軸をなすものが公園緑地系統であり、その中核となるものが総合公園である。

「港北ニュータウン中心地区基本設計報告書」1975によれば、パイロット・プランに定められた港北ニュータウンの基本的な性格は、次の2点に集約される。

(1)　住民にうるおいを与える公園緑地

(2)　広域的タウンセンターの建設

この2点を統括し、港北ニュータウンの新しい都市像をうみだすことが港北中心地区計画の基本的な課題となるが、そのためには、まず、港北中心地区の概念を明確にすることが必要であろう。

すでに序章・視点において指摘したように、港北中心地区計画は南、北タウンセンターの一体化が軸となるが、そのためには、早渕川沿いの市街化調整区域を何らかのかたちで包括せざるを得ない。このことは、港北中心地区計画には広義のオープンスペース計画が不可欠であることを示している。いいかえれば、港北中心地区計画は、狭義のタウンセンター計画とこの広義のオープンスペース計画との重層的、複合的な計画となると考えられる。総合公園はこの重層化、複合化の結節点に位置しており、港北中心地区を組織化する媒体となり、総合的な整備事業を推進する先導的な役割をになつているといえる。

このような観点からみれば、現案のタウンセンター計画における総合公園の位置づけは、かならずしも明確ではない。端的に言えば、事業計画を具体化してゆく過程で、タウンセンターを含む港北中心地区計画をオープンスペースの側から見直すことが必要であろう。

Ⅱ－１－３　ニュータウンの核を何にするか

以上の考察や方針をふまえるならば、ニュータウンの核を何にするかという設計の課題も当然ことなった性質をおびてくる。今迄のニュータウンが比較的「都市らしさ」をニュータウンの核として計画されたと考えられるが、ここでは

１）住民にうるおいを与える公園緑地

といっても、量的制約があるから、それをグリーンマトリックスという理論で克服。

２）広域的タウンセンターの建設

横浜北部地域の生活関連諸施設の不足を補うものとして、副都心的性格をもつリージョナルセンターを計画。

以上がパイロットプランに定められた港北ニュータウンの性格であり、センター設計の前提条件の基盤となっている。

Ⅱ－２－２　パイロットプラン設計理念の踏襲

センターの空間設計はニュータウン全体のパイロットプランの設計理念を踏襲し、それを、より明確に具現したい。具体的に、

イ）パイロットプランにおける設計理念の柱の一つである「グリーンマトリックス」のセンターエリア部分を全ネットワークの起終点もしくは集約点として魅力ある明確なものにデザインする。（中略）

ロ）早渕川沿い調整区域に分断されているニュータウン南北両地区はセンターで結合されるという構造としてパイロットプランがセットされている。従ってセンター地区内才１地区（北地区）と才２地区（南地区）、才３地区（西地区）は、独立したものではなく、あらゆる手段で結合され一体的なエリアとして理解されるように設計するのがよい。

（資料０２）

Ⅰ　港北ニュータウンセンターの位置づけ

1　横浜市北部地区における中心地区の育成

→ 地区就業率の増大

2　公共利益への還元を通して住民への福祉的サービスの増進

3　生活再建の対策

Ⅱ　計画の諸条件

1～5（略）

6　早渕川沿調整区域の扱い

市街化調整区域は、農地・緑地・スポーツ施設等のオープンスペースとしてその育成を計る。

Ⅲ　設計理念

1　歩行者空間（基本軸の設定）

(1)　歩行者専用道路網の設置

安全で気持良く歩ける歩行者ゾーン＝グリーンマトリクス・オレンジマトリクス

(2)　市民広場

新しい横浜市民がつどい、憩える市民広場を形成する。

2　それぞれの地域に、それぞれの特徴を与える。

(1)　～　(3)（略）

(4)　才２地区

才２地区には「集いの広場」を中心として、文化センターホール・デパート・スーパーマーケット・専門店ビルを配置して、才１地区と同様に、おおらかな街とし、ダウンタウンは総合公園や、地域体育館に至る道を兼ねて、にぎわいの街を形成する。

(5)　才３地区

才３地区は官公庁施設・ホテルを中心として街を形成する。また、才２地区から連担する広場を設けて、総合公園と密接な関連を持たせる。

3　ショッピングコリダー

才１地区・才２地区を結びつける為、鉄道高架部分の下を利用し、ショッピングコリダーを設ける。ショッピングコリダーは、両地区とも駅舎部分の地下を通って、市民広場と直結する。

（資料０３）

1－3　公園緑地整備事業における位置づけ

「整備計画報告書」によれば、港北地区の公園緑地整備計画の基本的な考え方は、次のように確認されている。

(1)　公園緑地をコミュニティ施設と認識し、計画から管理の段階まで、積極的に住民参加をはかる。

(2)　施行者は、基盤整備を充分に行い、その上で可能なかぎりフレキシブルな空間として、公園緑地を整備する。

(3)　みどりを中心とする公園づくりを目指す。

これらの基本的な考え方は、港北ニュータウン建設事業の基本理念のひとつである「市民参加のまちづくり」にたちかえり、単なる公園整備事業としてではなく、まちづくりの一環としての公園づくりを明確にした点で、事業推進上、積極的な意義をもつている。

このような事業推進上の意義から総合公園のおかれている状況を把握すれば、現時点における総合公園への要請は、次のように整理される。

(1)　保全管理の必要性に基づく早期整備の要請。

(2)　港北中心地区の総合的整備の媒体となり、事業推進の先導的役割をはたすための先行整備の要請。

(3)　港北地区の公園づくりのモデルとなり、住民参加を推進する契機となるための早期供用の要請。

第１の点は、総合公園の物的条件からくる要請である。総合公園の整備については、保全を前提とすることが合意されている。しかし２－３で示すように、現存植生は動的平衡状態になく、現時点で一定の管理を必要としている。保全管理を中心とする早期整備が急務である。

第２の点は、総合公園の計画上の位置づけからくる要請である。１－２で検討したように、総合公園は港北中心地区を組織化する媒体であり、総合的な整備事業を推進する先導的な役割をになつている。この役割にふさわしい先行整備が要請される。

第３の点は、公園緑地整備事業を推進する戦略上、総合公園に要請されることである。物的条件の要請に基づいて早期整備に着手し、計画的な要請に応じて先行整備をすすめることは、現実的にみて、総合公園に早期供用の可能性を与えることになる。

「計画から管理の段階まで、積極的に住民参加をはかる」ためには、空間的にも時間的にも多様な側面にわたつて公園が積極的に開放されなければならないであろう。総合公園は「基本的には公共管理とし、状況に応じ市民の参画を導入する」とはいえ、総合公園の多面的な性格からみて、その参画は多様であり、その導入の機会もニュータウンの初期から完成に至る全過程にわたつて可能である。これは、港北地区の公園緑地系統のなかで、総合公園に固有な可能性であると判断される。この独自な可能性を主体的に発揮し、港北地区の公園づくりのモデルとなり、住民参加の伝統を保育する培地となることが期待され、その契機となるために早期供用が要請される。

■港北地区公園緑地の各種施設の整備方向(資料０４)

				規模、特徴	利用圏	利用の方向	整備の方針		市民との関わり
港北ニュータウン区域内	公団施行地区内	公園・緑地等	児童公園	約1,200㎡～2,500㎡	狭	児童中心の利用	活	安全な遊び場として、利用し易いものとする	コミュニティースケールの施設であり、児童を対象とした身近な施設として、愛護会等で参加を強める。
			近隣公園	約2 ha				・活動も自然の中で行えるものを中心にする	自然の中での活動の場として、自然に親しみ、自然を育てることに対する理解を含める。
			地区公園	4.5ha～7.8ha 4～5万人対応				より自然的にする	
			総合公園	18.1ha 30万人対応 タウンセンターに近接		タウンセンターからの人の流れ広範な人の利用(散策)		・広域対象で面積も比較的大きいので、既存林を生かした環境づくりと共に、多様性をもたせる ・タウンセンターとの一体化を図る	基本的には公共管理とし、状況に応じ市民の参画を導入する。
			緑道	延長 第1地区 約5.3km 第2地区 約9.2km 幅員10m～40m	中－広	近くの人から広範な人までの利用 週末、四季の散策	環	・緑道自体は大半が造成盛土面であり、周囲の既存林等とマッチした樹林主体の、緑の環境創を軸とし、アクティブな活動の場としては重点をおかない。又、景観的多様性を付加する。 ・宅地への直接的アクセスは考えない。 ・1地区と2地区を結ぶルートの整備が望まれる。	・基本的には、市民全体の為の環境保全の場とし、造園的管理を避ける。 ・自然を創り育てる管理が住民の協力のもとに行なわれることが望ましい。(樹林育成の為の人の進入禁止区域の設定等)
			都市緑地	2,500㎡～4,600㎡ タウンセンター内	広	買物客の利用 休息、催し物	活	・タウンセンター内の施設として、デザイン的に考えてよい。	タウンセンター全体のアーバニティーを高める施設であり、商店会等の自発的な管理運営が望まれる。
			(歩専道 小広場)	延長 第1地区 24.3km 第2地区 27.7km 幅員3m～12m (21m)	狭	通勤、通学、買物のルート 幼児の遊び場となり得る	活	・基本的には歩行者の通行のための施設であり、機能的に整備すべきであるが、センター用地内等についてはデザイン的に考えるべきである。	住民管理が必要である

※活＝アクティブな活動の場
環＝自然環境としての緑

第2章　状況＝2

2－1　立地条件

総合公園は港北第二地区に配置され、ニュータウンのほぼ中央に位置している。それは、ニュータウンの中心地区で環状をなしているグリーンマトリックス・システムの幹線（以下、グリーンベルトという）の中核であり南北に梯状をなすタウンセンターに隣接してその構成要となり、ニュータウンを２分する早渕川沿いの市街化調整区域（以下、はやぶち川地区という）に面している。このような立地条件が、総合公園を港北中心地区の重層的、複合的な組織化の媒体たらしめている。

港北中心地区の総合的整備をめざすためには、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区の３つの要素が組織化される必要があり、港北中心地区総合整備計画は、グリーンベルト計画、タウンセンター計画、はやぶち川地区計画という、次元を異にする３つの計画の重層的、複合的な組織化として構成されることになろう。総合公園は、この重層的、複合的な組織化の要であり、総合公園整備計画は、港北中心地区総合整備計画の中枢となると考えられる。

グリーンベルト計画、タウンセンター計画、はやぶち川地区計画のうちで、現時点で特に問題となるのは、はやぶち川地区計画である。現在、市街化調整区域であるはやぶち川地区の動向は、港北中心地区の総合的整備に決定的な影響を与えると思われる。

はやぶち川地区は土地利用の現況、動向から、南、北タウンセンターを結合する２本の都市計画道路に挟まれたブロック（以下、ＴＣブロックという）を中心として、西側は農的利用が主であり、東側は開発予備的性格が強いとされている。ＴＣブロックはこの２つの動向の接点となつている。「港北ニュータウン中心地区基本設計報告書」１９７５に示されているように、港北ニュータウン建設事業の基本理念に基づけば、はやぶち川地区は可能なかぎり都市オープンスペースとして育成されることが期待される。南、北タウンセンターの一体化にあたつても、この点が十分に配慮される必要があろう。

このような観点にたてば、タウンセンターを一体化する媒体として、総合公園 ── ＴＣブロック ── 遺跡公園を結ぶオープンスペースの軸が設定される。このオープンスペース軸の基本的な性格は〈保全軸〉であり、〈歴史軸〉である。ＴＣブロックは、タウンセンターを南北に結合する〈開発軸〉と、この〈保全軸〉との結節点として位置づけられる。

したがつて、この２本の軸によつて構成される８の字型の構造（総合公園 ── ＴＣブロック ── 遺跡公園 ── タウンセンター第１地区 ── ＴＣブロック ── タウンセンター第２地区・第３地区 ── 総合公園）が、タウンセンターを一体化する基本的な構えとなり、この結構が、港北中心地区計画をオープンスペースの側から見直す視座となる。

■港北ニュータウンの位置

■港北ニュータウンにおける区域区分

（資料１３）

■港北中心地区図

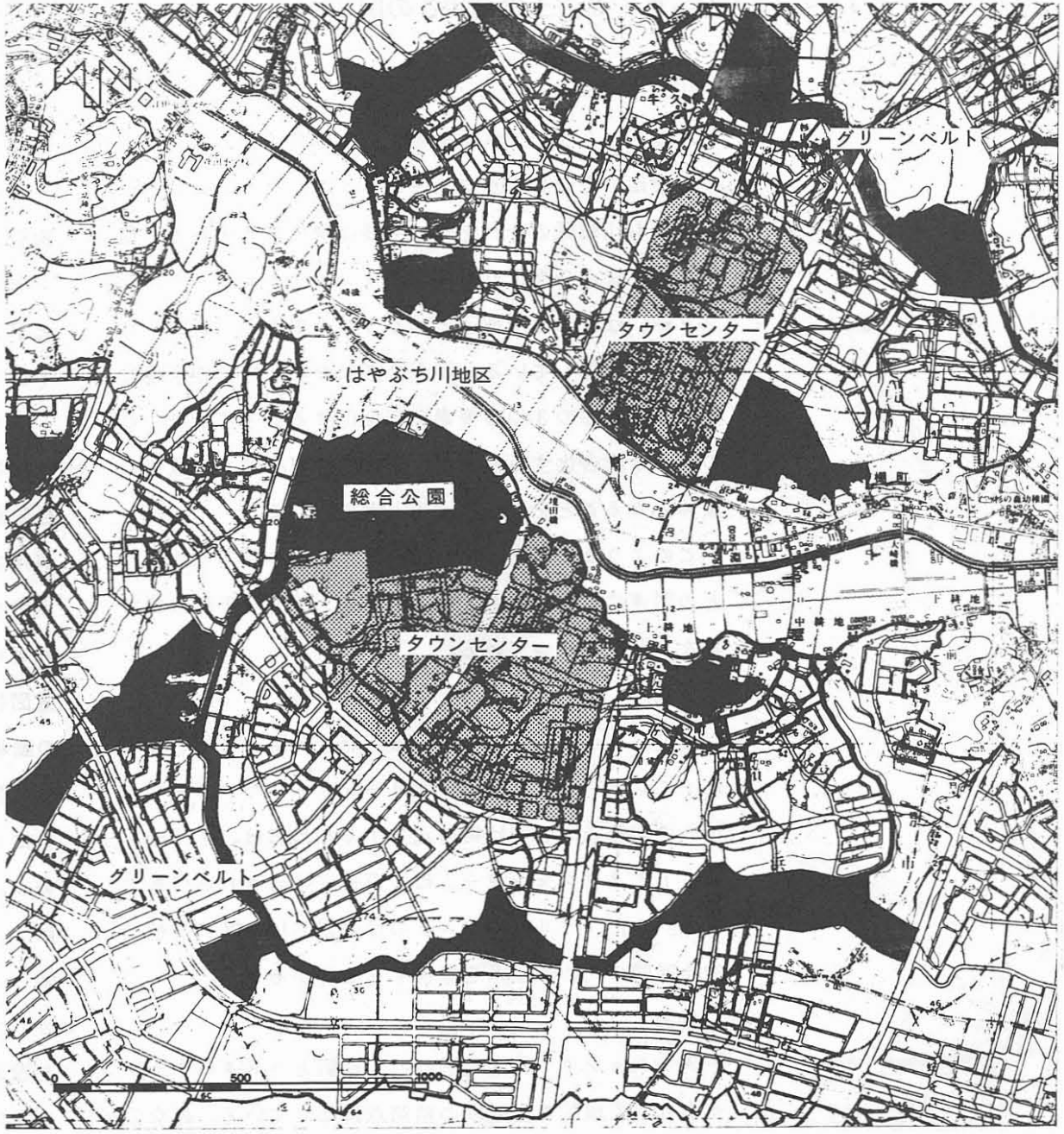

2—2　周辺土地利用との関連

総合公園がグリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区の3つの要素を組織化する媒体となることは、一方では、総合公園がグリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区のそれぞれの主要な構成要素であり、他方では、総合公園それ自体がグリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区という3つの要素から構成されることを意味している。総合公園における総合の意義は、まさにこれらの3つの要素を総合化することにあり、このような総合化する性向が、重層的、複合的な組織化の媒体となることを可能にすると考えられる。

このような性向を反映して、総合公園の周辺土地利用との関連は多様であり、東、西、南、北それぞれの側で異なる問題をもつている。

〔西側〕

グリーンベルトに接している。総合公園と一体となつたタウンセンター地区を、グリーンマトリックス・システムの起終点もしくは集約点とするためには、グリーンベルトとタウンセンターとは、直截に結合されるべきである。また、グリーンベルトのはやぶち川地区への積極的な展開のために水系を重視する必要があろう。

〔東側〕

タウンセンター第2地区は地下鉄駅とバスターミナルがあり、広域的な交通網の結節点になつている。総合公園が、ニュータウン・レベルと横浜市域レベルとの接点にあり、内、外に開いた公園となるためには、広域交通ターミナルからのアクセスに十分配慮する必要がある。したがつて、タウンセンター第2地区 ── 総合公園 ── グリーンベルトを結合する東西の動線を強化することが総合公園整備計画の重要な課題となる。また、タウンセンター第2地区にある地域体育館との連担を強化することが必要であろう。

〔南側〕

タウンセンター第3地区は、行政施設、ホテル、総合病院等を含む業務地区である。中心となる市民広場と総合公園の積極的な結合が課題であり、これら結ぶ歩行者専用道路の形態が問題となる。南側は隣接する総合病院用地を含めて、タウンセンターの計画地盤と総合公園用地との高低差が大きく、造成処理が問題となる。明確な意図に基づいた地形改変が要請される。この場合、東西の動線の強化が、同時に考慮される必要があろう。

〔北側〕

はやぶち川地区に面しているが、住宅地が入りこんでおり、接触面は限定されている。総合公園に面しているはやぶち川地区は、現時点では農業意欲が高く、総合公園と一体となつて、緑地的な土地利用を志向しているとされている。この一体的な整備を先導し、誘発する媒体を設定することが課題となる。〈保全軸〉の設定は、その媒体のひとつとなるであろう。

■総合公園周辺関連図

2－3　敷地の現況

総合公園は台地を構成する下末吉面に立地する。

下末吉面は三浦層群の上に不整合に堆積する海域の下末吉層の堆積面として最終間氷期の高位海水準期に形成されたもので、下末吉層の上部は粘土質の下末吉ロームに移化し、更にその上にそれぞれ不整合に武蔵野、立川両ロームがかさなつている。

港北地区全域は、西端部の標高80～70Ｍ　の多摩Ⅱ面、総合公園の西に接する標高65～55Ｍの土橋面と標高50Ｍ～35Ｍの下末吉面、下末吉面とは比高10Ｍ前後の段丘崖をもつ武蔵野面、そして沖積低地である谷底平野に亘つて立地し、多摩Ⅱ面や土橋面より形成年代の新しい下末吉面は、平均的に谷密度も0.65本/ha起伏量も15Ｍ／haと低い。（資料０８）

総合公園の立地は早渕川に面する段丘崖とその小支流によつて南面を除いて断ち切られた台地で、その最高標高は57Ｍ強であるが、全般には50Ｍ前後の標高の台地に、四方から標高20Ｍ前後の細い数条の開析谷がよく入り込んで、やせた尾根が放射状に伸びた山地形を呈している。谷密度も高く、起伏量も20Ｍ／ha以上あつて、下末吉面であるにもかかわらず、土橋面に酷似した地形特性をもつている。

そして、段丘崖と開析谷の谷壁斜面はかなり急勾配で、しかも粘土質の下末吉ロームが局部的に不透水層となつているため、不安定な地形状態にあるといえる。

総合公園の現存植生は、

常緑広葉樹林
落葉広葉樹林
常落広葉樹混交林
スギ、ヒノキ、サワラ植林
マツ植林
針葉広葉樹混交林
竹林
モウソウチク混交林
果樹園

に区分され、その分布が明らかにされている。（資料０９）

現況の植生をみると、現時点で最も問題として取上げられなければならないことは、植生が平衡状態にないことである。具体的な現象として、スギ、ヒノキ、サワラ植林として区分されている針葉樹植林の衰退と、落葉広葉樹林の大半を占めるコナラ林の衰退、竹林として区分されているモウソウチク林の拡張と竹林の部分的進行遷移と部分的衰退、下草をみても、安定的なものの他に、進行遷移的な傾向、退行遷移的な傾向が部分部分に見出される。

このことは、総合公園に残存している植生がほとんど人間の管理によつて動的平衡状態にあつたもので、近年管理が放棄され、植生が平衡状態を維持できなくなつたことに起因していると理解される。

■総合公園地形図

数字はＰ29の写真説明の
末尾番号を示す。

植生は環境条件に適応した組成をなし、その植生が、自身の環境への働きかけで環境条件を変えると同時に、それに応じた代替植生にとつてかわられ、長い時間を経て安定した植生が定着する。その植生も環境条件の変移により、常に変貌するが、大きな条件変更がなければ、安定裡に動的平衡状態を示すものである。しかし、いつたん人為が加わると、その人為は目的をもつて植生を変様させる。そして人為の条件下で動的平衡状態を保ち、人為を除けば平衡状態は当然保たれなくなる。たとえばコナラ林では、自然には高木構成種が幾種もあるのに、薪炭林として管理されると、コナラ以外を除伐して捨て去り、コナラを更新伐して純林に近い形をつくり、又、下草刈りを行ない、草本、木本種の下草を駆逐するためアズマネザサの優勢化が進む。この薪炭林は、長い間平衡状態を保つていても、それは管理によつて裏付けられているにすぎず、そのために、管理が放棄されると、条件に即応して植生は急速に変貌し、多くの場合退行的な遷移をみせる。

総合公園の現況植生もほとんどのものにその傾向がみうけられる。

針葉樹植林は、スギ林が主であるが、一斎林では間伐管理を放棄したために過密状態になり、自然淘汰が進まず、相互に被圧しあつて衰退し、コナラ等の林床に保護されて植林された若木も、上木の繁茂によつて被圧されて枯損がはげしい。老齢木でも周辺からのアズマネザサの侵入が、通風を阻害し、虫害を発生せしめ、現況では一見健康にみうけられる立木も将来の保証をとりつけることができない状態にある。

コナラ林は更新伐管理がなされないため、立木が老齢化し、衰弱し、しかも、下草刈管理を中止したため、林床のアズマネザサが優勢化し、通風阻害から虫害が顕著にあらわれてきている。すでに虫害におかされ、立木が枯死し、アズマネザサ草原化している樹林すらある。

モウソウチクは地下茎を伸ばし、モウソウチク林の周辺の樹林に親竹を立て、樹林の衰退現象とあいまつて、モウソウチク林域を拡張する勢にある。すでに、総合公園の立地は、相観的にほぼモウソウチク林で大半がおおわれている観すらある。このモウソウチク林域の拡張と裏腹に、在来のモウソウチク林は、更新伐管理を手控かえているために過密な不良竹林化が進んでいて、特に谷部は、谷壁を流れ下つた表面雨水が浸透し、土壌の空隙に粘土等がつまつて、土壌が緊密化し、そのため根の呼吸作用が阻害されることによる衰弱が重なつて、細い竹ばかりの不良竹林化が目立つ。

なお、下草についてみれば、常緑広葉樹林構成要素が下草を構成している進行遷移傾向と、灌木が下草を構成している安定傾向と、アズマネザサ等の優勢化した退行遷移傾向の三つが、いずれの樹林にもみいだされる。管理が従来から密でない急傾斜地等では一般に自然の営力が大きく作用していて、退行遷移傾向はみられないが、

■総合公園現存植生図

（資料０９）

D　落葉広葉樹林
C　スギ・ヒノキ・サワラ植林
P　マツ植林
M　針・広混交林
B　竹　林
K　モウソウ竹混交林
F　果樹園
O　伐開地
A　アズマネザサ草原
G　草　地
V　畑
T　植木畑
H　宅地・神社・墓地

その他ではほぼその傾向にある。

以上をふまえて、現地踏査によつて概略的に把握した現況の植生を将来の管理区分を念頭において整理してみると、

常緑広葉樹（シラカシ）林
落葉広葉樹（コナラ等）林・灌木
〃　・メダケ、アズマネザサ
モウソウチク林・典型（貧下草）
〃　・灌木、草本下草
〃　・常緑広葉樹（高木性）下草
〃　・メダケ、アズマネザサ下草
〃　・過密
〃　・硬土壌
草原・先駆木
〃　・メダケ、アズマネザサ
〃　・草地
針葉樹（スギ、ヒノオ）植林・高齢林
〃　・幼齢林
モウソウチク混交林
針葉樹（スギ、ヒノキ）混交林
果樹園・クリ
〃　・カキ
その他（畑、裸地）

の区分がなされる。

なお、この区分は、概略的には前出の植生区分との整合性はあるが、管理に対応した細区分がなされていて、又、分布域的に相当なずれが認められる。細区分単位の、モウソウチク林であえば典型と灌木、草本下草、常緑広葉樹下草、メダケ、アズマネザサ下草、過密、硬土壌の区分は、一般的に、傾斜地の下部に典型、上部に下草、谷部に過密と硬土壌が多い傾向はあるものの、管理状況が最大の区分要因となつているため、地形やその他の客観性のある要素により区分しきれず、落葉広葉樹林でも北向きの急傾斜地に灌木下草が多い傾向にあるが、それもやはり管理によつて南向き斜面や緩傾斜地にも出現していて、そのことを念頭におくと既存資料である現存植生図から現況の植生を把握することはできない。分布域のずれも、植生の動的変化によるもので、例えば針葉樹植林の大半は混交林化や他植生化が目立ち、前述した通りモウソウチク林の分布域がひろがつていて、そのそれぞれの傾向も管理条件によつて一定でなく、これ又、現存植生図からの現況の把握は不可能である。

現存植生をどういう形でか、どういう状況でか残すためには、又そのための条件を明らかにするためには、植生区分の他、地形、土壌、水、植生の被度、高さ、病虫害の状況、管理の手間等の視点からも現存植生を把握しておかなければならないが、既存の資料からその読取りは不可能である。

常緑広葉樹（シラカシ）林——①（場所はP25参照）

モウソウチク林・典型（貧下草）——④

モウソウチク林・アズマネザサ——⑦

落葉広葉樹（コナラ、エゴ、ソロ）林・灌木——②

モウソウチク林・灌木、草本——⑤

モウソウチク林・過密——⑧

落葉広葉樹（コナラ、ソロ）林・アズマネザサ——③

モウソウチク林・常緑広葉樹（シラカシ）下草——⑥

モウソウチク林・硬土壌——⑨

第２篇　考　　察

第３章　考察＝１――総合公園の整備における保全の意義

第４章　考察＝２――総合公園整備計画のあり方

第3章　考察＝1

3－1　保全／公園化

総合公園の整備については、当初より現存植生を活かした公園とするというコンセンサスが醸成されていたが、その対象については必ずしも特定されてはいなかつた。港北ニュータウン開発計画における現存植生の保全計画は総体的に柔軟な視点に立つており、広く土地の生産ポテンシャルまでその対象と理解されているため、総合公園の構想においてスタティックな意味における保全対象が特定されなかつたことは当然であつたとも言える。

一般論として、保全植生をとり入れた公園は、内化すべき植生の存在が前提となる。その場合、公園の計画意図は「外から来たもの」として先行する植生にあわせたものとなる。すなわち、先行する植生はそれが自然植生であるか、人為的所産であるかを問わず、公園の計画意図に対して一定の遊離関係、非用――在の系として一定の自立性を持つものと理解される。さらにこれを敷衍すれば、その植生の出現時点も問わないと言いうる。つまり、その公園の開発意図が決定された後に出現する植生もその開発意図に対して一定の自立性を持ちうると考えることができる。このような保全植生を含む公園のあり方は、生物界における〈寄生〉のようなものとして理解される。先行する〈宿主〉である植生に対して、外から来た〈寄生体〉としての公園が、宿主をたよりとして着生し、それぞれ独自の論理を持ちつつ共生発展してゆく姿として見ることができる。

保全植生を前提とするならば、公園一般は特定の植生を要求しない。むろん、宿主としての条件は寄生体に豊かな培地を提供することであり、この場合、樹種の問題というよりも被度あるいは相観といった公園の空間形成に直接寄与する側面、あるいは公園化によつて発生する諸々の負荷に対する持続性の有無といったことが問題となると思われる。

植生が公園の計画意図に対して一定の自立性を持つとしても、総合公園予定地のような放置されて流動的な状態にある二次林の場合、さまざまな発展のケースが可能であり、植生の側から保全方針を規定することは困難である。一方、公園としても保全方針は、本来特定しがたいことであり、保全方針を求めるとすれば、他の視点が導入されなければならない。

港北地区の総合公園の植生のあり方を見定める視点は、グリーンマトリックス計画、タウンセンター計画、リージョナル核としての港北中心地区計画から規定される。すなわち、歴史的空間秩序あるいは文化財保全としての二次林の保全、タウンセンターのマグネットとしての環境のストックを形成する樹林地の育成、大規模な緑被空間を提供する樹林の造出といつたターゲットが予想され、これらのターゲットへのベースとしての、あるいは初期的な緑被空間を提供する過度的形態としての現存植生の評価、とりあつかいがなされるものと考えられる。

総合公園は、タウンセンターに隣接してほぼニュータウンの中央部に位置し、比較的規模も大きい。一般的には、総合公園という名称は、自然公園と運動公園両方の機能を併せ持つものであろうが、本地区では次のような状況が考慮する必要がある。つまり第一に面積約18haのうち大半を占める樹林、または竹林は、造成上これを残すことが可能であり、まさに都市スケールにおいて、まとまりをもった樹林地として残し得る空間としては、港北ニュータウン最大のものである。第二に、運動公園として整備するには、極めて大規模な造成工事が必要である。第三に、スポーツレクリェーション充足の場は他にも考えられる。以上より、ここでは、現存の植生、地形を生かし、より質の高い緑の環境づくりを目指し、緑としての多様な景観の創出を考えるべきである。但し、横浜市における副都心を目指すタウンセンターに近接することから、多量の人のにじみ出しが予測され、これらの人の多様な活動を吸収する手だて（例えば広場等）は、当然配慮されねばならない。

いずれにしても、残り得る最大の環境資産を、現時点で破壊してまで、スポーツ施設（ある限定された時間についていえば、他の人の利用を排除するという意味において特定数の人が利用する施設）を設ける必然性は認められないといえよう。

（資料０４）

保全という概念は計画の諸概念の中で特異な存在の一つである。すなわち、保全の対象となる「もの」の存在が前提となる。保全の対象の存在しないところでは保全という概念は成立しえない。

さらに、保全が成立するためには、その対象にかかわる「開発」が先行しなければならない。「開発」が存在しなければその「もの」は原則として保全の対象とはなり得ない。

また、その対象物の存在と開発意図は矛盾関係になければならない。開発その「もの」の存在を包含するような場合は保全という概念は成立しない。すなわち「開発」のみが存在することとなる。

第３に、保全が成立するためには、その対象物に対して開発意図に添った（開発意図の変更をも含めて）何らかの「付加価値」が賦与されなければならない。対象物は物的には同じ状態のもとに存続しつづけてもそこに何らかの存続を許容する価値が与えられていなければ、相矛盾する開発意図のもとに存続することはできないからである。

（資料０１）

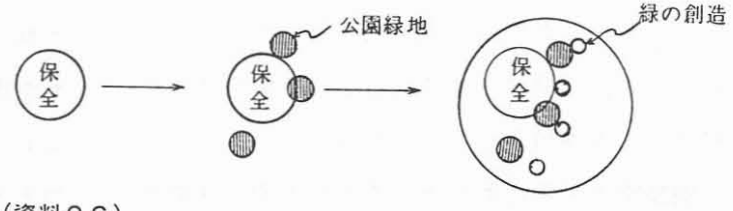

（資料０６）

■寄生的に理解された空間モデル

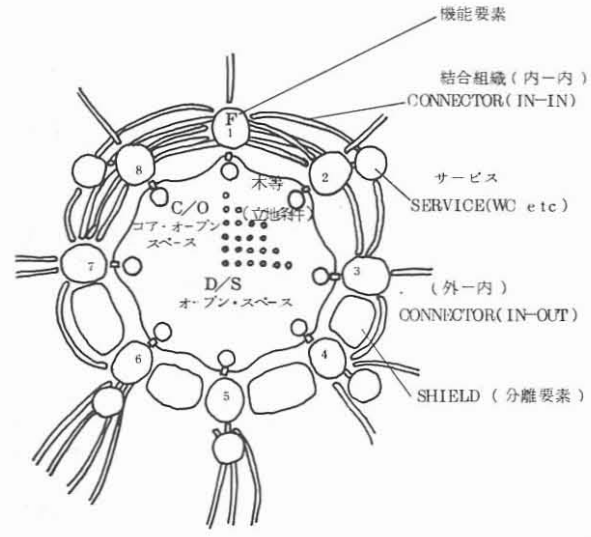

（資料０１）

この公園の空間モデルでは、中央のオープンスペース部の立地条件(例、保全域)をたよりに周辺に公園の各機能要素がはりつく姿を示している。一般に、機能要素へのデマンドが大きくなると、保全域は侵蝕されてなくなってしまう。

サボテン方式と呼ばれるこのモデルは、保全域をたよりとして公園が立地し、保全域の緑を母体として緑のストックを増殖させてゆくシステムを示している。

以上をふまえて、総合公園の現存植生は、現況の状態を維持することが好ましい持続植生と、その育成やより安定さすための変更が望まれる育成植生、遷移をうながしてより安定的な植生として変様させることが望ましい遷移植生、新規の植栽にとつてかわられることが好ましい植栽植生の四つの植生に評価分類される。

持続植生は現況の持続が可能であるとして評価される植生で、導入された評価視点によれば、自然林に近い管理の手のほとんど入らない状態で持続している常緑広葉樹林や、コナラの一斎林を除く衰退していない二次林やモウソウチク林がそれとなる。

育成植生は現存植生が原則的に評価されるもので、幼木植生や、種構成的に変更が好ましい植生が評価される。評価視点によれば、伐採跡地の萌芽林や、コナラの一斎林が評価の対象となる。虫害におかされながらも更新伐によつて回復が可能なコナラ林等もこの評価をうける。

遷移植生は植生が遷移することによつてより一層の安定が期待される植生で、二次林等で高木性の常緑広葉樹の若木や稚樹が林床に多くあらわれているもの等、その遷移傾向のうかがわれる植生は当然遷移植生として評価される。又、二次林でやや衰退傾向があらわれていたり、被度が低いものは、補植によつて遷移をうながした方がよいと判断され、遷移植生と評価される。

遷移の初期段階の先駆性樹種をともなうものも含めた草原と、退行遷移をうながすアズマネザサやクズ等の下草が過度に繁茂したり、回復の望めない病虫の被害の大きい植生、過密な植生で密生種が相互に被圧しあつて衰退してしまつている植生は、事実上現存植生の存在が評価されず、植栽によつて全く別の安定した植生につくり直す必要性が認められて、植栽植生と評価される。

なお、植生はそれ自身のなかから評価されるだけでなく、管理や立地からも評価される。

管理的には、管理手間の過剰なもので、しかも管理をおこたるとその植生自身が崩壊するばかりでなく、他の植生へも虫害を伝播したりするものは植栽植生とすることが妥当であり、果樹園のクリ等はまさにそれに当る。

立地的には、急峻傾斜地では当然現存植生がその地形を支えていることが多く、植生の資質からの評価とは別に、植生の取扱いに慎重を期す必要がある。そのため、植生の評価が植栽植生であるもので、急峻地形に立地するものは、遷移植生的な取扱いを検討する必要がある。

また、土壌条件や水条件が適性でない植生は、当然これまで管理等による特別の幇助があつた訳で、持続植生とすることは管理上無理がある。

なお、混交林の一部は、以上の評価に当て嵌らないが、それらは、当面の退行遷移的な要素、例えばアズマネザサが優占している林床の下草刈を行なう等の管理をほどこしつつ、将来遷移の方向を見極め、その時点で評価を加えることにして、現時点での評価は保留しておく。

■現存植生の評価

評価立脚点	評価項目	評価内容	持続植生	育成植生	遷移植生	植栽植生	備考	対象
植生による評価	分類	自然林	○	・	・	・		シラカシ林
		管理林	○	○	○	・		コナラ林、モウソウチク林
		植林	×	×	○	・		スギ林、ヒノキ林
	遷移段階	終期	○					極相林
		中期	○	○	○	・		途中相林、二次林
		初期	×	×	×	○		先駆植生
	上層樹高	低	×	○	・	・		
	上層被度	低	×	×	○	・		
	密度	高	×	×	×	○		スギ林、ヒノキ林
	下草	木本種	○	・	・	・	被度50%以上	
		進行遷移種	×	×	○	・	被度20%以上	
		退行遷移種	×	・	・	○	被度75%以上	
	その他	病虫害	×	・	・	○		コナラ林
管理による評価	手間	過剰	×	×	×	○		果樹園（クリ）
立地による評価	地形勾配	急峻	○	○	○	・	35°～45°以上	
	土壌、水	不適	×	・	・	・		

○　評価される可能性の強いもの　　・　評価される可能性のあるもの　　×　評価される可能性のないもの

3－2　保全／タウンセンター化

開発計画において現地形をのこす意味は、およそ次の2点としてとらえられる。第1は、その地形そのものが特定の価値をもち（例えば、自然的、歴史的記念物等として）それを保存する場合である。第2は、その地形が開発意図からみて一定の利用価値をもち（例えば、変化に豊んだ空間を形成するといつた漠然とした場合も含み）それを活用する場合である。前者については、当該地形の凍結的保存が求められ、スタティックなとらえられ方をする。後者は利用の対象となる地形についてのみ評価がなされ、一般的に地形改変を拒まない。

総合公園計画における地形保全の意図は、やや特異なるものと見ることができる。総合公園の敷地については、特に歴史的評価がなされているわけでもなく、また、特定の利用意図が先行していたわけでもない。総合公園における保全意図は、むしろ外側からの視座にもとづく多分に外形的な評価、山がそれとして存在することに対する独立した評価として理解される。

対象地の見えがかりは、主としてタウンセンター開発により大きな影響をうける。特にタウンセンター第2、第3地区に接する東側および南側は、センター側とのとりあいの関係上、大きく造成する必要があり、これまでの丘陵地の先端部としての位置から、独立した小丘へとまつたく姿を変えることは明らかであり、センター側からの姿も、これまでとは異る位置、高さから見られることになるはずである。また、地形そのものの改変は要請されない北側、第1地区側からの姿も、タウンセンターの建物群のヴォリューームとの対比で見られることとなり、まつたく異るプロポーション、スケールとしてとらえられることになろう。

総合公園計画における総体としての地形保全の意図は、地形のゲシュタルト（形態的秩序）の継承として理解することができる。すなわち、それ自体の地形改変の必然性を含み、また、周辺との関連で大きく見えがかりが変化することを前提として総体としての地形を残してゆくことは、個々の物的存在としての地形のスタティックな保存を意味するのではなく、全体としてのらしさを継承することであり、そのらしさを残すことによつて空間秩序の歴史的連続性を図ることである。

このような視点にたてば、総合公園敷地の地形のゲシュタルトは、丘陵の先端としてではなく、丘陵地をシンボライズする小丘もしくは山としてとらえられる。総合公園をひとつの山としてとらえれば、それは比較的ルーズなゲシュタルト質をもつ山として理解される。ルーズなゲシュタルトは部分の改変に対して許容量が大きい。つまり、ある程度の部分的改変によつても全体のゲシュタルトはそこなわれ難い。

植生保存の問題もゲシュタルトの問題として理解することができる。すなわち、ゲシュタルトは形態的秩序で

あるが故に、単に物理的に地形そのものが残されても、その表層の状態が変化すればゲシュタルトも変化する。したがつて、総合公園のゲシュタルトとは、木の生えた緑の山としてとらえることができる。

総合公園整備において要請される地形の保全とは、このようなあの山のゲシュタルトを継承することであり、

■総合公園「山」の変貌

1　現　況

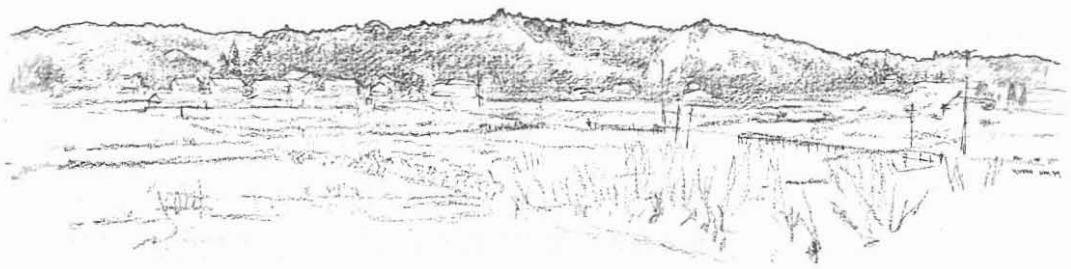

2　造成後

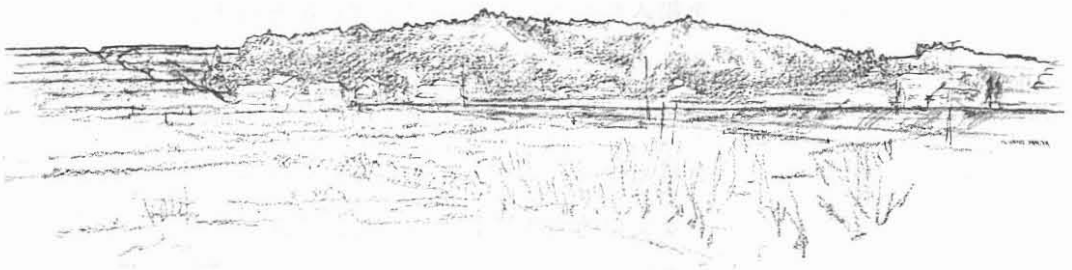

3　タウンセンター　ビルドアップ後

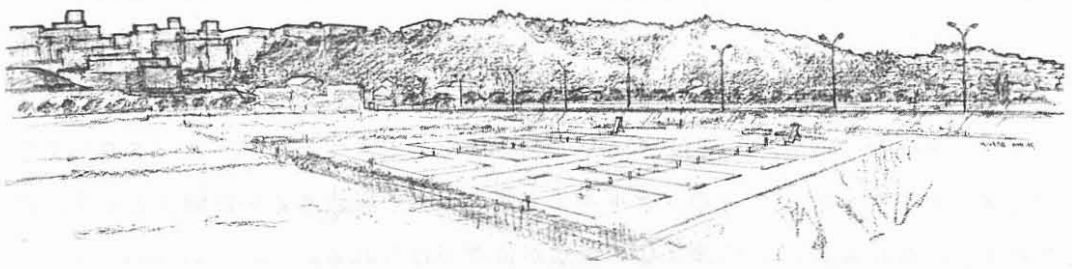

より正確に言うならば、あの山が保全されたと知覚できるあらたなタウンセンターのゲシュタルトを創出することである。このことはすでにふれたように、あの山の現況地形を絶対的に保持することを意味しない。たとえ絶対的保持を図つたとしても、周辺開発による見えがかりの変化により、ゲシュタルトは変化するからである。

ある程度の地形改変を前提とした場合、山の保全という命題のもとに改変デマンドをどう評価するかが問題となる。山形の地形におけるゲシュタルト中心（ゲシュタルト形成に最も大きな力を持つ部分）は、頂上もしくは凸部であると考えられ、凹部あるいは谷部は、より少ない影響力を持つと判断される。したがつて、山のゲシュタルト保全においては、頂部の改変は最少限度にとどめるべきであり、逆に谷戸部は比較的自由度が高いと判断される。また、総合公園の山は多数の尾根と谷戸により構成された地形であり、単独峰に比べてより弱いゲシュタルト質を持つと考えられる。さらに、あの山の認識はこれまでもつぱら早渕川側からの視点からのものであつたと考えられ、地形の継承という点から見ると、早渕川側（第1地区側）からの視座が重視されると考えられる。

タウンセンターと山との融合化、一体化を図り、山を含むタウンセンターのゲシュタルトを形成するためには、共通要素の連続性（総合公園とタウンセンターとの同質化）、弱いゲシュタルトの形成によるグラディアスな連続性を図ること等が考えられる。

3－3　保全／都市化

現存の地形、植生を生かしつつ総合公園という港北ニュータウンの新たな財産をつくりだしてゆくことは、単にものを残すという側面にとどまらない。植生にせよ、地形にせよ永年の農業生産による人為的所産であり、それを残すことは、何らかのかたちでその背景となつた社会的側面、言いかえれば生活の型の記録を残すことにつながる。生活の型をとどめることを開発の中に組込むことは、地形地物を原形をとどめぬほど改変し、そこに全く新しい型を持つた人々が外から流入してきて一種の植民地を形成し、新旧の文化的断絶を生ずるという、よくある開発の問題点をある程度回避することができると思われる。特に区画整理のように居住者が連続的である場合は、生活環境面における歴史的連続性を保持することは重要な問題であり、それによつて開発を身近かなものとし、在来の生活者にとつて自分達のまちとしての意識を持ち易くすることになろう。また、このような型が公園という公共空間に残されることによつて、新しい住民にとつても、保全された型を共有財産として受けいれやすくし、新旧文化の接点となることが期待される。さらに、このような資産を都市施設として活生化してゆく過程、あるいは維持管理の過程を通じて、管理技術、利用のノウハウの提供等のかたちで人的結びつきができるとすれば、住民参加への受け皿ともなると考えられる。

住民参加によるまちづくりは、単に住民の直接的利益の擁護といつた面にとどまらず、住民がまちの主役として、そのまちの文化の荷い手としての意識を保持するのでなければ、真のまちづくりにはなり得ない。そのためには開発当初における住民の関心をつなぎとめ、参加のエネルギーを有効に結晶させるシステムを開発に組込む必要がある。この意味で、在来の生活文化を何らかのかたちで新しい開発に組込み、その発展的継承を図ることは、住民の関心とエネルギーをニュータウン開発に結びつける有効な媒体となりうると思われる。さらにそれを起点として、公園の発展段階に応じてさまざまに展開される住民参加の伝統を形成してゆくことが期待される。

総合公園の計画においてこのような文化的側面の保全を組込むことは、単に記録保存的な意味にとどまらず、住民の関心のよりしろであり、参加のチャンスを提供することであり、住民参加という運動の種子あるいは胞子を植えつけることとしてとらえられる。さらに、このような文化的側面における参加は、港北ニュータウン建設事業における巾広い住民参加におけるシンボルとしての位置を占めるものと期待される。すなわち、港北ニュータウンのシンボルとしての総合公園の形成における住民の文化的側面における参加は、住民参加というニュータウン・スピリットのシンボルであり、ニュータウン文化のシンボルでもあり、その原点あるいは胞子として、在来文化の保全が位置づけられる。

ポーランドの諸都市は第２次大戦中ドイツ軍によって徹底的に破壊された。ワルシャワは旧市街地の90％近くが破壊されたという。終戦を迎えたワルシャワ市民にとっての第一の課題はこの破壊し尽された町を如何に復興するかということであった。

都市計画の手法としてはさまざまなものが用意されていたが、ワルシャワ市民達は結局、旧市街を戦前の姿に復興することに決定した。戦前の実測図面が残っていたので、それをもとに旧地区の建物各々を忠実に復原し、完成したワルシャワ旧市街は完全に戦前の姿に戻った。

この復興作業はそのままワルシャワ市民の歴史観を表わしている。ドイツ軍はポーランドの町たるワルシャワを完全に破壊することに決定したが、コペルニクスの生地トルーニは元来ドイツ領だったと主張して何の破壊行為もなさなかった。いいかえれば、ポーランドの歴史はナチスによって抹殺されようとしたわけである。ワルシャワ市民の努力はこの失われた過去の歴史の回復であり再構成であった。むろん、文化財保護的な個別的価値評価がなかったわけではないが、全体としてみれば、歴史的実体として形成されてきた都市をその通り復原・継承することで、ワルシャワ市民のアイデンティティを保とうとしたといえよう。

この立場は、ある意味ではきわめてイデオロギッシュな立場である。極端にいえば、自己の独自の文化を主張し、都市という実体によってその文化を全面的に再確認していこうとするものである。したがって、都市を成立させている人間関係、いわば共同体の意識と切っても切り離せない。都市の歴史は、すなわちそこの共同体の正統性の証しでもあった。

（資料１１）

ワルシャワの中心部の復原について、ユネスコの文化財保存機関であるイコモスICOMOSが提案した歴史的記念物保存の技術基準であるヴェニス憲章にてらして、その復原が不正確であるという批判がでたことがあるが、これにたいして事業に関係した一人は、それはそのとおりだが、町の中心部のこの復原にはそういう技術的な問題よりももっと切実な＜国民的，政治的，心理的＞な理由があり、あえて不正確を承知で復原したとのべている。（中略）

1945年に町がナチの支配から解放されたとき、戦前100万人の人口のあったこの町にわずか16万人しか人がいなかったといわれるが、この復原は戦争という民族あるいは市民の生存そのものをおびやかすような、もっとも大規模なまたもっとも徹底的なヴァンダリズムにたいする痛烈なプロテストの表現であると同時に、政治的にも文化的にも東西の谷間にあって大国の間の角逐の犠牲をしいられてきた市民が、自分自身の姿を形として都市の中に具体化しようとする切実な願望の表現でもある。市の関係者のいう復原の＜国民的理由＞というのは、そういう意味にうけとらなければなるまい。この復原は都市づくりにおける文字通りの＜原点＞だったのである。

（資料１２）

第4章　考察＝2

4－1　総合公園整備計画のあり方

これまでの検討結果をふまえれば、総合公園の整備のあり方をめぐる問題は、次の2点に集約される。

第1の点は、主として、意図の側からの問題である。総合公園は、港北中心地区の〈重層・複合核〉として、空間的にも時間的にも総合的な計画が要請されている。一方、「市民参加のまちづくり」という基本理念にたち公園緑地をコミュニティ施設として認識するからには、現段階で、総合公園の整備に関する意図を収束することは不可能である。したがつて、全意図を総合的に確定し、それを空間的に区分し、時間的な段階をおつて整備するという意味での、機械的な単なる段階整備論は成立しないと考えられる。

第2の点は、主として、対象の側からの問題である。単なる段階整備論が不成立であれば、基盤整備論が考えられる。これは、保全を基盤とする総合公園の特性、および区画整理事業の主旨からみて、一般的には妥当であろう。しかし、総合公園は公園緑地整備事業を先導する役割をになつており、何らかのかたちで早期供用が要請されている。したがつて、「基盤整備を充分に行い、その上で可能なかぎりフレキシブルな空間として、公園緑地を整備する」ことは積極的な解決とはなりえない。下部構造と上部構造を分離するという意味での、消極的な単なる基盤整備論も適応しえないと判断される。

単なる段階整備でもなく、単なる基盤整備でもなく、当該段階で十全な意義をもつ諸事業の展開の過程として、総合公園が、生成、発展してゆくことが必要である。

総合公園の発生の基盤となる基盤整備でなければならず、総合公園の全体的で主体的な恒常的発展をうながす段階整備でなければならない。明確な起原をもち、歴史的に発展する，有機的な構造をもつた整備計画が必要である。いいかえれば、総合公園の〈発生的展開論〉が必要である。

したがつて、総合公園の〈発生的展開〉を具現化する包括的な仕組を構築することが、総合公園整備計画の基本的な課題となる。

以下、この仕組を〈生成システム〉と呼ぶことにする。

浅田　孝氏を援用すれば、当該段階で十全な意義をもつ、いくつかのサブシステムを構成し、それを内挿しておくと、それがやがて、総合公園の全体システムに影響を与える自律性を発揮し、それらの自律的な相互作用の成果として、総合公園が歴史的に生成してゆく、といえるであろう。

グリーンマトリックス・システム計画は、対象論、計画論、運動論の3つの段階をへて、理論的に整理されてきている。〈生成システム〉は、この運動論をうけて、それを総合公園整備計画の戦略論として展開したものであり、グリーンマトリックス・システムの理論的な発展の一環として位置づけられる。

これまでの法定都市計画は、一応のいろどりもあるし、既にきちんとできちゃっているのだけれど、いわゆる都市の骨格づくりを総合的にやっていこうというような立場では、かならずしも検討されているとは思えませんでした。

そこでまずやった作業は、横浜のような都市が、本来あるべき長期的な見とおしにたったとき、すくなくとも、何に腹をくくっておかなければいけないか、戦略のピントを何にあわせておくかを整理して洗いだすことだったわけです。そこで打ち出したのが、長期にわたってどうしても必要な地域社会の骨格的なストックを総合的に形成する基幹的事業だったわけで、その後、市の方で六大事業と名づけました。

明治以後100年をふりかえると、国民のストックがさっぱりない。これではゆとりがないし、これからはゆとりがなければ正確な判断はできない時代に、直面するだろうと思います。ですから、行政の縦割りといい、単年度予算編成方式といい、ストック形成には必ずしも向いていない社会の条件があるなかで、地域社会としての本格的なストック形成をはかる必要があるのです。明治100年この方、日本の経済社会は、フローの拡大に依存したその日暮らしなんですよね。フローを処理していけばよいとのことで、ゴールとしての長期計画は持っていても、実際に使われる手法なり、道具なりは単年度主義のそれでした。

しかし都市の建設というのは、本来、どれも30年もかかるような骨格づくりなのですから、そこではどうしてもストック形成の論理が武装されねばならない。

六大事業についていえば、自治体のストック形成の問題であり、戦略的プラニングのプロパーの問題です。とにかく自治体の事業としてのこういう大きなターゲットを持たれたらどうですかと、率直に申し上げた次第です。

またぼくは、ちょうどそのころ、ゼネレイティングシステム（生成システム）というものを考えていた。それは、いくつかのサブシステムをうまく構成して、内挿しておくと、それがやがて全体のシステムに影響を及ぼす自律性をだんだん持ってくる。それを事業に当てはめれば、その種をうえておくと、その事業目標をさらにフォローアップする過程では、市のなかの技術者やマネージャーにあたる人たちも、改めてこのシステムのなかに内包されている自己管理性といいますか、地域空間の経営のノウハウを身につけてもらえるだろう。こういう問題意識をちゃんとふまえてやってみると、この六つの公共事業が自然に目標として出てきた。そして、その戦略的意味を適確に市長が理解し、決断して下さった、ということになろうかと思うんです。

（資料１３）

港北ニュータウン開発計画の重要なシステムとして、積極的な展開が試みられてきたグリーン・マトリックス・システムの理論的な発展過程を総括すれば大きく３つの段階に分けられる。

第１段階は、ものの論理であり、種々のオープンスペースの実体的な連続性に重点がおかれており、基本構想段階において定式化されたグリーン・マトリックス・システムの第１の側面に対応するものである。

第２段階は、グリーンマトリックス（Ｇ／Ｍ）の第２の側面の展開であり、オープンスペース・システムの計画論として＜複合系＞が追求され、その結果Ｇ／Ｍは、Ｇ／Ｍとリクリエーションマトリックス（Ｒ／Ｍ）とに分化するものとされた。

第３段階は、Ｇ／Ｍ．Ｒ／Ｍという２つのマトリックスが、具体的に都市の変化・発展に対応して運動することに重点がおかれ、空間の＜非限定性＞の追求が主要な課題となった。

（資料０１）

4－2　〈生成システム〉の基本的な概念

〈生成システム〉の基本的概念は、〈構造化〉と〈組織化〉である。〈構造化〉は〈生成システム〉の発生的側面に対応し、〈組織化〉は〈生成システム〉の発展的側面に対応する。

〈構造化〉は〈基盤構造化〉と〈基幹構造化〉とに分けられ、〈組織化〉は〈基幹組織化〉と〈総合組織化〉とに分けられる。

〈基盤構造化〉は、保全――開発の構造化である。総合公園の発生起原を顕在化させる構造化であり、総合公園とタウンセンター第2、第3地区との融合化・一体化のための構造化である。

〈基幹構造化〉は、総合公園――タウンセンターの構造化である。総合公園の恒常的な発展をつらぬく一貫性を保持し、総合公園の全体性・主体性を具現する構造化である。それは即、タウンセンターの全体構造でもある。

〈基幹組織化〉は、タウンセンターの全体構造をふまえた、タウンセンター全地区の組織化である。このタウンセンターの全体化に総合公園が積極的な役割をはたすためには、基盤構造の質的充実が前提となる。

〈総合組織化〉は、港北中心地区の重層的・複合的な組織化である。港北中心地区の総合的整備の可能性は、総合公園を中核とする基幹構造の組織的な外延化如何にかかっている。

〈基幹構造化〉と〈基幹組織化〉とは、相互に密接な関連があり、同じ位相に属している。したがつて、〈生成システム〉は、事業の発展段階として、次の3つの位相をもつことになる。

- 基盤整備 ――〈基盤構造化〉
- 基幹整備 ――〈基幹構造化〉／〈基幹組織化〉
- 総合整備 ――〈総合組織化〉

以上の考察は、右のように整理される。

すでに1－1で引用した、横浜市の「緑の保全と創造に関するマスタープラン」基本的考え方（素案）によれば、横浜市の緑の基本構想は、緑の「保全」と「創造」および「公園の整備」を3つの柱としている。そして、この3本柱は、ひとつの拠点緑地を構成するさいにも手だてとなるのであり、この「保全」と「創造」と「公園の整備」の組合せを「サボテン方式」と呼び、横浜市の緑の計画においては、この「サボテン方式」を実践してゆくとしている。

右に示されているように、〈生成システム〉の概念図と「サボテン方式」の概念図とは、論理的に同一であり、〈生成システム〉は「サボテン方式」に包括されており、それを実践的に具体化してゆく仕組のひとつとして理解される。したがつて、港北ニュータウンの総合公園は、横浜市の「緑の保全と創造」における典型のひとつとなりうるものであり、緑政行政のひとつの規範となりうるものである。

■〈構造化〉と〈組織化〉との連関

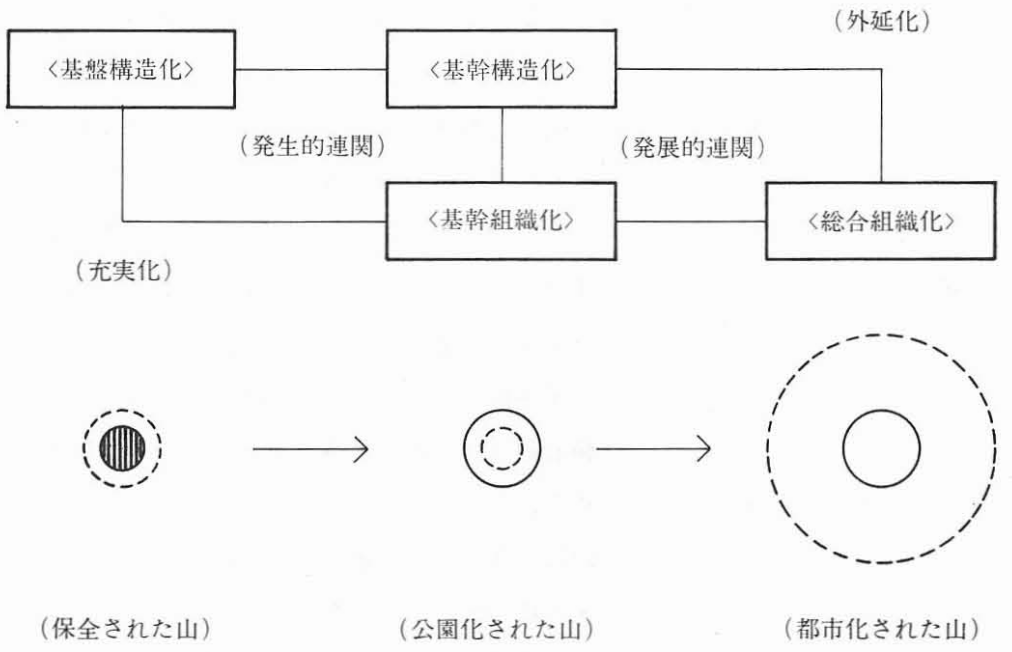

■サボテン方式

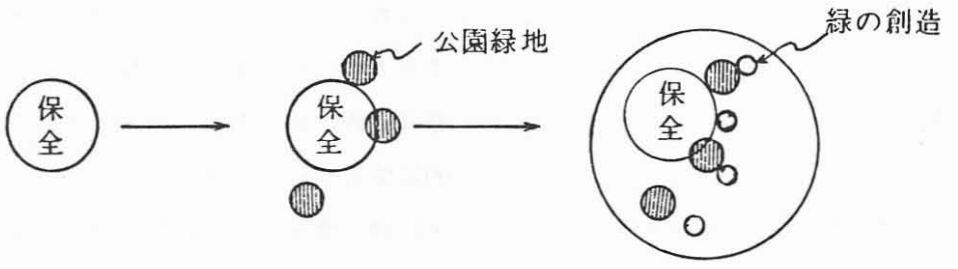

（地域，地形等によりこのパターンは変化する）

Ⅰ－3　緑の基本構想の三本柱

緑の量的、質的確保の具体策として、緑の「保全」と「創造」及び「公園の整備」が三本柱となる。これらの三本柱は個別にあるのではなく、三者が各地域の条件によって結びつく必要がある。

全市的配置からみれば、郊外部に面的に緑の保全がされ、市街地へと点的緑が保全、或は創造され（具体的には自然山林、社寺林の保全や公園の整備である）又それらを繋ぐ線的緑の確保と創造（緑化）である。

サボテン方式

この三本柱は一つの拠点緑地を構成するさいにも、手だてとなる。拠点緑地は面的、質的緑の確保の拠点でもあると同時に、その中味は都市のレクリェーションの場へ部分的に開放できるし、場所に応じて創造の緑（緑化）も必要となる。すなわち、三本柱は緑の配置の上や、面的、質的確保の点からも、「保全」「創造」「公園の整備」を組合せるべきであり、本マスタープランにおいて、この組合せを「サボテン方式」と呼ぶ。

サボテン方式は現存している緑を面的、質的に確保できるだけでなく、今後の緑の創造（緑化）が、量的質的に確保されるなら、将来的には保全の緑へと転化していく可能性をもつものと考えられる。

横浜市の緑の計画においては、このサボテン方式を実践していくものである。

（資料06）

4－3　〈生成システム〉の基本的な枠組

〈生成システム〉の基本的な枠組は、総合公園整備計画の構成要素となる〈範疇〉、事業の発展段階としての〈位相〉、および、各発展段階における対象の階層構造を示す〈次元〉、の3つの側面からとらえられる。その内容は次のように整理され、右のように組立てられる。

〔〈生成システム〉の基本的な枠組〕

〈範疇〉── 計画の構成要素

- グリーンベルト
- タウンセンター
- はやぶち川地区

〈位相〉── 事業の発展段階

- 基盤整備
- 基幹整備
- 総合整備

〈次元〉── 対象の階層構造

- 総合公園地区
- タウンセンター地区
- 港北中心地区

〈範疇〉については、すでに第1章、第2章を通じて、総合公園の位置づけ、物的条件等から規定されている。〈位相〉は、4－2において〈生成システム〉の基本的概念から導きだされ、同時に、その対象となる〈次元〉が考慮されていた。

総合公園地区とは、総合公園とタウンセンター第2・第3地区との融合化・一体化、および、グリーンベルトとの接合化といった問題の次元であり、総合公園の発生に関与する地区を示す。タウンセンター地区とは、総合公園を含むタウンセンターの全体構造を構成する次元である。港北中心地区とは、総合公園を中核として、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区を総合化することによって、横浜市北西部におけるリージョナルセンターを形成する次元である。

〈生成システム〉の基本的な枠組からは、総合公園整備計画の多面性が読みとれる。しかし、〈範疇〉、〈位相〉、〈次元〉の交点にあり、この枠組の中心となるものは、次の3つの計画である。

- 〈総合公園基盤整備計画〉
- 〈タウンセンター基幹整備計画〉
- 〈港北中心地区総合整備計画〉

これらの3つの計画は、総合公園整備計画の戦略計画であり、総合公園それ自体の狭義の基盤整備計画、基幹整備計画、総合整備計画は、これらの計画のなかで戦略的に位置づけられる。

- 総合公園基盤整備計画 ──〈総合公園基盤整備計画〉
- 総合公園基幹整備計画 ──〈タウンセンター基幹整備計画〉
- 総合公園総合整備計画 ──〈港北中心地区総合整備計画〉

■〈生成システム〉の基本的な枠組

	生成システム				
	発生的側面		発展的側面		
	構造化		組織化		
	基盤構造化	基幹構造化	基幹組織化	総合組織化	
〈位相〉／〈範疇〉	基盤整備	基幹整備		総合整備	〈戦略計画〉
グリーンベルト	■				〈総合公園基盤整備計画〉
タウンセンター		■			〈タウンセンター基幹整備計画〉
はやぶち川地区				■	〈港北中心地区総合整備計画〉
〈範疇〉／〈次元〉	総合公園地区	タウンセンター地区		港北中心地区	

第３篇　方　　針

第５章　方針＝１――総合公園整備計画のための〈概念モデル〉

第６章　方針＝２――総合公園整備計画のための〈空間モデル〉

第5章　方針＝1

5－1　〈概念モデル〉の構築

第1章から第4章までを通じて、総合公園のおかれている状況を把握し、将来の整備のあり方について考察してきた。第1章では、横浜市域における位置づけおよび港北ニュータウン地域における位置づけをし、さらに公園緑地整備事業における戦略上の位置づけをした。第2章では、立地条件、周辺土地利用との関連、敷地の現況から、総合公園の物的条件を整理した。第3章では、主として対象の側からの考察を行い、公園化、タウンセンター化、都市化の各側面における保全の意義を検討した。

第4章では、第1章から第3章までの検討をふまえ、総合公園の整備のあり方を検討し、それを〈生成システム〉と名付け、その基本的な概念を整理し、それに基づいて〈生成システム〉の基本的な枠組を設定した。そして、この枠組から総合公園整備計画の戦略計画として、〈総合公園基盤整備計画〉〈タウンセンター基幹整備計画〉〈港北中心地区総合整備計画〉の3つの計画が設定された。これで、総合公園整備計画の基本的な仕組が設定されたことになる。

以上の成果を集約し、具体的な整備計画を検討するための媒体として〈概念モデル〉を導入することにする。導入された〈概念モデル〉は、第1章から第4章までの成果を概括し、第6章以下の作業の指針となるものであり、この意味で本調査研究の転換点となるものである。

＜生成システム＞のための＜概念モデル＞は、

- 「保全」の意図を頂点とし、
- 「市民参加」の理念を底辺とし、
- 3つの＜範疇＞――グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区を稜とし、
- 3つの＜位相＞――基盤整備、基幹整備、総合整備をもち、
- 3つの＜次元＞――総合公園地区、タウンセンター地区、港北中心地区を内包する、

＜三角錐モデル＞として構築される。――「港北第二地区総合公園整備計画のための概念モデル ――＜生成システム＞のための＜三角錐モデル＞1979」

この＜三角錐モデル＞は、総合公園が、ニュータウン・レベルと横浜市域レベルとの接点（変換点）に位置していることを考慮すれば、〔断面モデル〕に示されているように、下部構造と上部構造が連関した＜相関三角錐モデル＞として理解される必要がある。また、立体的な関連を簡易に理解するために、〔射影モデル〕を使用することにする。

以下、5－2において、導入された＜三角錐モデル＞の構成を、これまでの成果を概括するために運用することを通じて、解説することにする。

そして、この＜三角錐モデル＞は、多面的で長期間にわたる総合公園整備計画にとって、六分儀の役割をはたすことが期待されている。

■港北第二地区総合公園整備計画のための概念モデル――〈生成システム〉のための〈三角錐モデル〉 1979

〔俯瞰モデル〕

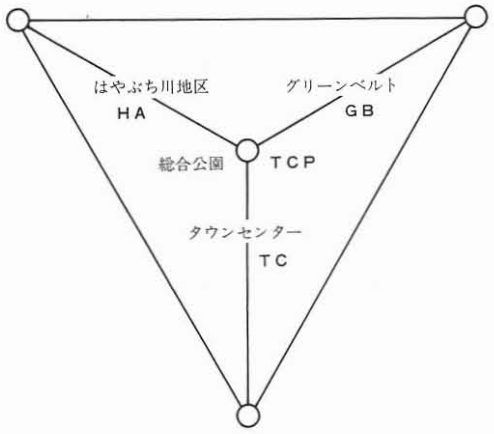

〔断面モデル〕

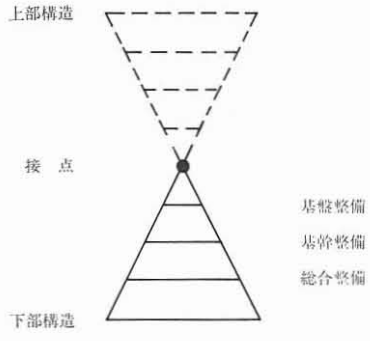

〔射影モデル〕

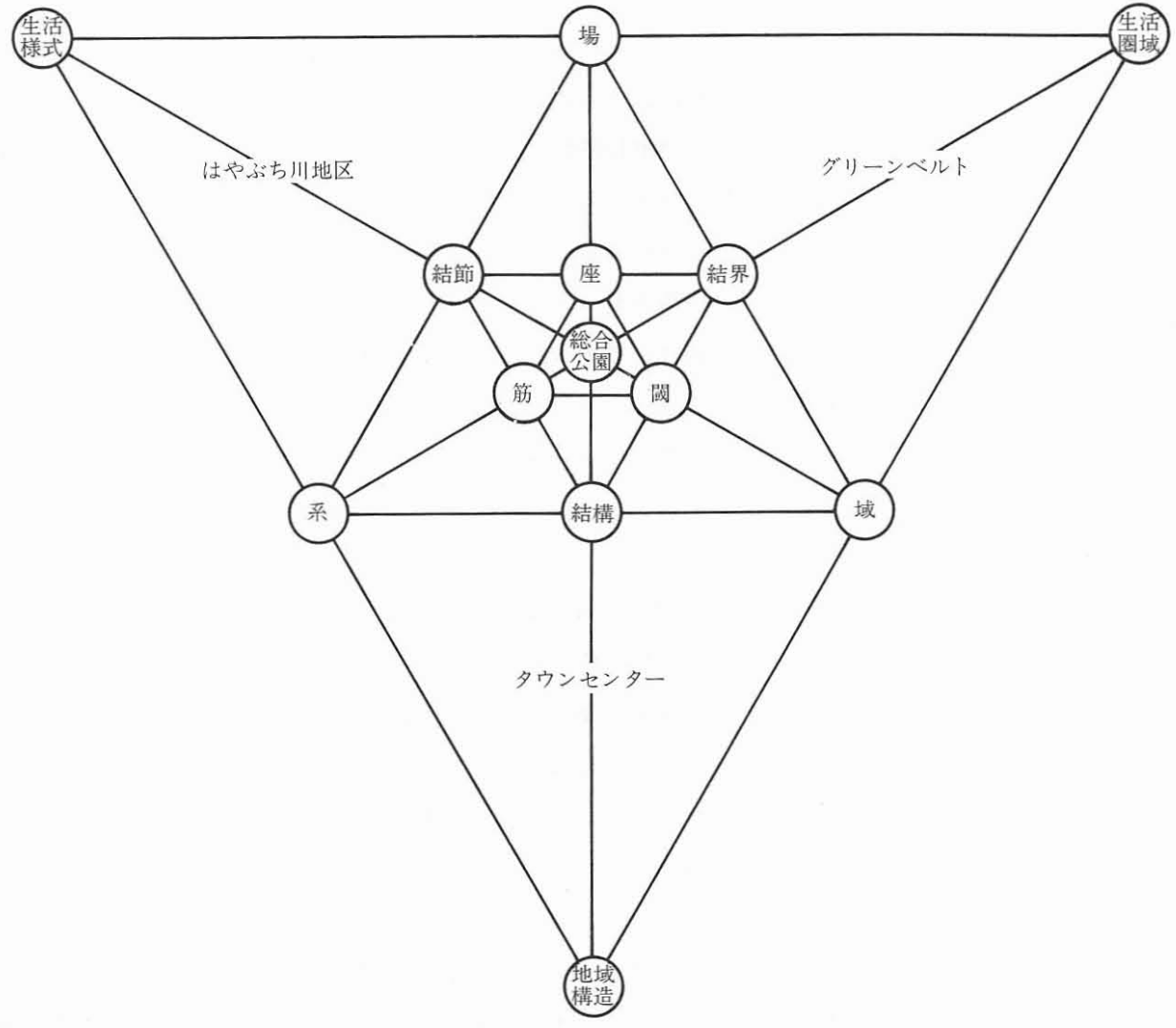

5－2　〈概念モデル〉による〈生成システム〉の理解

＜生成システム＞が、発生的側面と発展的側面をもち、単純なものから複雑なものへと発展する有機的構造をもつものであれば、それは、発生に先だって起原をもち、また、一定の発展段階に至って、新しい質へと転化することが必然であろう。

総合公園の生成の姿は、起原――発生――発展――転化の４つの段階をおって変貌し、総合公園整備計画の３つの戦略計画は、この変貌を促進する媒体となる。

- 起原から発生へ――＜総合公園基盤整備計画＞
- 発生から発展へ――＜タウンセンター基幹整備計画＞
- 発展から転化へ――＜港北中心地区総合整備計画＞

5－2－1　起原から発生へ（右図参照）

＜総合公園基盤整備計画＞は、総合公園を、起原から発生へと誘発する計画である。

総合公園の起原となるものは、農業生産に基づいた、これまでの生活様式、生活圏域、地域構造を背景とし、港北ニュータウン開発のために保全されたもの――港北地区の歴史的資産である。農業的土地経営を基盤とするこの歴史的実体は、グリーンマトリックス・システムを軸として、上部構造としての港北ニュータウンに継承され、総合公園がこの運動の変換点となる。

＜総合公園基盤整備計画＞の符牒は、＜閾＝いき＞、＜筋＝すじ＞、＜座＝ざ＞である。

総合公園の保全の対象となるものは、植生にせよ地形にせよ、特定されたものではなく、総合公園の全域が保全の対象となりうるものである。（３－１、３－２参照）この保全対象のゲシュタルト（形態的秩序）を保持し、さらに積極的に強化してゆくためには、総合公園の敷地が、他の開発地域に対して、質的に異なる空間として明確に意識される必要がある。したがって、総合公園は構造的な＜閾＞をもたなければならない。北側は、強いゲシュタルトに対応する強い＜閾＞となり、南側は、タウンセンターとの融合化・一体化のために弱い＜閾＞を形成する。

タウンセンターとの融合化・一体化のためには、東西および南北の結合を強化する必要がある。（２－２参照）しかし、タウンセンターの整備がすすむ以前の総合公園基盤整備の段階では、結合の細部の形態よりも基本的な方向性が重要であり、結合の大きな流れ――＜筋＞として、構造的に把握されていれば十分である。（無論、計画的調整は、時機を逸せずすすめられるべきである。）

保全の潜在力と開発の方向性とによって、総合公園の素質が規定され、この素地（培地）の上に、総合公園の運動を起動させる原点がすえられる。（３－３参照）この総合公園を発生させる原点のすえられる構造的な位置を＜座＞と呼ぶ。

起　　原	発　　生（これまでの生活のなかから発生）	
〈グリーンマトリックス・システム計画〉	〈 総　合　公　園　基　盤　整　備　計　画 〉	
0 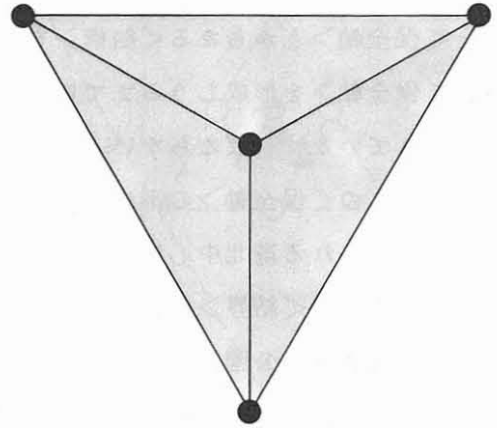	1 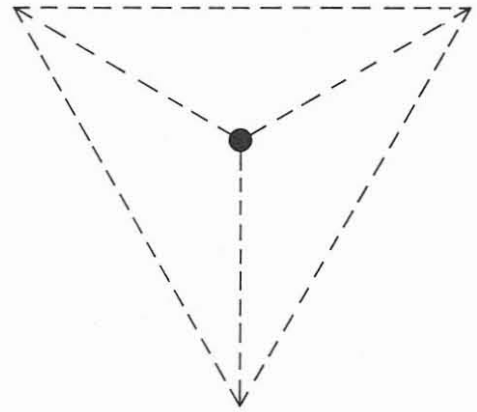	2 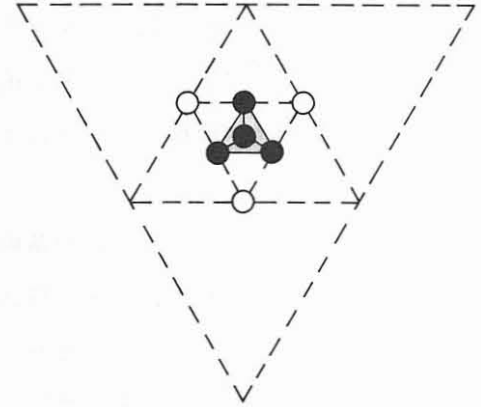
これまでの生活様式・生活圏域・地域構造	〈 保全 〉	〈 閾 〉　〈 筋 〉　〈 座 〉
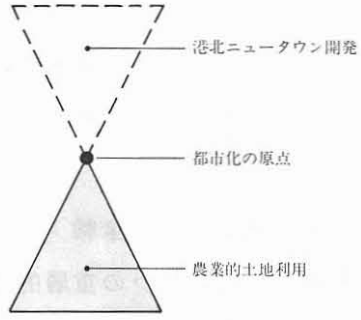	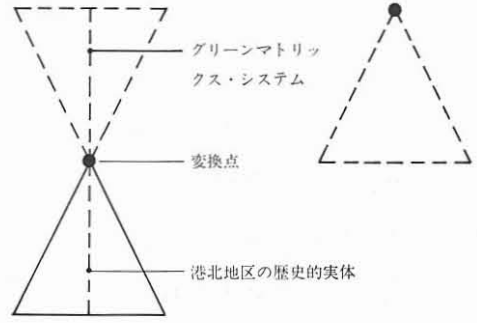	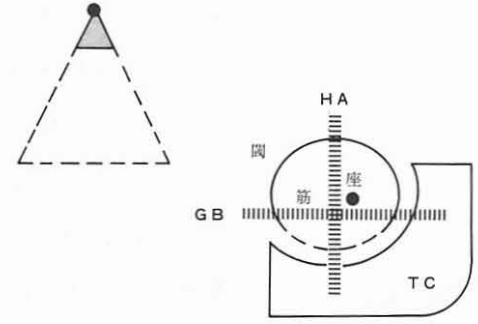

5－2－2　発生から発展へ（右図参照）

＜タウンセンター基幹整備計画＞は、基盤整備計画と総合整備計画を媒介し、総合公園を、発生から発展へと飛躍させる計画である。

この＜位相＞の基本的概念は、＜基幹構造化＞と＜基幹組織化＞である。基幹構造は、総合公園を含むタウンセンターの基本的な骨格となる全体構造であり、この基幹構造の形成によって、総合公園の全体性・主体性が確立される。

一方、この基幹構造は、港北中心地区の総合的な整備を組織化する構造でもある。したがって、この組織構造の構成にあたっては、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区という3つの＜範疇＞のはたすべき役割が、明確にされる必要がある。（2－1参照）

＜タウンセンター基幹整備計画＞における3つの＜範疇＞の基本的な役割は、次のように設定される。

- グリーンベルト――＜結界＞
- タウンセンター――＜結構＞
- はやぶち川地区――＜結節＞

＜結界＞＜結構＞＜結節＞は、＜タウンセンター基幹整備計画＞の中枢をなすものであり、これを具現化するためには、明確なタウンセンター像が提示されなければならない。それは、総合公園を性格づけ、港北中心地区を方向づけるものであり、保全と開発を統括する重層的な構造をもたなければならない。

タウンセンターの基本的な構えは、南、北のタウンセンターを結合する軸と、これと交叉し、総合公園と遺跡公園を結ぶオープンスペース軸とからなり、この8の字型の＜結構＞がタウンセンター計画をオープンスペースの側から見直す視座となる。（2－1参照）

この＜開発軸＞と＜保全軸＞とからなる＜結構＞を具現化するためには、＜保全軸＞を形成しうるまでに、総合公園が質的に充実されていなければならない。

グリーンベルトは、この＜保全軸＞の形成を補完し、かつ、それによって誘発される港北中心地区の＜結界＞をなすことになる。この緑の＜結界＞は、総合公園、遺跡公園、茅ケ崎城址、近隣6号公園、および、はやぶち川地区TCブロックの小山、の5つの山によって明示される。そして、この「港北（タウンセンター）五山」は、保全された山々であり、遺跡公園――茅ケ崎城址――総合公園――近隣6号公園――TCブロックの順に、港北地区の各時代の象徴となり、「港北地区の歴史の環」を形成する可能性をもっている。

はやぶち川地区は、＜結構＞と＜結界＞を重層化し、南、北にへだてられた港北ニュータウンを＜結節＞する重要な位置にある。（1－2、2－1参照）

なかでもTCブロックは＜開発軸＞と＜保全軸＞との結節点であり、同時に、＜結構＞と＜結界＞の重層的な結節点でもある。港北ニュータウン像を左右する拠点として、積極的、計画的な対処が必要である。

発　　生　（これまでの生活のなかから発生）		発　　展　（これからの生活のなかで発展）
〈総合公園基盤整備計画〉	〈タウンセンター基幹整備計画〉	〈港北中心地区総合整備計画〉
2 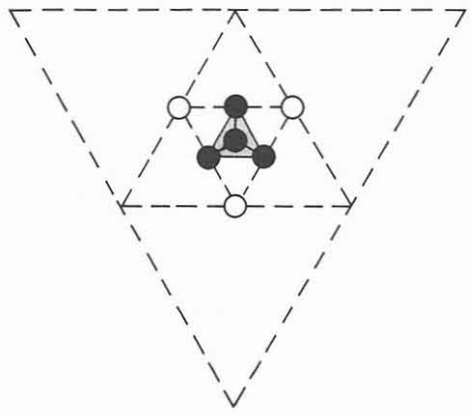	3 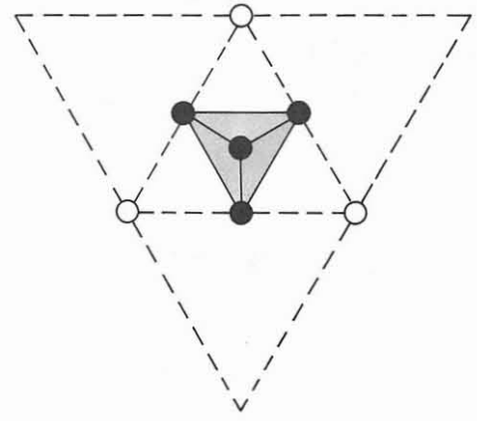	4 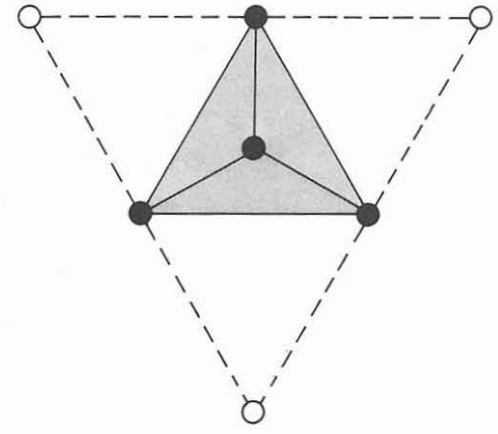
〈 閾 〉　〈 筋 〉　〈 座 〉	〈 結界 〉　〈 結構 〉　〈 結節 〉	〈 域 〉　〈 系 〉　〈 場 〉
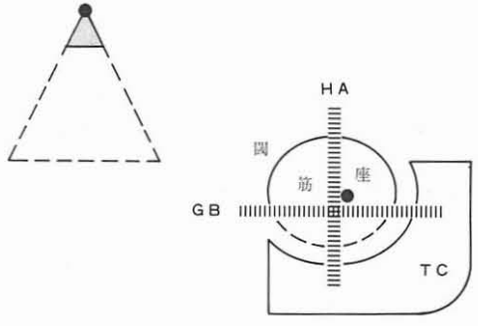	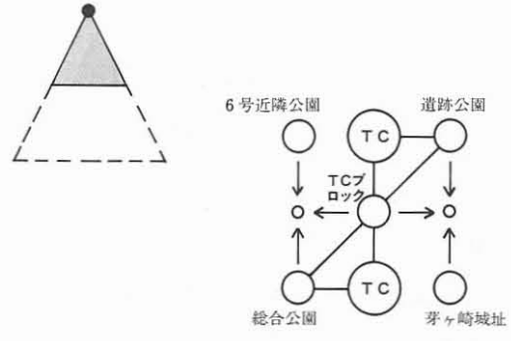	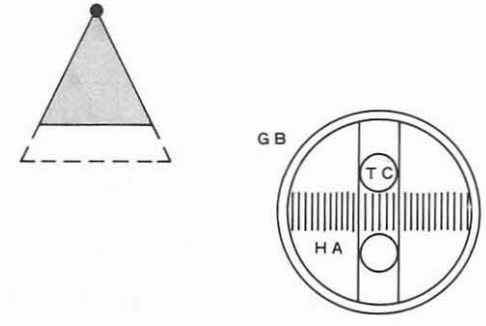

5－2－3　発展から転化へ（右図参照）

＜港北中心地区総合整備計画＞は、総合公園を成熟させ、それが、さらに高い次元の質へと転化することを可能にする計画である。

すでに、＜タウンセンター基幹整備計画＞は策定され、港北中心地区の基本的な構造は確定されている。それは即、総合公園の全体性・主体性の確立であり、総合公園の個性の確立でもあった。

基幹構造の確立とともに、その先導的中核としての総合公園の役割は相対的に軽減され、総合公園は純化されて、独自の成熟段階をむかえる。それとともに、総合公園整備計画の3つの＜範疇＞である、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区も、＜範疇＞としての意義を失ない、港北中心地区の総合的整備のなかへと、発展的に解消される。

保全対象の先在を前提とする構造的な計画段階が終り、新しい生活要求に対応した機能的側面が問題となってくる。区画整備事業における新開発的側面が前面にでる。

ニュータウンの発展にともなって、生活主体は分化し、生活要求は多様化してくる。このような主体の分化、要求の多様化をうけて、それを総合的なオープンスペース・システム計画として組織化することが、＜港北中心地区総合整備計画＞の課題である。その基本的な計画概念は、すでに多くの計画で実践されているように、＜場＞＜系＞＜域＞である。

＜域＞とは、いうまでもなく＜港北中心地区＞をさすが、それは、新しい地域構造と新しい生活圏域を背景とする、新しい自治活動（参加）に支えられているべきである。同時に、＜系＞は、単なる交通システムとしてではなく、ニュータウン内外の人々の多様な交流のルートでなければならない。

このような＜域＞と＜系＞との充実の上に、新しい生活活動の＜場＞が育まれる。それは「参加」と「交流」による「市民参加のまちづくり」の成果であり、新しい港北地区像の創造である。総合公園は、この新しい港北地区像の焦点となるために純化され、文化的に成熟しつつ新しい位相へと転化する。それは横浜市における「緑の保全と創造」のための、ひとつの規範としての位相であり、市域全域に開かれた位相である。（1－1参照）

「保全」の意図を核とし、「市民参加」の理念に支えられて成熟した総合公園は、「環境の自治」を学びとるすぐれた規範であり、港北中心地区を新しい「都市観光」の場たらしめるであろう。

港北地区の農業的土地利用を起原として発生し、港北ニュータウン建設事業の原点として先導的な役割をはたしつつ発展し、ニュータウンの成熟とともに純化されて「都市の冠」へと転化し、横浜市域全域に「港北の光」をもたらしてゆく——。

これが総合公園の生成、発展の姿であり、＜生成システム＞は、この過程を自覚的に推進する媒体である。

発　　展　（これからの生活のなかで発展）		転　　化
〈港北中心地区総合整備計画〉		〈横浜市・緑のマスタープラン〉
4	5＝(0)	(1)
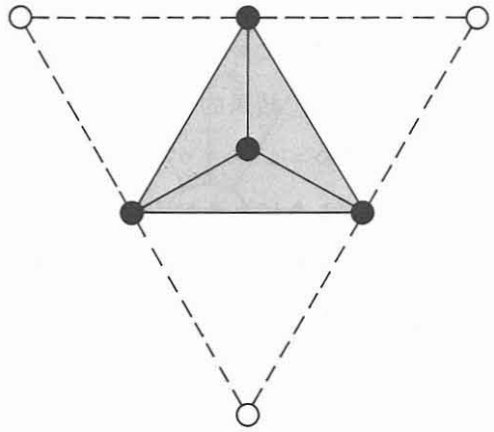	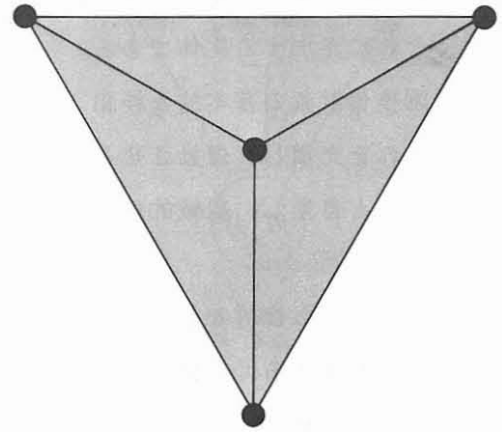	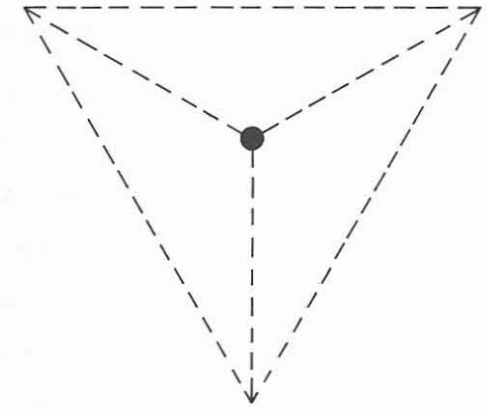
〈域〉　〈系〉　〈場〉	これからの地域構造・生活圏域・生活様式	横浜市域への展開
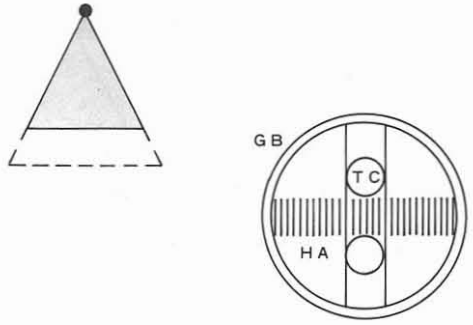	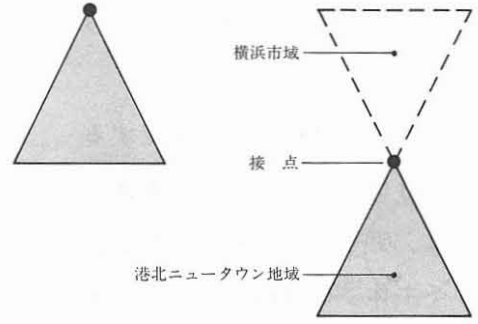	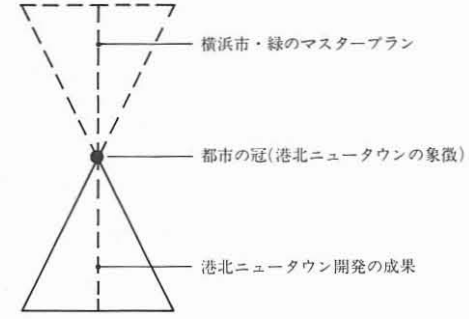

5—3　〈生成システム〉の実践的な展開

＜生成システム＞の理解を通じて明らかになったことは、運動を支える主体の問題である。物的計画は、それ自体では発展しない。市民参加の理念をまつまでもなく、物的計画を運動させるのは、それに参加する主体である。＜生成システム＞は、総合公園整備計画の基本的な枠組と過程を示したものであり、それを充塡し、運動させる実体は、総合公園を自からのことと自覚し、組織的に参画する＜主体＞である。

＜生成システム＞が、単純なものから複雑なものへと発展するのにともなって、それに参画する＜主体＞も多様化し、複雑化してゆくことが予測される。それは、現在の住民から新しい住民へと拡大されるばかりではなく、ニュータウン内外の市民へと拡大される。参画する＜主体＞の拡大は、利用主体ばかりではない。港北中心地区の総合的な整備は、多元的で多様な事業主体によってすすめられるはずであり、重層的で多様な地域主体によって調整がはかられることになるであろう。

オープンスペース・システム計画を総合的に策定するためには、何よりも、その総合化の実体である＜主体＞の組織化が前提となることは、明らかである。しかし、ニュータウン・レベルでの＜主体＞の組織化は、未だ十分な社会的蓄積がなく、それぞれの計画の策定を通じて実践的にとりくんでゆくべき状況にある。そして、このような状況は、ここ当分の間はつづくものと考えられる。＜主体＞の組織化は、一般的な理論を前提とするよりはむしろ、地域社会の特性に応じて、現実的、実践的にとりくんでゆくべきことだからである。

開発規模の拡大にともなって、ニュータウン開発計画は、特殊性、個別性を強めており、＜主体＞の組織化も異なる局面を示している。結果的にみれば、＜主体＞の組織化のあり方が、そのニュータウン開発計画の基本的な性格を左右しているようにみうけられる。

このような観点からみれば、参画する＜主体＞の組織化にあたっては、開発方式が決定的に重要である。港北ニュータウン建設事業は、横浜市の主体的なプロジェクトである。それは、土地区画整理事業方式をとり、「市民参加のまちづくり」を基本理念としている。これらが合一されて、港北ニュータウンの基本的な性格を規定しており、それは、地域に密着し、＜主体＞の組織化を必然とするという点で、きわだった特質をそなえている。「横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会」の機構が、それを端的に示している。

ニュータウン・レベルにおける＜主体＞の組織化に関する実践的な成果を蓄積することが、港北ニュータウン建設事業の重要な意義のひとつであり、その過程は注目されるべきである。

＜生成システム＞は、この過程の一環となりえて、はじめて現実的な意義をもつであろう。

■造園計画における〈主体〉の把握

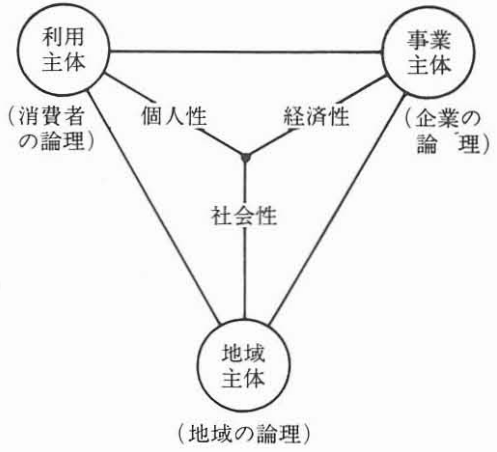

・印―プランナーとしての造園家（または調整機関としての行政主体）の位置

■「市民農園」等における主体間の関連

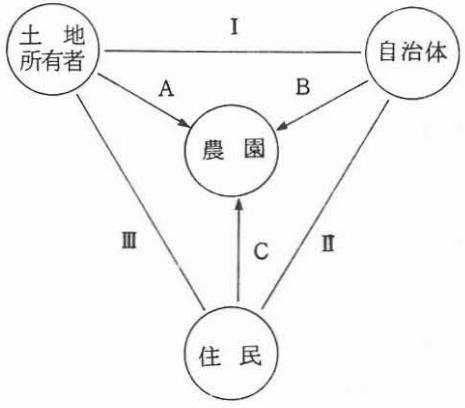

I：農園用地の賃借関係・助成措置等
II：利用者の決定、利用の承認
III：技術指導
A：土地提供・管理
B：施設整備・管理
C：農作業

■〈生成システム〉における〈主体〉間の関連

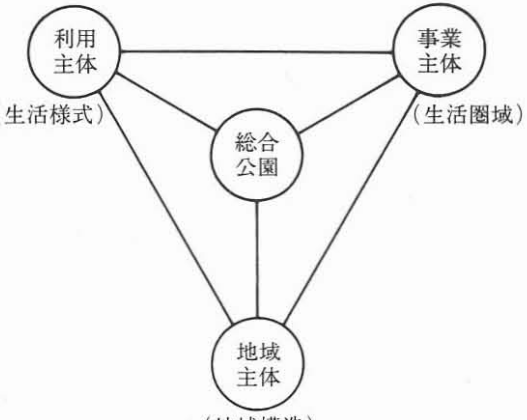

■レジャー/レクリエーション/観光についての理解

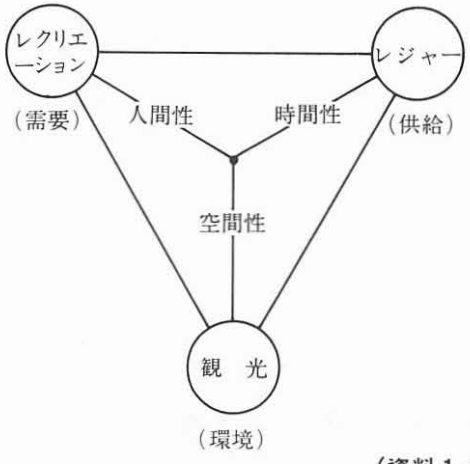

（資料１４）

■横浜市子供農園

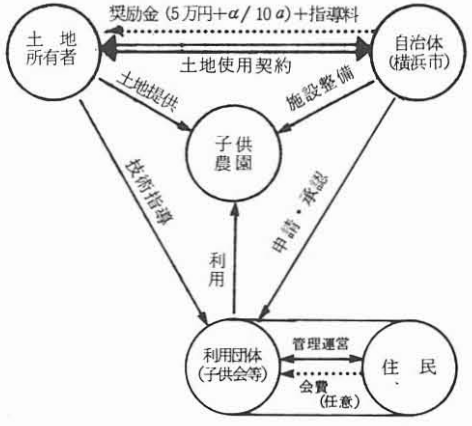

（資料１５）

■「横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会」

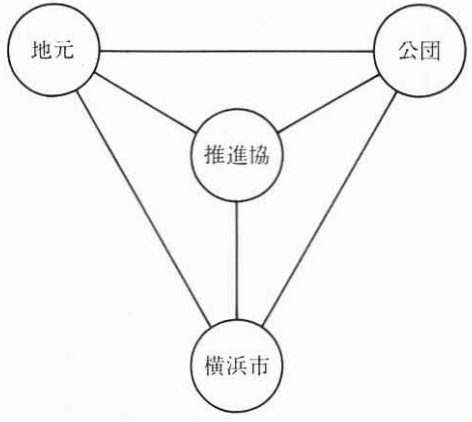

第6章　方針＝2

6－1　〈空間モデル〉の構想

総合公園の整備計画は、空間構造的に3つの側面からとらえられる。第1は＜木の生えた山＞としての総合公園であり、現存植生及び地形の保全というデマンドに対応する。これはその対象を特定せず総合公園全域に関わることがらとして理解される。第2はオープンスペースとしての総合公園であり、その立地、性格上高度の空間の非限定性をもつべきであると判断される。またレクリエーション空間一般としては空間形態を特定せずさまざまな空間に展開しうるはずであるという理解に基づき、オープンスペースとしての総合公園もまた全域に関わる事項として整理される。第3はタウンセンター、グリーンベルト、はやぶち川地区を組織化する媒体としての総合公園である。これら外的エネルギーを組織化し、タウンセンター、さらには港北中心地区として組織化する骨格を形成する役割をになうものである。

総合公園はこれら3つの側面が重層化され、一つの総合公園という空間を構成するものと理解される。これら3つの側面は空間概念として次の3つに整理できる。

(1)　殻（カラ）――山

(2)　腔（コウ）――オープンスペース

(3)　骨（ホネ）――サーキュレーション

殻は文字通り総合公園の外形を形成する地形及び表皮としての植生により構成され、保全側の視点により、形態それ自体が用を離れてある種の評価の対象となる。

腔はアキの部分であり、レクリエーション一般という視点からは敷地の部分的差異性は捨象され、非限定性という観点から全域が等質としてとりあつかわれる。

骨は主として人のサーキュレーション及び視覚的意味における組織化の媒体である。この場合組織化はタウンセンター、さらには港北中心地区レベルとしてとらえられており、全体的骨格が前2者に対してしばりとなるようなあり方は否定される。すなわちサーキュレーションの整備によって山の一体性及びオープンスペースとしての連続性をそこなうことはさけなければならない。

これら3つの空間的側面は基本的にそれぞれ独立した事項であり、これら3つの空間概念は＜浮遊＞という概念の導入により一つの空間に合一する。すなわち、用と形態との乖離、土地利用の個別性の捨象、組織構造体の内部への不干渉といった諸関係の浮遊状態の想定が必要となる。＜空間モデル＞はこれら浮遊する3つの側面の構造的整理ならびに理解の道具である。

総合公園の整備計画において想定されうる＜空間モデル＞は、港北地区の農業地帯における一丘陵としてのこれまでの空間秩序が、浮遊化により＜殻＞＜腔＞＜骨＞というそれぞれ遊離した空間構造になったものとして理解され、浮遊化によって既存秩序を離れて、いわば白紙状態として等質化されることによって、あらたな総合公園としての空間秩序へ変換しうるものと整理された。

■空間モデル＝1　総合公園の空間構造

〈基盤整備〉

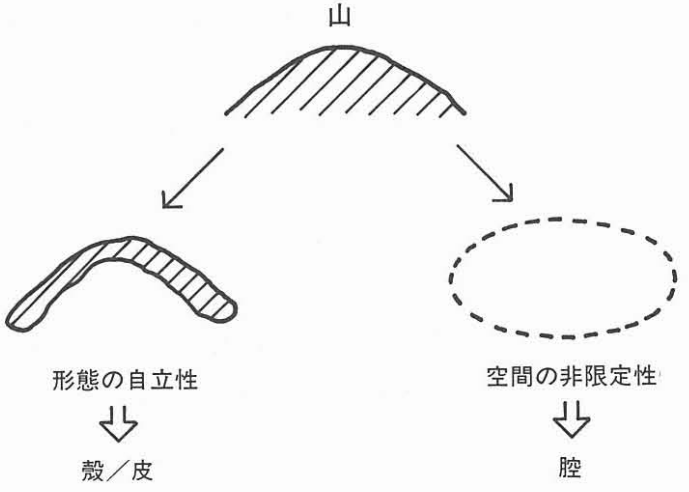

〈基幹整備〉

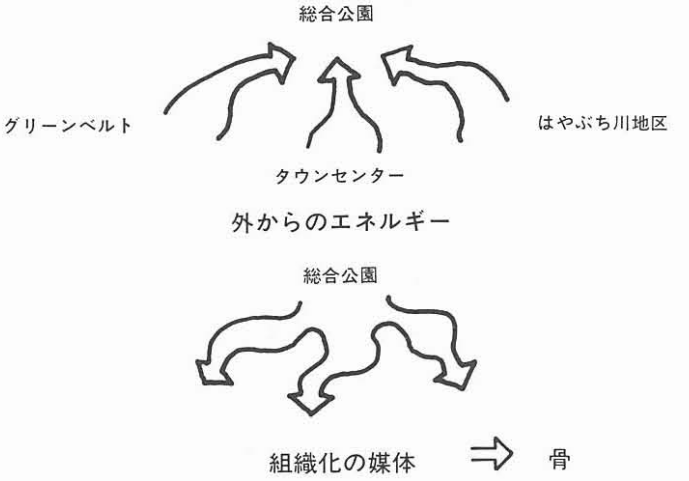

〈浮遊〉

全域それぞれが

概念上それぞれのテリトリーは平面的に分割されない

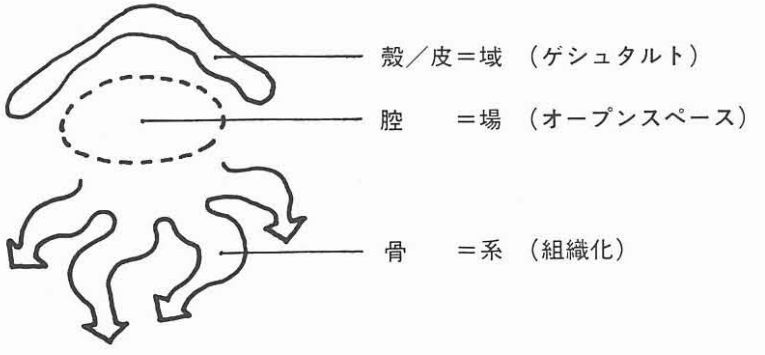

それぞれは事業カテゴリー示す。系　域の整備により
場の開放(非限定性の保証)をする

6—2　〈空間モデル〉の発展的な理解

総合公園が山としての形態を保ったまま、港北地区の農村地帯の一丘陵から、総合公園としての内的充実化を経つつ、ニュータウンの中核となる港北中心地区の一環を形成してゆくという過程は、発生、進化してゆく山の姿として理解される。すなわち、山の外形という形態的秩序及び山が見えるという空間的秩序を保持しつつ、周辺及び公園それ自体の発展過程に対応して、内容、意味を変えつつ変貌してゆく山としてイメージされる。

これまでの山の姿を規定してきた農業的土地経営に基く空間秩序は、公園というあらたな土地経営形態に対して一種の白紙状態として評価される。なぜならば、公園一般はきわめて柔軟であり特定の空間秩序を要請しない。したがって、可能性一般としては如何なる既存空間秩序も公園化に対して等質の培地を提供しうるものと考えられる。（無論、これは公園になりうるか否かということであり、それが空間的にすぐれているか否かは問題としていない。）このような等質としてとらえられた状態を浮遊化という概念によって把握することはすでに述べた。

一方、総合公園に関わる保全意図は、公園の利用側の要請というより、山そのものの外形的評価、すなわち、都市内に緑の山が存続してゆくことの意義が重視されている。したがってその観点に基き緑のストックを形成してゆく整備がありうるが、これ自体も公園化に対してしばりとはならず浮遊の関係を保つ。すなわち、山は山自体として評価され、それに基いて緑のストックづくりとして整備事業がなされてゆくが、公園全域としてはオープンスペースとして非限定性を保ち、公園化の諸デマンドに対する受皿となるものと理解される。このような浮遊構造化の段階を基盤整備の段階と位置づける。

一方、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区を組織化する媒体として、組織構造のあり方を規定するよりどころとなり、さらに積極的に組織体を形成してゆく役割に基く整備段階があり、これを基幹整備の段階と呼ぶ。基幹整備の段階においてもそれ自体が公園のあり方を規定するものであってはならず、下部条件の整備として公園自体の浮遊性、非限定性は保たれなければならない。浮遊化した公園（用地）はそれ自体としては運動せず、公園に対するデマンドがインパクトとなって運動を開始する。したがって、総合公園のような都市が成熟した段階でデマンドが顕在化すると思われる公園については、かなり長期にわたって公園化の運動が発生せず、浮遊の状態にとどまることは充分に予測される。

一方、港北ニュータウン建設事業の戦略上の観点より見るならば、事業推進上の重要な命題である住民参加の実をあげる絶好のケースであると判断される。したがって、積極的に住民参加による整備事業を導入し、それを起爆剤として公園整備事業の推進を図ると共に、住民参加事業で得られた方向により、今後の総合公園、タウン

■空間モデル＝2　山の進化

保全された山は整備の各段階に応じて公園としての構造化、組織化の過程を経ながら、港北地区の農村の一丘陵から、ニュータウンにおけるシンボルへと形態的秩序を保ちつつ内容的に進化する。

0

既成空間秩序

象徴化 → ウル化

既成秩序からのエネルギー

1

ウルからのエネルギー

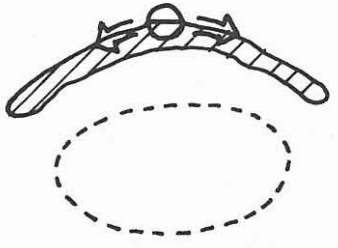

構造化 → 〈基盤整備〉

（浮遊化）　ストックの形成

2

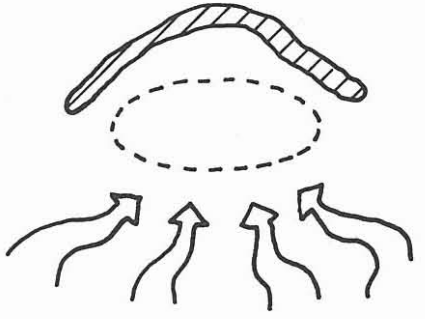

外からのエネルギー

3

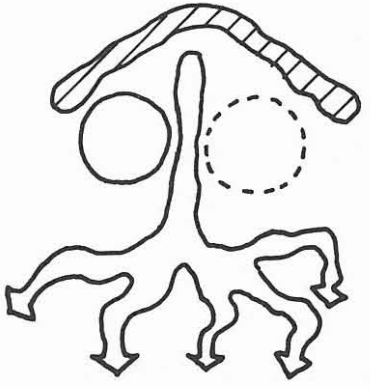

組織化 → 〈基幹整備〉

骨格の形成

4

全体化 → 〈総合整備〉

5

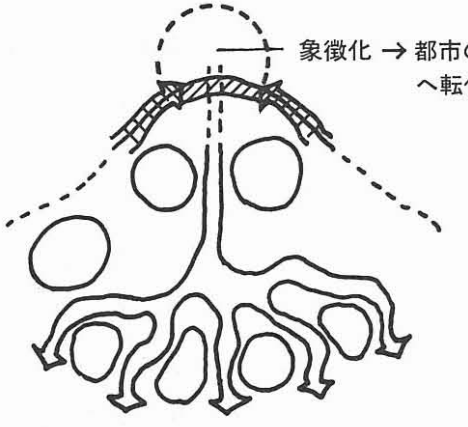

象徴化 → 都市の冠へ転化

センター、さらに港北中心地区のあり方を規定してゆく整備のあり方が考えられる。このような整備事業は等質な培地に投入されたある特定の方向性を持った不均質成分として運動を発生させる。これは公園整備の種を蒔くことであり、胞子を植えつけることである。胞子は運動を起動させるインパクトであると共に、以後の方向性を規定してゆく原点となる。このような意味からこの胞子はウル（Ur、初原体）と呼ばれることがふさわしい。ウルは総合公園の整備の方向性を規定してゆくと共に、周辺に対してもその意図を伝播させてゆき、ウルを起点とする意図による港北中心地区の全体化にまで発展してゆくことが予想される。（時間的前後関係は種々のケースが想定され、周辺が先行することもありうる。また、当然他の意図とのコンフリクトもありうる。）

港北中心地区の形成が進み、周辺全体のポテンシャルが上昇すると、運動の起爆剤としての総合公園の役割は終り、そのポテンシャルも周辺全体との相関のなかで評価されるようになり、再び総合公園の全き独自性である山そのものとしての評価が浮上してくるものと思われる。すなわち、既存資産を活かしつつ建設されたニュータウンの都心部におけるシンボルとして、また、住民参加によるまちづくりの原点、運動のモニュメントとしての意味であり、港北ニュータウンにおける＜都市の冠＞、港北スピリットのシンボルとしての役割をになってゆくものと期待される。

6—3　〈空間モデル〉の原点

建設は常にその一方の側面としての破壊をともなうものであり、何を建設するために何が破壊されるのかを開発計画は見きわめなければならない。これまでの多くのニュータウンあるいは大規模住宅地開発は、既存の地形、植生、さらには地域社会秩序、文化の抹殺をともない、まったく新しい住民がまったく新しい生活の型、文化を持込み、既存地域社会との大きな断絶をもたらした。

このような母都市の植民地としてのニュータウン建設に対して、かなり早期からさまざまな批判がなされてきた。港北ニュータウンの開発目標である「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」「〝ふるさと〟をしのばせるまちづくり」「都市農業の確立」「市民参加のまちづくり」という諸テーゼは、このような批判をふまえてかかげられてきたはずである。港北ニュータウンのような区画整理による都市開発は、古くからの住民が連続しつつ都市開発の一方の荷手となるという意味において、多くの可能性と必然性をはらむものと考えられる。

都市開発における歴史的空間秩序の継承、住民エネルギーの導入、既存文化の発展的継承という課題を具現化する第一歩として総合公園整備事業をとりあげることは、そのわかり易さ、とりくみ易さ、発展的可能性という点において当を得たものと考えられる。すなわち、浮遊化により培地として等質化した総合公園に、運動を発生さ

せる原点あるいは胞子としてこのような観点に立つ事業を据えることは、歴史的空間秩序の継承、住民エネルギーの導入という命題に対して、きわめて有効であると考えられる。

具体的事業としては、米作文化としての谷開発文化の歴史的空間秩序を継承してゆくことであり、さまざまな形での展開が考えられるであろうが、その基本となることは、これまでの港北地区を支えてきた農耕文化を新開発に組込むことであり、歴史的実体としてのこれらの財を継承することによって港北地区のアイデンティティーを再認して、新たな開発に立ち向う精神的なよりどころ（開発主体としての住民の自立性の証し）とすると共に、港北ニュータウンの開発姿勢のマニフエストとするべきであるということである。

このような歴史的実体の継承を開発事業に組込むことによって、それをよりしろとして既住民の関心を喚起し、整備事業を通じての参加、さらに管理事業を通じてのノウハウの提供、エネルギーの提供等の継続的参加も期待しうる。住民の意識及び関心をこれより再喚起しつつ、ニュータウン建設事業のさまざまな局面における住民参加の推進力となってゆけば、この事業は成功したものと言えるだろう。

急速に変貌をとげてゆくニュータウンにあって、おそらく総合公園が港北地区の現在の姿を伝えるほとんど唯一の場所となるはずであり、風化してゆく意識のなかでの物的証言となる。その時点において、その存在意義はより強力なものとなるはずである。さらに、これら保全、再構成された歴史的実体は、単にスタティックな保存物としてではなく、ニュータウンの新しいデマンドに対応する施設として、積極的な役割をはたしてゆくことが期待される。

第４篇　指　　針

第７章　指針＝１――総合公園のデザイン・コンセプト

第８章　指針＝２――総合公園の整備プロセス

第7章　指針＝1

7－1　デザイン・コンセプト＝1

総合公園の整備は、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区のそれぞれの中核的施設として、さらにそれらを総合化した港北中心地区というリージョナル核を形成するモーメント及び媒体を形成するものと位置づけられる。基本的戦略としては、総合公園を牽引力としてタウンセンターのポテンシャルアップを図り、それによりはやぶち川地区の整備の誘導及び条件整備を図る。さらに、タウンセンター、はやぶち川地区とグリーンベルトを一体化した横浜北西部におけるリージョナル核の形成をねらおうとするものである。このような戦略は、3つのレベルにわたって展開されると考えられる。

第1はタウンセンター2、3地区及び隣接グリーンベルトとの一体化を図るレベルであり、各部分のスムーズな結合、視覚的、空間的一体化等によりタウンセンターのあり方に方向性を与えてゆくレベルである。第2は、早渕川をはさむ南北タウンセンターの一体化を図り、はやぶち川地区をとり囲むエリアを一体の空間として意識できるようにすることによって、はやぶち川地区を南北両地区を結合する要として位置づけてゆくレベルである。第3は、タウンセンター、はやぶち川地区と共にセンターエリアをとり囲むグリーンベルトを一体的にとらえて各部の連担により横浜北西部におけるリージョナル核としてのポテンシャルを形成してゆくレベルである。

第1のレベルにおける重要な戦略拠点は総合公園南側のタウンセンター3地区との接点である。この部分は西側グリーンベルト側からタウンセンターへのアプローチ、センター3地区と総合公園とのスムーズな結合、空間的一体化等を決定する拠点であり、この部分の造成計画及びセンター3地区を含む周辺のペデネットワークの検討が重要な項目となる。第2のレベルにおける戦略拠点は南北センターを結ぶ2本の都市計画道路（中山・北山田線、佐江戸・北山田線）及びはやぶち川地区をとり囲む5つの山（総合公園、茅ケ崎城址、遺跡公園、近隣6号公園、両センターにはさまれた調整区域内の小山）である。上記の2本の都市計画道路は、南北両地区とはやぶち川地区を結ぶ重要な媒体であり、両センターとはやぶち川地区とのスムーズな動線を形成し（タウンセンター計画におけるショッピング・コリドールは高架となるためこの目的にそぐわない）、はやぶち川地区整備の引き金とすることを目的とする。5つの山は、はやぶち川地区を一つの域として意識させるような結界を形成する。すなわち、はやぶち川地区を保全された緑の山に囲まれた地区とすることによってオープンスペース系としてのポテンシャルを高めると共に、利用面での保全系との連担化の可能性を生みだし、はやぶち川地区の整備の誘導を図ろうとするものである。第3のレベルではタウンセンター、はやぶち川地区、グリーンベルトの各々の接合点のあり方及び全体的な質的充実が重要課題となる。

■総合公園関連整備事業のレベル

レベル　1

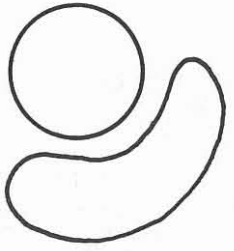

タウンセンター２・３地区との融合一体化

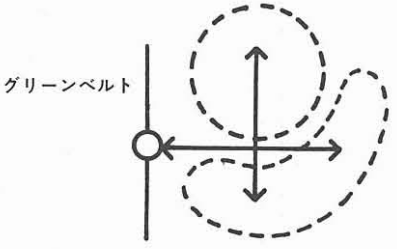

ダイレクトなサーキュレーション／視覚的一体化

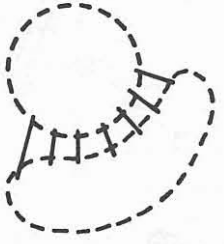

接点の空間的一体化

レベル　2

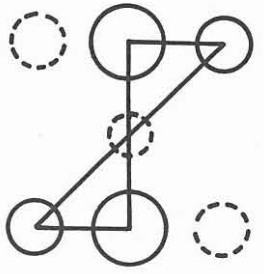

タウンセンター全体構造の形成／１．２地区の一体化
はやぶち川地区の誘導

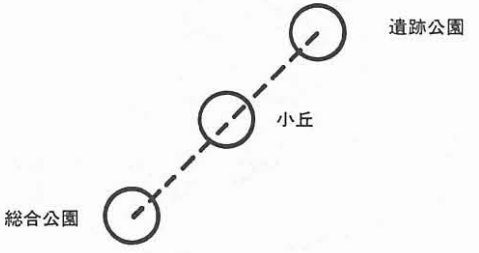

視覚構造(歴史軸)の形成

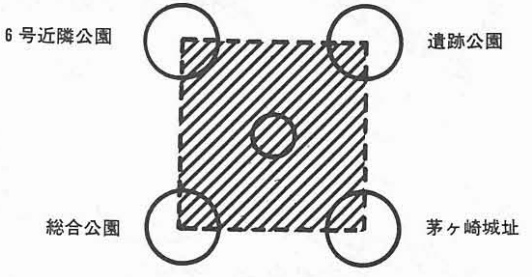

保全された山に囲まれた域の形成

レベル　3

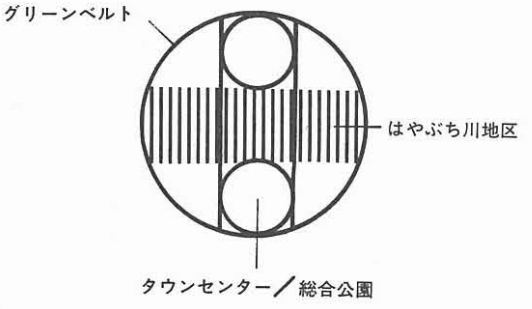

地域複合核の形成

■総合公園関連整備事業概念図

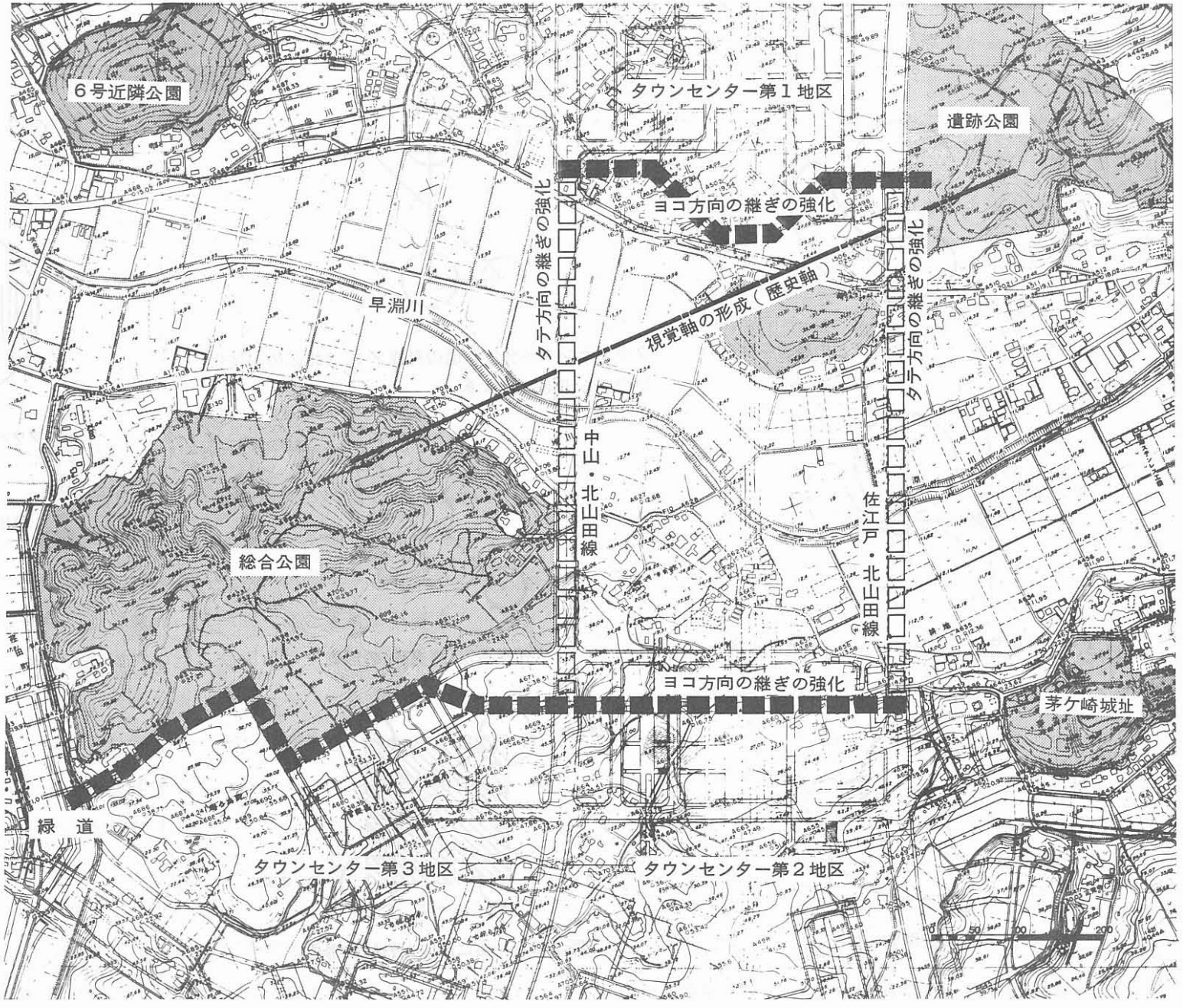

7－2　デザイン・コンセプト＝2

総合公園の整備によってタウンセンターのポテンシャルの強化を図り、さらにはやぶち川地区整備を誘導して横浜市北西部のリージョナル核を形成してゆこうという基本戦略のもとに、総合公園がタウンセンター計画の中で如何なる役割をはたしうるかという問題は、如何なるタウンセンター像を目指すのかという開発目標如何に関わってくる。それによって、総合公園と融合一体化したタウンセンターとなるか、単なる併存となるかが定まってくる。あるべきタウンセンター像を規定してくる基本的視点として、次の3つが問題となると思われる。

第1はアーバンデザインの面の問題で、如何に魅力ある都市空間をつくりだしてゆくかという問題で、当然、「都市らしさ」「アーバニティ」といったことが問題とされてくる。縦来のニュータウン開発においてアーバニティの高さを求める場合、アーバニティは主として密度、集積度の問題としてとらえられ、いわば既成市街地の一部を切り取ってきたような人工的な高密度空間がつくりだされてきたが、成功を見たものは皆無であったといえる。既成市街地のアーバニティとは、本来的に高密度な空間形態そのものの魅力にあるのではなく、アクティビティー、商品フローといった面での集積にあるはずであり、単に空間形態だけを切り取って移植したとしても、アクティビティー、フローの誘発、ひいてはまちの魅力を生みだすはずのないことは、多くの失敗例の教えるところである。さらに、第2の点ともかかわってくる問題であるが、商店街の魅力の評価基準がしだいに変りつつあり、これまでの商品フロー中心から街そのものの魅力、環境ストックの評価へと移行しつつあることは、多くの既成市街地での重心の移動、さらに諸再開発におけるストック重視の傾向に読みとることができよう。

第2は生活面における価値観の変化であり、これまでの消費中心から脱皮せざるをえなくなりつつあり、それにともなってショッピング形態も当然変化しつつある。すなわち、多量消費型からじっくり選んで良いものを買う型に変り、やたらに金をおとさなくなり、ショッピングタウンのあり方も、これまでの金がなければ楽しめないフロー一辺倒から、金をおとさなくても楽しい時間がすごせる環境ストック重視型が、魅力あるものとして評価されるようになってきている。

第3点は、港北地区のタウンセンターのおかれた立地的条件に関わるものである。港北地区のタウンセンターは生まれると同時に、田園都市線沿線の各駅前、地下鉄3号線を通じての新横浜、横浜西口、関内周辺、元町、さらには再開発の計画されている横浜東口、桜木町周辺の臨海部等との競合関係に突入せざるをえない運命にある。これらライバルとの競争にうち勝って横浜北西部のリージョナル核に成長するためには、よほど強力な戦略がなければならないだろう。これら長年のノウハウと強

大な資本をもつライバルに対して、フロー面における勝負にほとんど勝目がないと言えるだろう。したがって他のライバルにまねのできない街の環境面での魅力の造出を強力にプッシュすことが、ペデ等の公共用地整備に要請されてくると思われる。商品フローにおける勝負は基本的には資本力の関数であり、港北地区のタウンセンターの意図するような経営形態を前提とした場合、まったく異った流通システムでも開発しない限り、まったく可能性はないと言ってよい。また、良い企画であっても、フローの場合は他がまねをすれば、それで競争上の優位は失なわれてしまう。したがって、総合開発ならではできないような街の魅力をつくりだし、それを吸引力としてタウンセンターのバックアップを図る必要がある。

以上の3点を考察すると、港北地区のタウンセンターの目指すべき姿は、環境ストック重視のタウンセンターであり、具体的には港北ニュータウンの開発目標にふさわしい、緑にあふれたタウンセンターということになろうか。

＜緑のタウンセンター＞こそが目指すタウンセンター像であるとすれば、総合公園は緑のマグネットとしてタウンセンターの空間デザインの中核的、先導的役割をはたすものと位置づけられるだろう。すなわち、総合公園の緑を中心として、そこからペデ等の公共空間を中心的媒体としてタウンセンターに流れだした緑にすっぽりとつつみ込まれた、アメニティーの高いタウンセンター、＜もりの中のタウンセンター＞こそ目指す姿であり、タウンセンターにおける緑のストックは、タウンセンターの空間的魅力を保証するスタビライザーとなると共に、それをたよりに出店等のアクティビティーを誘発させるスティミュレーターともなるはずである。

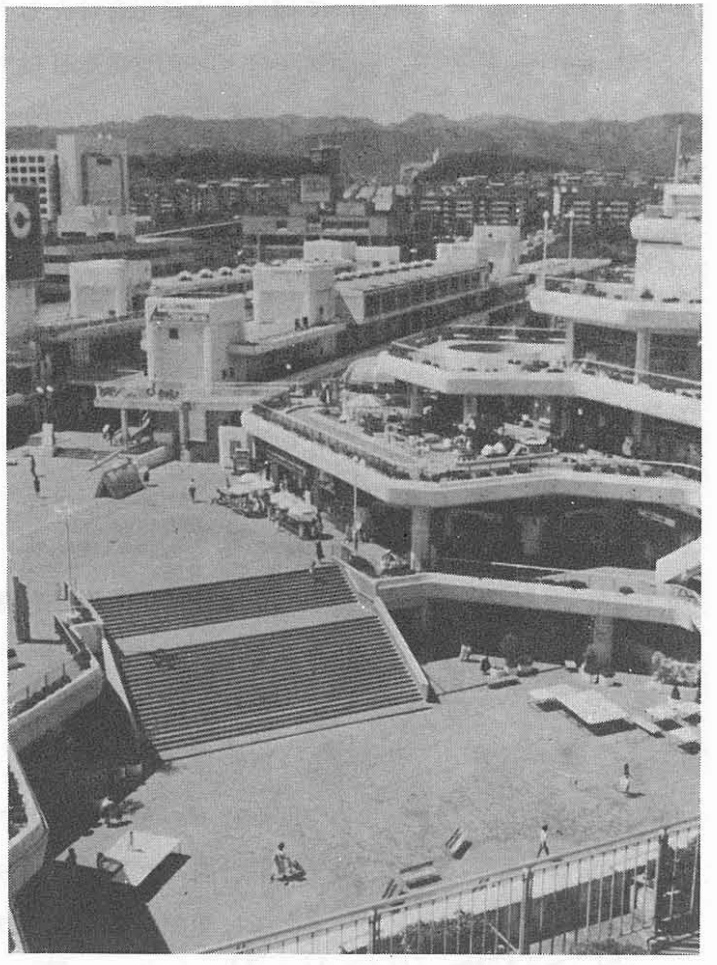

千里ニュータウン　タウンセンター

従来のタウンセンター計画にみられる「センターでのアクティビティ」の想定は、いわゆる都心でのそれをアナロジーすることに端を発しており、ニュータウンに於けるセンターとは何をもって住民に応えるべきかという視点から見ると著しく狭い範囲のアクティビティを把えているに過ぎないと云えるものが多い。即ち、商業、娯楽、業務の他、いわゆる文化的サービスを受渡しする場を指向しているものが殆んどであり、それだけでは都心の小型版ないし亜流を再現しようとしているだけといえる。それでは既存都心との比較において常に魅力に劣るものとして住民に意識され、更には新設ニュータウン全体の魅力さえも減じる結果を招いていると言える。

このことは、日本に於ける近郊住宅団地のセンターに限らず諸外国に於ても例が多い。実際に出来ているセンターを眺め廻してみると、商店その他施設にはさまれた人工的な（細々とした通路的）歩行者路を恰もセンター全体を構成する骨としてみたり、自然気象条件が要求してもいないのに装置化、人口化、巨大化された建築物としてのセンターを作ってみたりしている場合が多い。

千里NT、高蔵寺、カンバーノールド等にそのきらいがある。そういうセンターでイメージされるのは、基本的にはスーパーマーケットの化物であって、郊外だからこそ求められ且つ与え得る新しい『屋外・屋内のいろいろな活動を同時に満足させる全生活的な場』というイメージに欠けている。

このように既存空間を検討してみても、パイロットプランに新しいセンター像として書いてあるイメージ — せんじつめれば、「豊かなアウトドアー・リビング」— がなかなか作り出されていないことがわかる。

（資料０２）

千里ニュータウン　タウンセンター

原宿　表参道

横浜　海岸通り

7—3　デザイン・コンセプト＝3

総合公園の整備事業において日本住宅公団の関わるべき範疇は公園の基礎的整備であり、具体的には＜空間モデル＞の検討で示された＜山の整備＞＜オープンスペースの形成＞＜タウンセンター組織構造の形成＞により総合公園整備のための基礎的条件を整えることである。言うまでもなく公園に限らず都市施設というものは、固定的な形態を保持するものではなく、時代の要請にしたがって変貌してゆくものであり、区画整理事業における公園整備事業の目的の一つは公園がそのような運動を開始する条件の整備、公園化のための豊かな培地を供給することである。さらに都市の成熟に先だつ先行的整備、将来の発展に方向性を与える先行投資としての意味もある。

日本住宅公団が直接関わるべき整備事業は、基盤整備、基幹整備、総合整備の3つの段階に対応しつつ、＜空間モデル＞に示された空間構造を具体化するものであり、右図に示す7つの事業（計画範疇）として提案される。

基盤整備事業は総合公園用地の公園化のための基礎的条件の整備であり、公園化運動の胞子としての地域文化の歴史的実体の保全事業、住民参加による（記念的）整備事業、現存植生の保全事業、緑化修復事業等であり、＜ウル整備事業＞及び＜もり整備事業＞（以下いずれも仮称）よりなる。

基幹整備事業は総合公園を含むタウンセンター地区の構造化のための基礎的条件の整備であり、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区と総合公園の一体的構造を形成する動線整備であり、これは単にサーキュレーションの整備にとどまらず、緑のタウンセンターを形成する緑化の媒体として、アクティビティーの融合一体化のための装置として、さらに視覚的にタウンセンターとの一体化を図る道具として位置づけられる。グリーンベルトとタウンセンターをダイレクトに結ぶ＜公園通り整備事業＞、市役所前広場と総合公園を経由してはやぶち川とを結ぶ＜山手通り整備事業＞、タウンセンターの2本の都市計画道路をパークウエイ化する＜中山・北山田線、佐江戸・北山田線整備事業＞よりなる。

総合整備事業は港北中心地区形成のための基礎的整備であり、タウンセンターにおける自由空間（オープンスペース）の造出、タウンセンター及び港北中心地区のシンボル造成事業であり、非限定空間としての＜タウンセンター・グリーン整備事業＞及び、総合公園のシンボル化事業である＜都市の冠整備事業＞よりなる。

これらは各々独立したプロジェクトとして企画、計画を進め、それぞれの整備環境がととのい次第、個々に単独で事業化しうる。また、これらは港北中心地区の形成という目的のための7つの戦略的フレームとも言うべきものであって、固定的なプランでないことは言うまでもない。したがって、具体的事業においては、それぞれの状況に応じてさまざまな工夫がありうるはずである。

■総合公園整備のための１事業

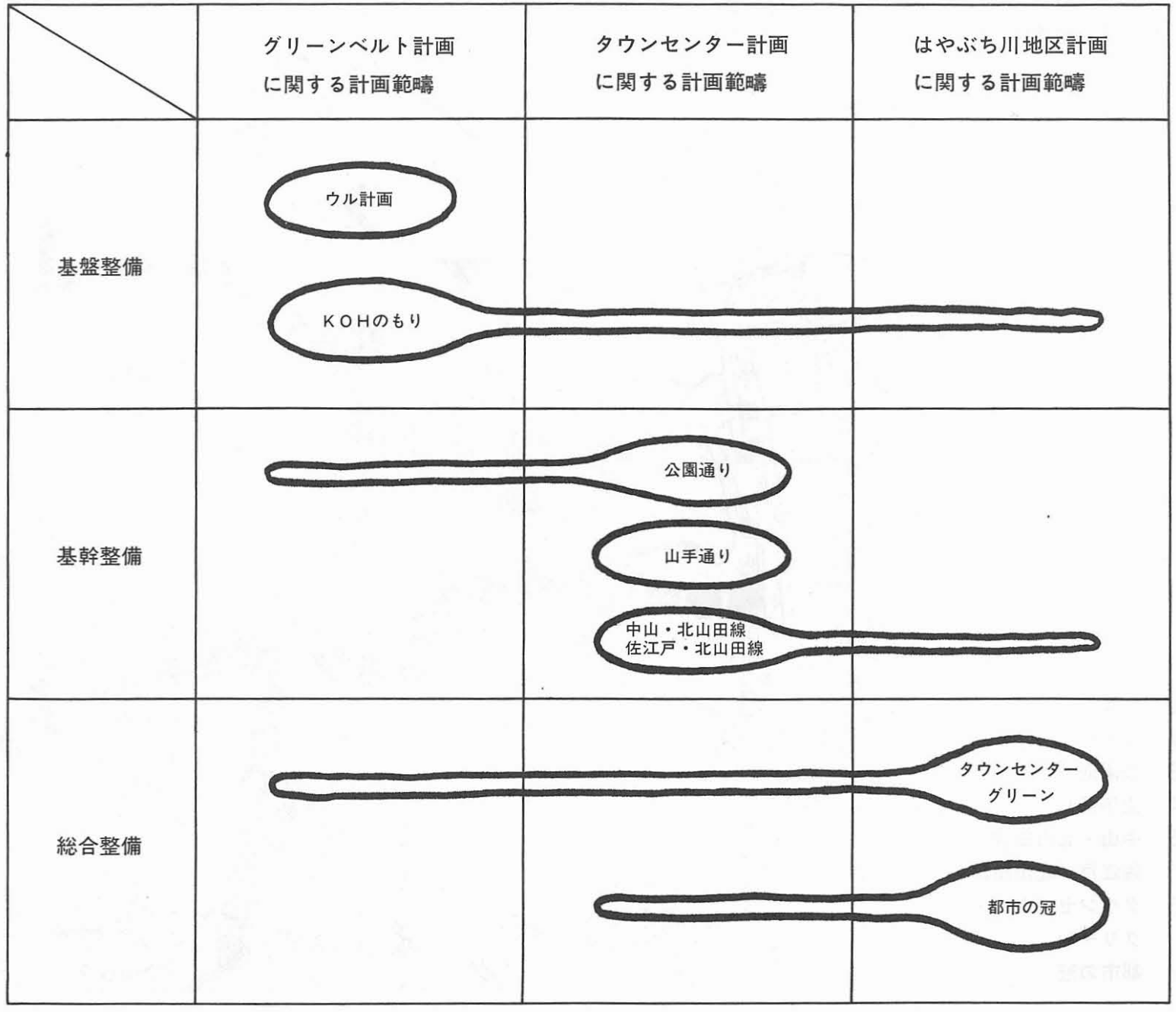

■総合公園整備のため
の７事業概念図

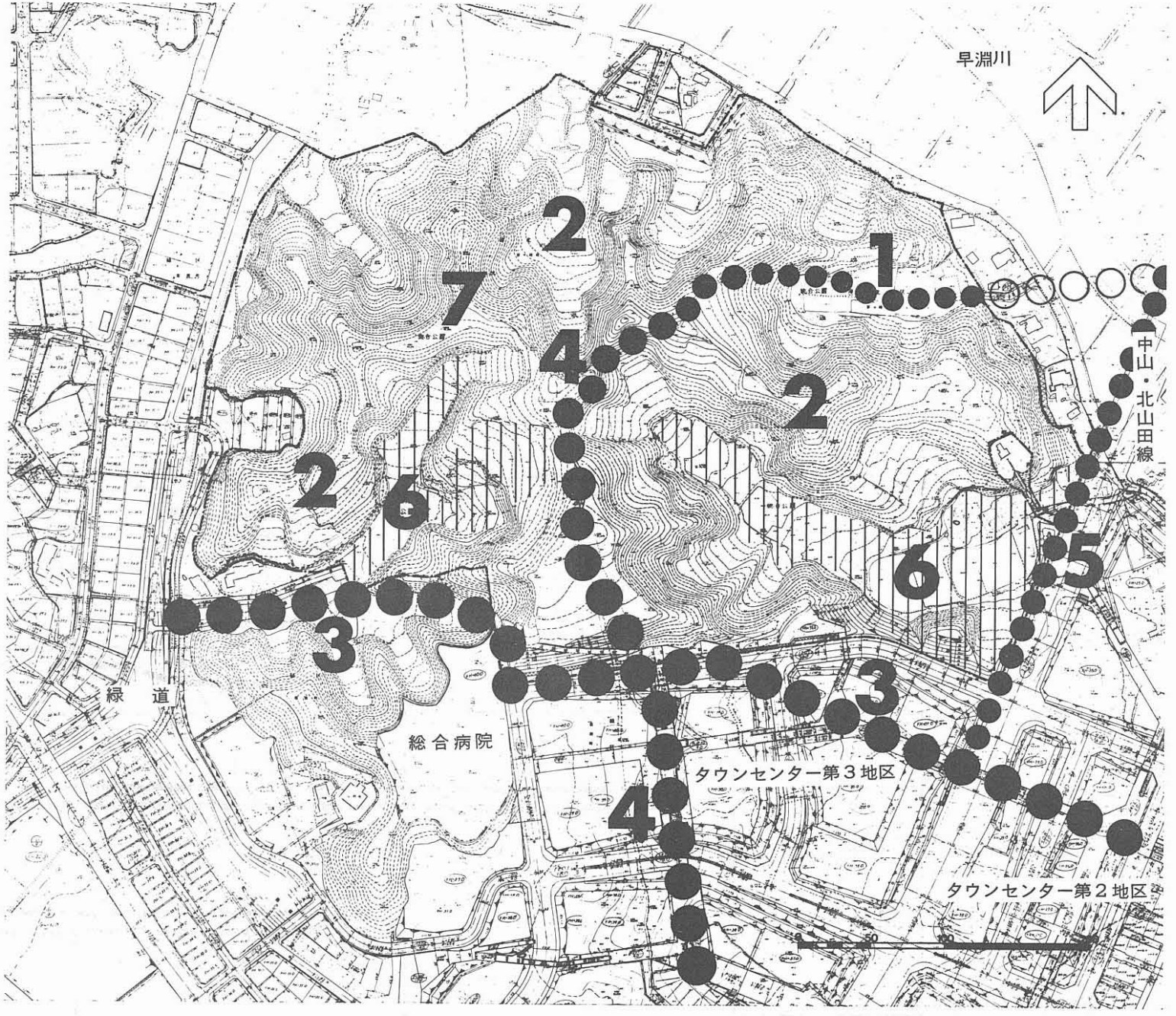

1　ウル
2　もり
3　公園通り
4　山手通り
5　中山・北山田線
　　佐江戸・北山田線
6　タウンセンター・
　　グリーン
7　都市の冠

■ ウル
■ もり
■ 公園通り
■ 山手通り
■ 中山・北山田線
　佐江戸・北山田線
■ タウンセンター・グリーン
■ 都市の冠

■ウ　ル

⑪

＜ウル＞は総合公園の原点とも起爆剤とも位置づけられる事業であって、戦略上住民参加を誘発させる直接的、間接的役割をになっている。手段的には港北地区のこれまでの歴史的実体（資産）を保全してゆくことである。具体的には既存民家の移築、民具等の保存、水田、畑等の再現、さらに、より抽象的に菖蒲田等により水田の空間形態を保全する等の手法があげられるだろう。さらに竹林、薪炭林、スギ、ヒノキ等の植林地等の保全、再生等の山林の利用形態の保全、修復等も含まれる。

これらは港北地区の歴史を伝えるモニュメントとして保全すると共に、それらを「有効かつ創造的に利用すべき資産」として位置づけ、将来の諸デマンドに応じて文化施設等として再利用してゆく可能性も考えるべきである。さらに、これら「古い」資産をうけついでゆくだけではなく、「先達の手」として既住民の手になる次代に伝えるべき「新たな」資産をつけ加えてゆくことも考えられる。たとえば、住民の参加によって新しいニュータウン住民に残してゆく「もり」づくりを行うことなどは有意義なことと思われる。

＜ウル＞は当然、総合公園整備の第一に着手されるべき事業であり、そのために他の事業スケジュールとからみのない単独で事業化してゆける位置であることが求められ、また早渕川沿いの既存コミュニティーに顔を向けていることが望ましく、さらにより古い歴史的遺構である第一地区の遺跡公園と早渕川をはさんで相対峙するという地利的条件からも、総合公園の北半が該当するものと思われる。

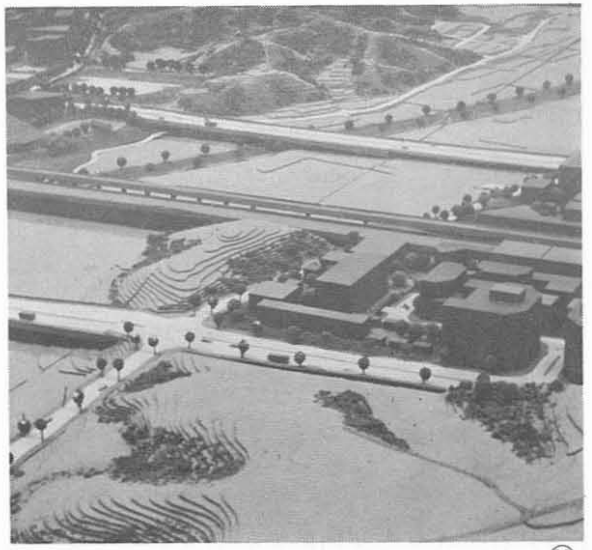

⑫

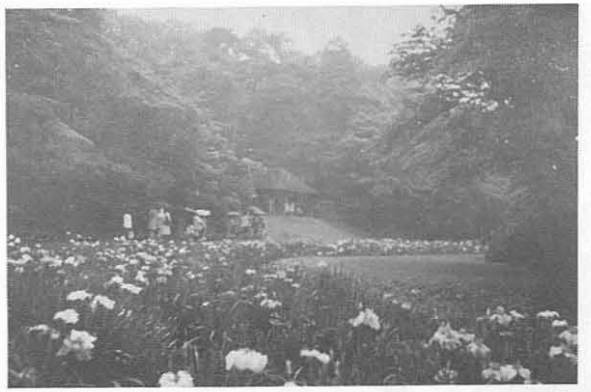

⑤

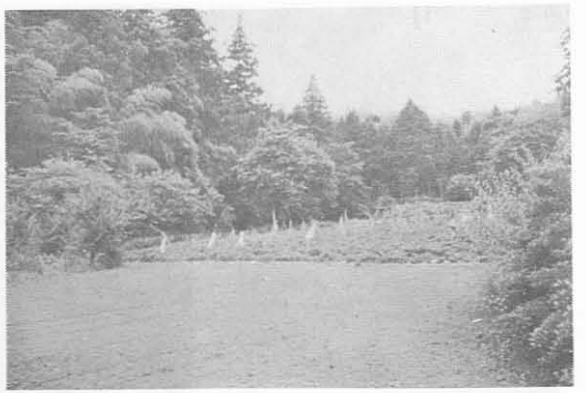

⑧

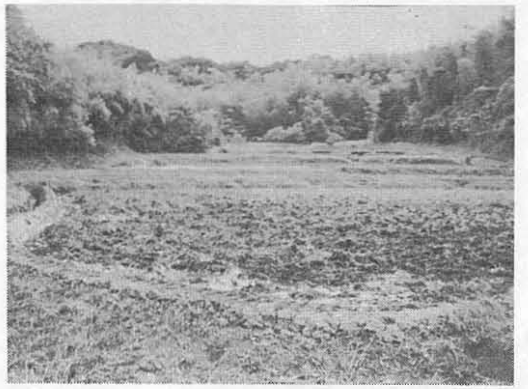

⑥

⑬

⑭

⑦

⑨

■も　り

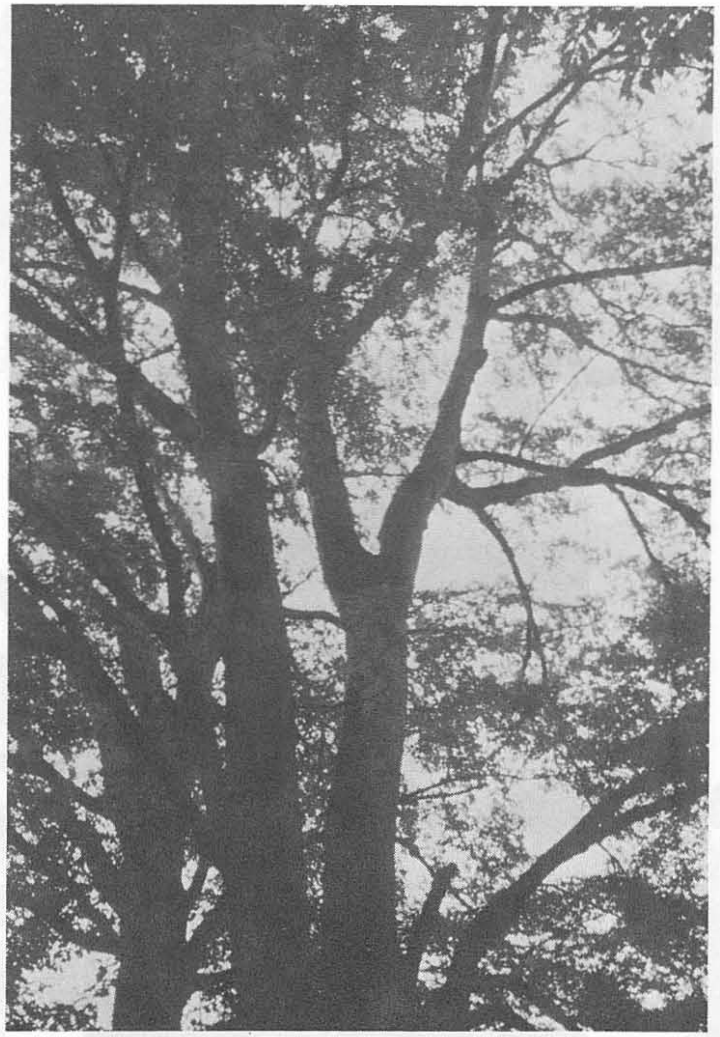

⑩

総合公園整備における＜もり＞づくりは、都市の中に緑の山を残してゆくという外形的評価に対応するものとして、さらに公園としてのポテンシャルを高めるための「緑のストック」づくりとして最も重要な事業である。＜もり＞づくりは公園の緑として「良き相観」をつくりだしてゆくことであり、当然現存植生の保全をベースとして行われてゆくものであるが、外形的には一体の緑の山として意識される＜もり＞もいくつかの異った役割に対応するものに分化してゆくものと考えられる。

第1は＜ウル＞のもりであり、歴史的実体としてのもりである。これは＜ウル＞事業の一環として港北地区の山林の姿を保全するものであり、現存の竹林、雑木林等の二次林となろう。第2はタウンセンターのもりともいうべきもので、緑のタウンセンターのマグネットとしてのもりであり、タウンセンターの緑のストックを形成する。これは主として外形的評価に対応するものであり、そのためにも四季を通じての緑であることが望ましく、当然常緑樹林とすることが考えられる。またタウンセンターのもりは総合公園の＜もり＞の基幹ともなるべきものであり、面積的にも大きな割合を占るはずであるため、メインテナンス上の理由からも常緑樹林とすることが妥当であろう。第3は＜タウンセンター・グリーン＞のもりであり、緑被された＜自由空間＞としての性格をもつ。これは総合公園として当然要請される林間利用に供するものであり、落葉樹林の疎林あるいは花木林等のアメニティーの高い空間であることが望まれる。

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

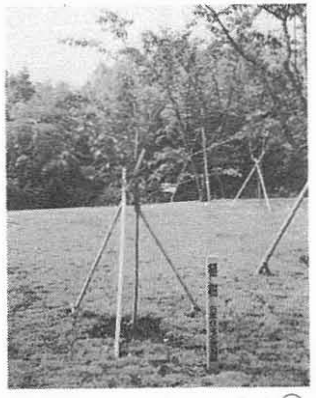

⑱

■公園通り

⑲

＜公園通り＞は次の＜山手通り＞と共に総合公園とタウンセンターの融合一体化を図る道具である。これらはタウンセンターにおける「まちづくり」のリーディング・ファクターとして位置づけられ、ストック先導によるまちの魅力を造出してゆく装置でもある。

＜公園通り＞はグリーンベルトと総合公園、タウンセンターのバスターミナル、地下鉄駅等の交通拠点と総合公園をダイレクトに結ぶ流れをつくり出すと共に、タウンセンターのベデに「緑のショッピングタウン」としての明確な性格を与え、まちづくりに方向性を与えてゆこうとするものである。すなわち、総合公園をマグネットとする「緑のタウンセンター」造出のための緑化の媒体として、ヴィスタによる視覚的一体化、バザール等の開ける多目的空間としてアクティビティーの連続性を図るもの等として性格づけられる。

＜公園通り＞は商業施設と公園の接点として、また公園の非限定性の確保のためにも、公園周辺部、タウンセンター第3地区との接合部に位置することが望ましい。同時にこれによって総合公園とタウンセンターとのレベル処理も一体的に処理すべきである。そのために、タウンセンター、総合病院用地の一部を変更することが望まれる。＜公園通り＞はグリーンベルトの延長として同程度の巾員を確保することが望ましく、また多目的空間として求められる性格から、たとえば単断面の並木路とすること等が考えられる。＜公園通り＞は緑にあふれる、にぎわいのある都市的な空間として、金をかけなくても楽しく時間をすごせるアメニティーの高い、いわば「原宿型のアーバニティー」をもつまちを形成する。

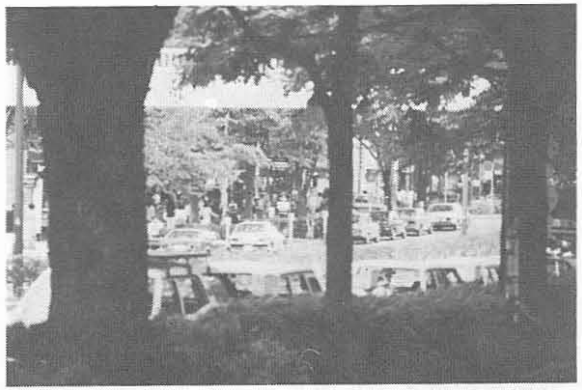

⑳

㉓

㉕

㉑

㉔

㉗

㉒

㉕

■山手通り

㉘

＜山手通り＞はタウンセンター第3地区の市役所前広場と総合公園を経てはやぶち川地区を結ぶルートであり、＜公園通り＞が商店街の中の道であるとすると、これは業務街、公官庁街の道であり、「緑の業務街」を形成する。横浜の例をとるならば、前者が山下公園沿いの＜海岸通り＞に相当し、後者は埠頭と横浜公園を結ぶ＜日本大通り＞に相当すると言えよう。

＜山手通り＞は市役所前広場と総合公園を一体的オープンスペースとするべく広巾員のペデとすることが望ましく、市役所前広場をインヴォルブする総合公園のタウンセンターへの貫入として位置づける。＜山手通り＞はタウンセンターの「アッパータウン」のペデとして、総合公園、市役所前広場をそれぞれ焦点とする港北ニュータウンにおける最もフォーマルな空間とすることが望まれる。＜山手通り＞は総合公園に入ると中央の尾根部を通り北側の谷戸を経てはやぶち川地区に至る。＜ウル＞ゾーンはこの＜山手通り＞にクラスターさせる。

＜山手通り＞は市役所前広場を含む総合公園の貫入として、公園との連続性、一体性を強化するデザインが求められ、総合公園の尾根の延長としての地形のアンデュレーション、並木、総合公園から広場までの（例えば水等の）要素の連続性、ヴイスタラインによる視覚的一体性等があげられる。総合公園との接点、＜公園通り＞との交差点には、駅前広場、市役所前広場と呼応する小広場を設け、山側へのスムーズなアプローチを形成するために何らかの装置を設ける。またこの広場には＜山手通り＞＜公園通り＞の焦点を形成するものとして人が自然に集まる「しかけ」、例えば水の導入等を図ることが有効と思われる。また＜山手通り＞のにぎわいを生みだすために、業務街の通り側は商店とすることが望ましい。

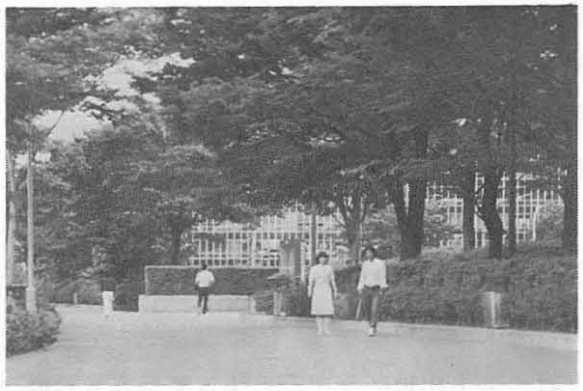

㉙

㉜

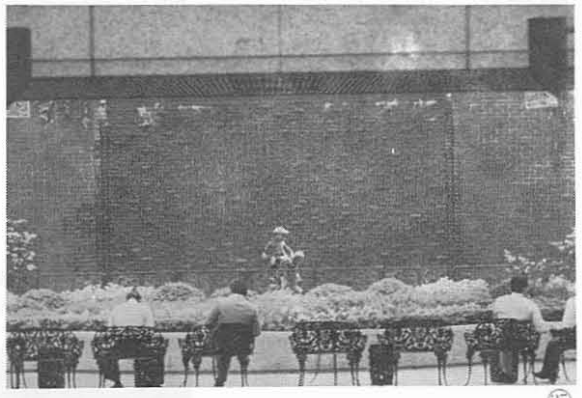

㉟

㉚

㉝

㊱

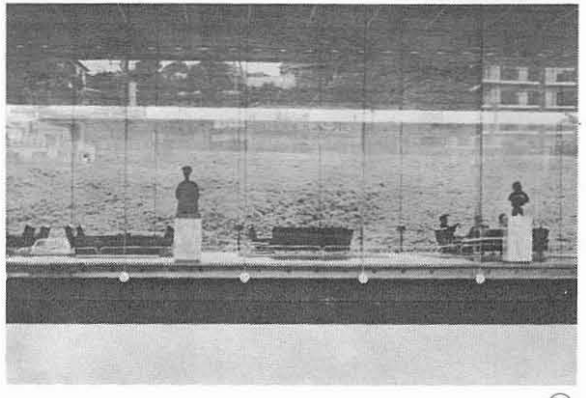

㉛

㉞

■中山・北山田線
佐江戸・北山田線

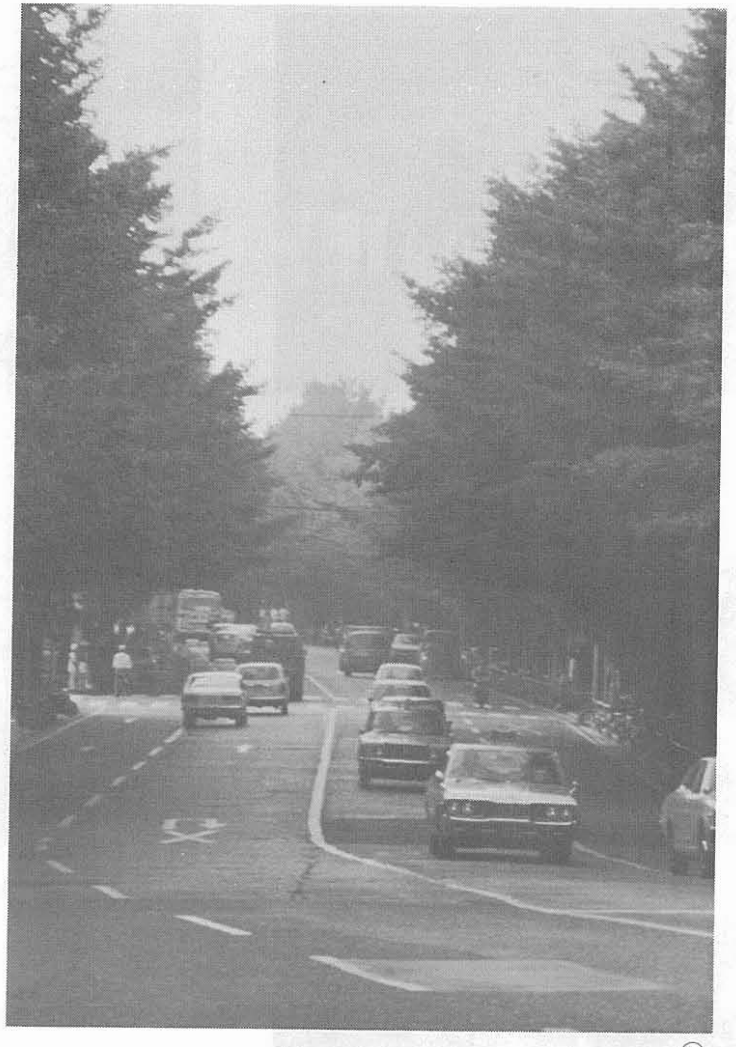

㊲

南北両センターを結ぶ2本の都市計画道路＜中山・北山田線＞と＜佐江戸・北山田線＞は、タウンセンター地区とはやぶち川地区を結ぶ動線として、またはやぶち川地区のレクリエーショナルな利用形態を誘導するインフラストラクチュアーとして位置づけられる。＜中山・北山田線＞はタウンセンター、総合公園、はやぶち川地区等と第一地区のバスターミナルを結ぶ。＜佐江戸・北山田線＞は第二地区タウンセンターのバスターミナルとはやぶち川地区、第一地区の遺跡公園、タウンセンター等を結ぶ。これら2本のルートは、南北それぞれのタウンセンター内の2本のペデ、第一地区の＜文化センター通り＞（仮称）と、第二地区の＜公園通り＞によって結びつけられ、はやぶち川地区を中心とする多様な施設群をサーキュレートする。また、早渕川沿いに計画されると思われるサイクリングロード、散策路等へのタウンセンターからのアプローチとなる。

これら2本の都市計画道路は人の流れとして積極的に位置づけることにより、アメニティーの高い「緑のパークウエイ」とすることが望まれる。そのために道路の両側（もしくは片側）に巾広い植樹帯を持つ散策路を設けることを提案する。この散策路は歩道部分と周辺土地利用からの捻出分で構成する。総合公園と＜中山・北山田線＞の接する部分はなるべくオープンな形態とし、前記散策路よりスムーズに公園にアプローチできるようにすると共に、自動車レベルに対するオープンスペース系の接点としたい。さらに＜公園通り＞との交点のバス停から総合公園へのスムーズなアプローチを形成するためにアンダーパスを設けることも考えられる。

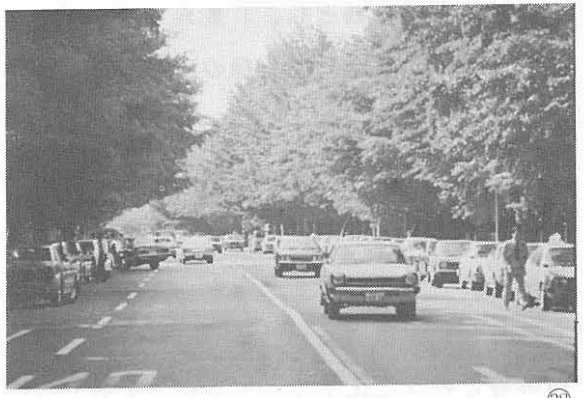

㊳

㊶

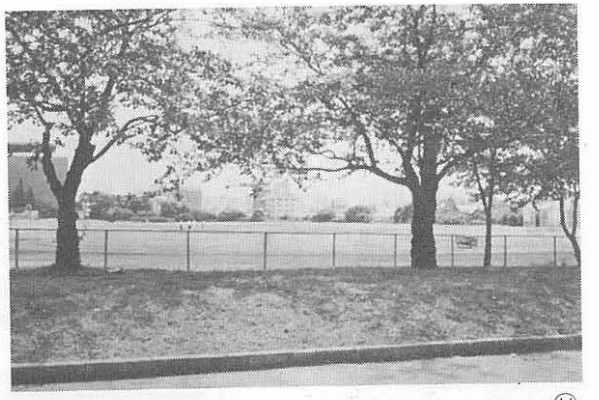

㊹

㊴

㊷

㊺

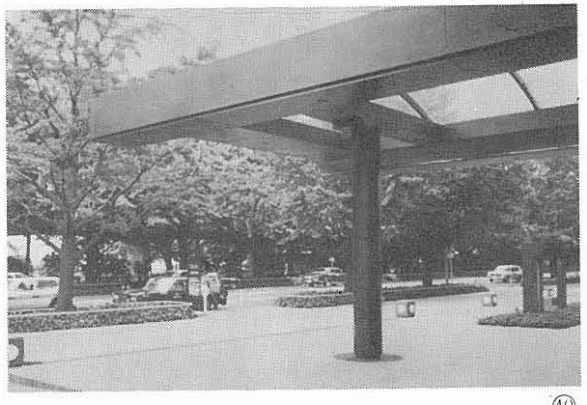

㊵

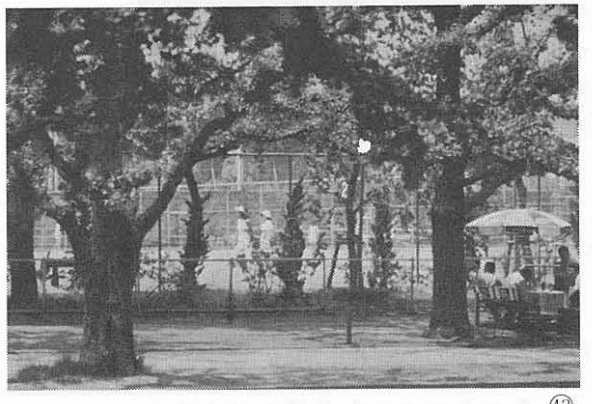

㊸

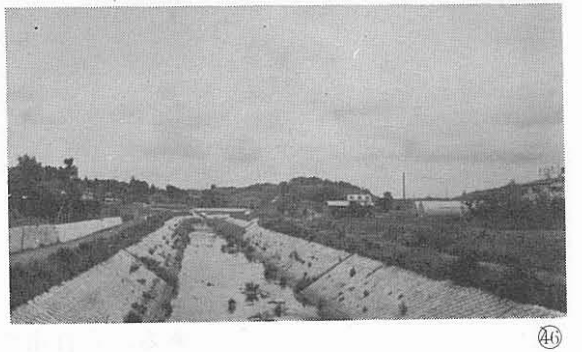

㊻

■タウンセンター・グリーン

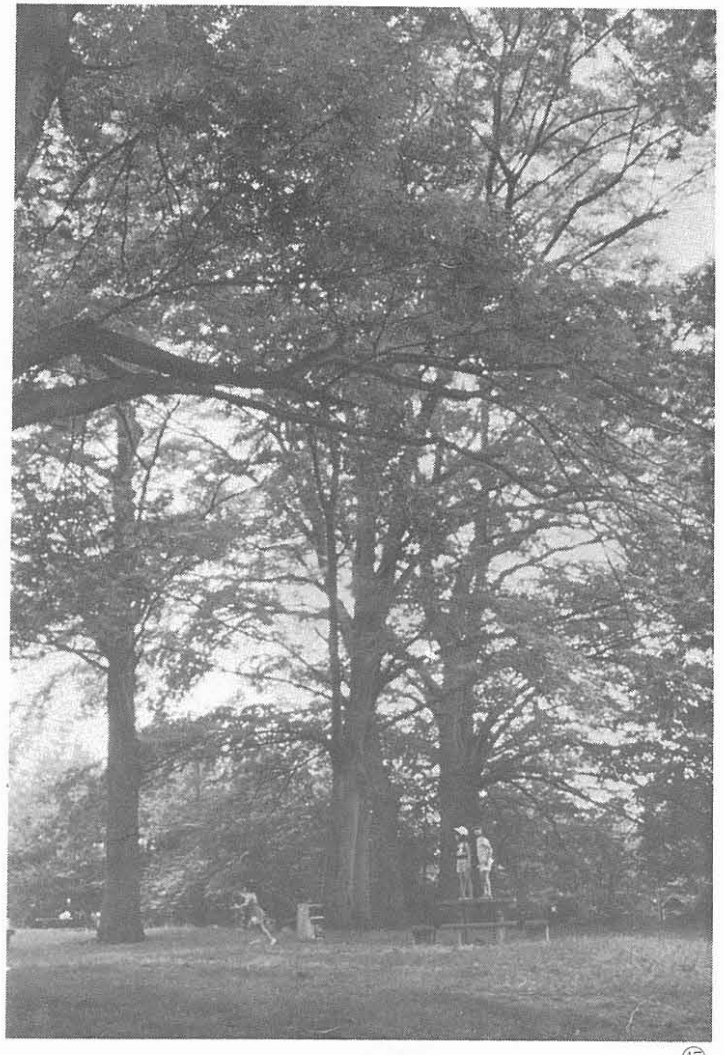

⑰

＜タウンセンター・グリーン＞は港北ニュータウン都心部における「自由空間」として位置づけられる。「自由空間」は利用者が自から創意、工夫してさまざまな利用ができるような、複合度の高い多目的、非限定空間である。「自由空間」はタウンセンターを多様なアクティビティーの場、全生活的な場とし、「豊かなアウトドアー・リビング」を創り出すための「緑の広場」として、不可欠な要素であると考えられる。

＜タウンセンター・グリーン＞はそのような「自由空間」として平担な広がりのある空間であることが望ましい。基本的には芝生広場等の形態をとることが考えられるが、緑被された「自由空間」――林間利用の空間、さらに桜林、梅林等といった花木林とすることもありうる。また、一部硬い床の空間とすることも必要と考えられる。

「自由空間」は将来都市内における様々なデマンドが顕在化してゆくにしたがって分化してゆくことも考えられるが、フレキシブルな非限定空間という基本的形態を失い、単目的施設化することはさけなければならない。＜タウンセンター・グリーン＞はグリーンベルト、タウンセンター内の諸オープンスペース（ペデ、広場等）、はやぶち川地区の各施設との動的平衡系を形成し、それらの利用形態との相関によって、＜タウンセンター・グリーン＞の利用形態が規定されてゆくことが望ましい。＜タウンセンター・グリーン＞はその要請される形態条件のため、現況の谷戸部分を利用することが適当と思われる。

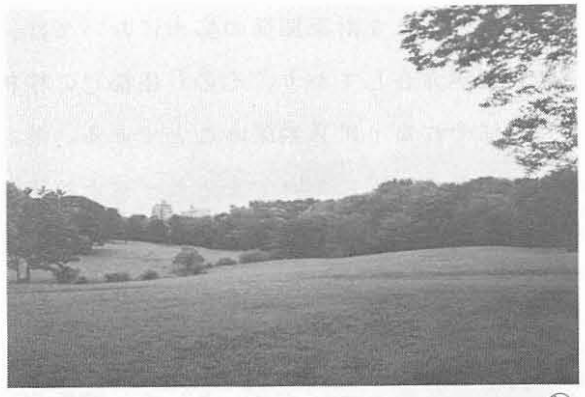

㊽

㊶

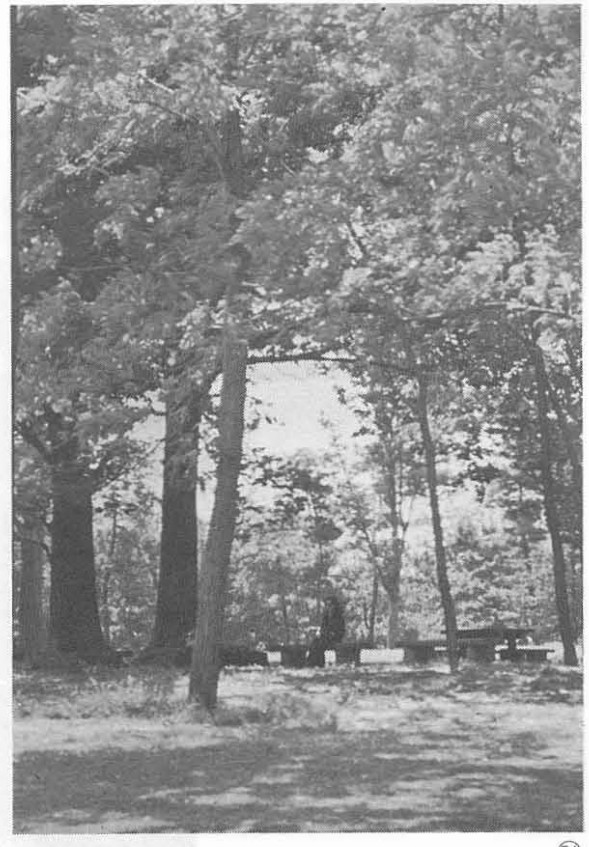

㊹

㊾

㊷

㊿

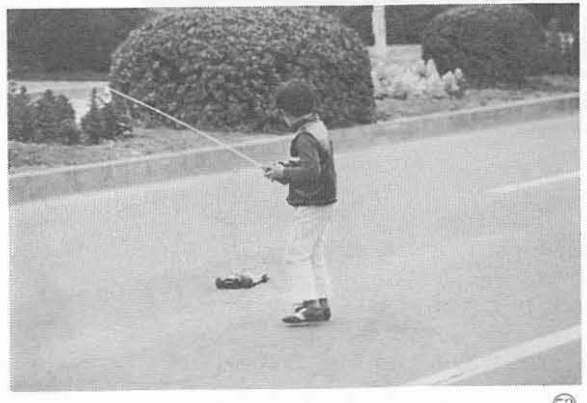

㊸

㊺

■都市の冠

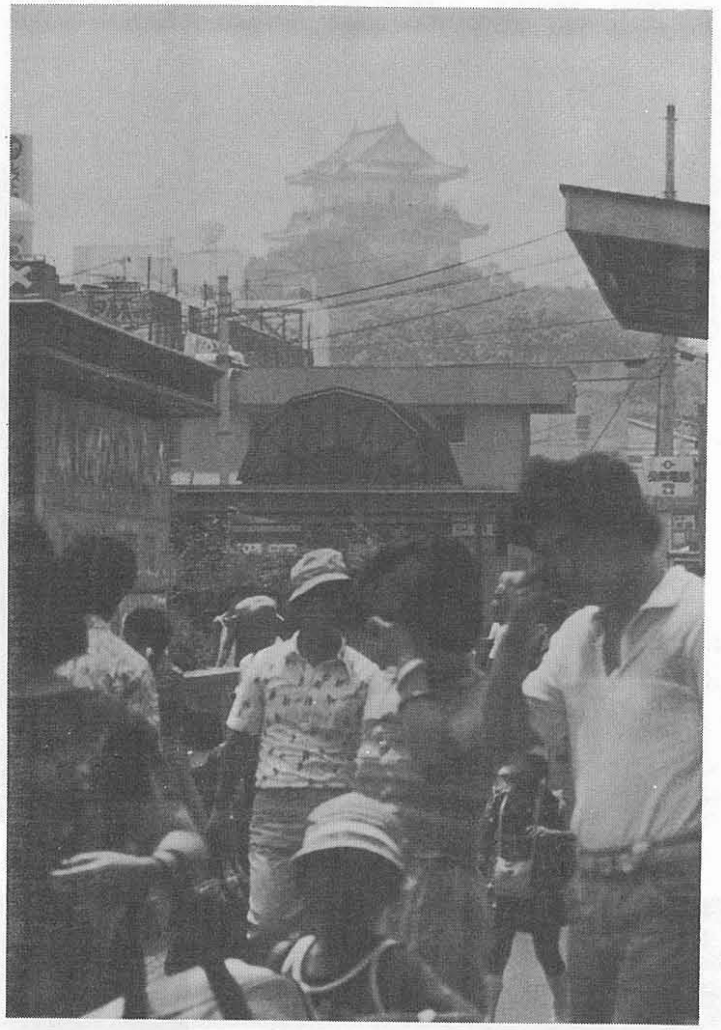

＜都市の冠＞は、港北ニュータウンにおける精神的中心となるべきシンボルである。利害関係が錯綜し、価値観が多様化しつつある現代の都市において、このようなものを見出すことは困難でもあり、またその意義に対する疑問もなしとはしないが、自然発生的な都市と異なり、港北ニュータウンのような計画開発の都市においては、明らかな開発意図が介在しており、その「建都」の精神を記念することはそれなりに意義深いことである。港北ニュータウンのような我国においてもユニークな都市開発にあっては、その精神（港北スピリット）を後世に伝えてゆくことは充分価値のあることであると考えられる。

したがって、＜都市の冠＞のはたすべき役割は、港北ニュータウン開発事業のモニュメントとして、横浜北西部のリージョナルセンターの視覚的象徴として、さらに港北地区の文化的中枢として等々があげられよう。具体的には、「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」という開発目標の具体化として山それ自体をモニュメントとすること、＜ウル＞を発展させてモニュメントとすること、さらに、何らかの文化施設（港北ならではのユニークなものであることが望ましい）を付加して文化的アクティビィティーの中心とすること等が考えられる。

いずれにせよ、何らかの形で港北ニュータウンの開発姿勢を端的に伝えるもの、国際都市横浜の歴史性に関わるものであることが要請される。＜都市の冠＞はタウンセンターの視覚的象徴として、ニュータウン各都、タウンセンターの主要部から視認される位置ならびに形態が求められる。

㊼

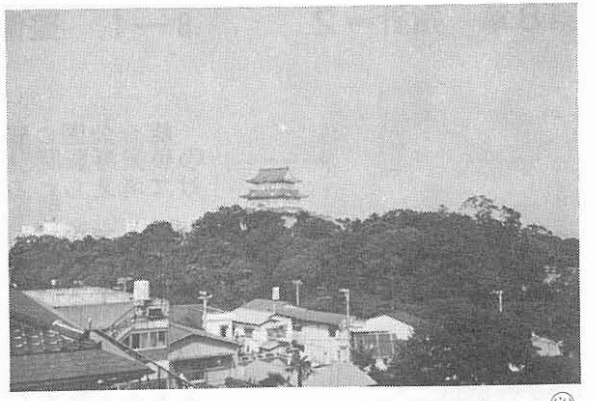

㊿

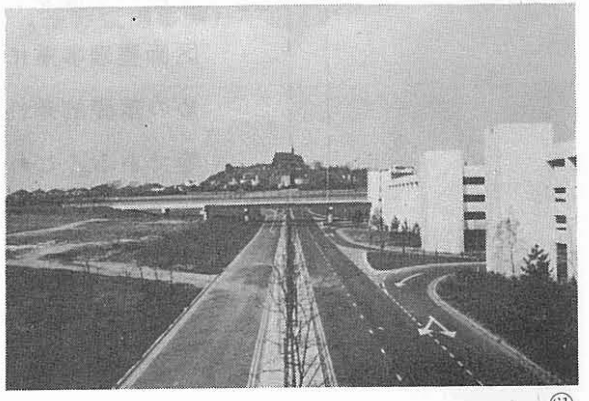

(61)

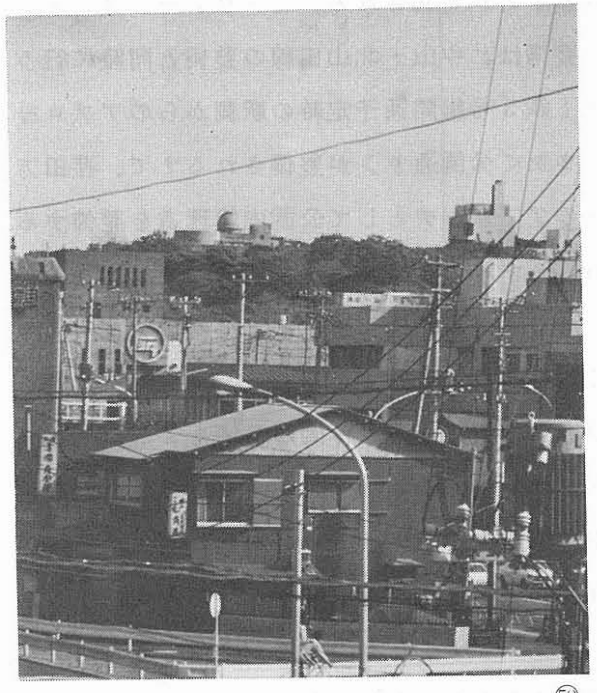

(58)

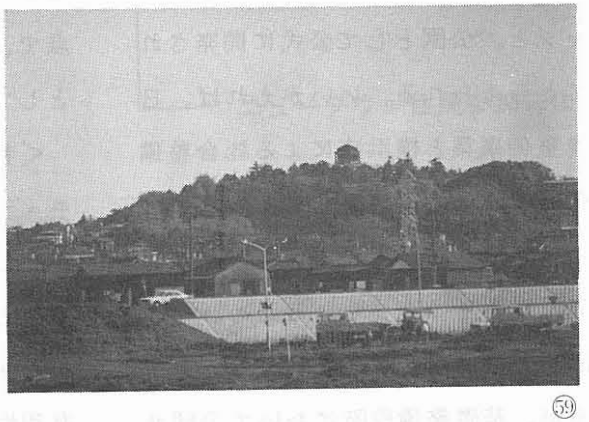

(59)

(62)

第8章　指針＝2

8—1　整備プロセスの検討

総合公園の整備プロセスは大きく2つのステージに分けて考えられる。区画整理事業のような都市成熟の速度の遅い開発においては、一般に公園に対するデマンドが顕在化するのは遅く、総合公園のような中心的、複合的施設にあっては特にデマンドの顕在化には長時間を要するものと考えられる。したがって、区画整理事業の段階で総合公園を「完成」させることは無意味なことであり、区画整理事業において求められる整備は、公園整備のための基礎的条件の整備、将来有効となるストックの形成等である。これまで述べてきた7つの整備事業も、将来生成発展してゆくシステムの種をうえつけておくこととして位置づけられる。一方、総合公園は事業戦略上、早期の整備、何らかの形での早期供用が求められており、基礎的整備段階においても用を果しうる整備のあり方が要請される。したがって、総合公園は区画整理段階における公団管理のステージと、公園として公式に開発されるステージとに分けてとらえられる。いいかえれば、日本住宅公団による基礎整備事業と横浜市による総合整備事業という2段階の整備プロセスが考えられる。

総合公園に対するニュータウン新住民のデマンドが顕在化するのはかなり先になるものと見られるため、市サイドとしては総合公園の整備に対してフリーハンドを求めるものと判断されるが、基礎整備段階において公団サイドが国庫補助を導入するとすれば、その段階で窓口としての市は意志決定を求められることになる。また、市サイドが最終的にかなりの整備度を求めてくることもありうると考えられるので、実際の整備プロセスは、より複雑なものとなるはずである。

以上を整理すると概略右のとおりとなろう。

他の事業とのからみがなく、単独に事業化しうる＜ウル＞及び緑化事業はその性格上、条件の整い次第着手することが望まれる。緑化事業に関しては、当然工事用道路、管理用道路の整備が並行する。基幹整備事業に関しては、タウンセンター整備スケジュールとからむため、かなり遅れることが予想される。＜タウンセンター・グリーン＞の整備は、中山・北山田線の整備と同時に行うべきで、地下鉄3号線開通予定時の駅側からのアプローチとする。また＜公園通り＞が整備されるまで、荏田方面から駅へのアプローチとして公園内管理道を整備する必要がある。いずれにせよ第1陣の入居が見込まれる時点で、何らかの形で公開に対する要求に対応しうる体勢としておくことが要請されるだろう。

＜都市の冠＞事業はその具体的内容にもよるが、本来ニュータウンの新住民のコンセンサスを得て行うことが望ましいが、開発姿勢のプロパガンダとして開発主体が望むとすれば、先行的な整備もありうると考えられる。その場合、スタティックなものではなく、将来の発展性、有用性を保証するものであることが望ましい。

■総合公園整備プロセスの関連

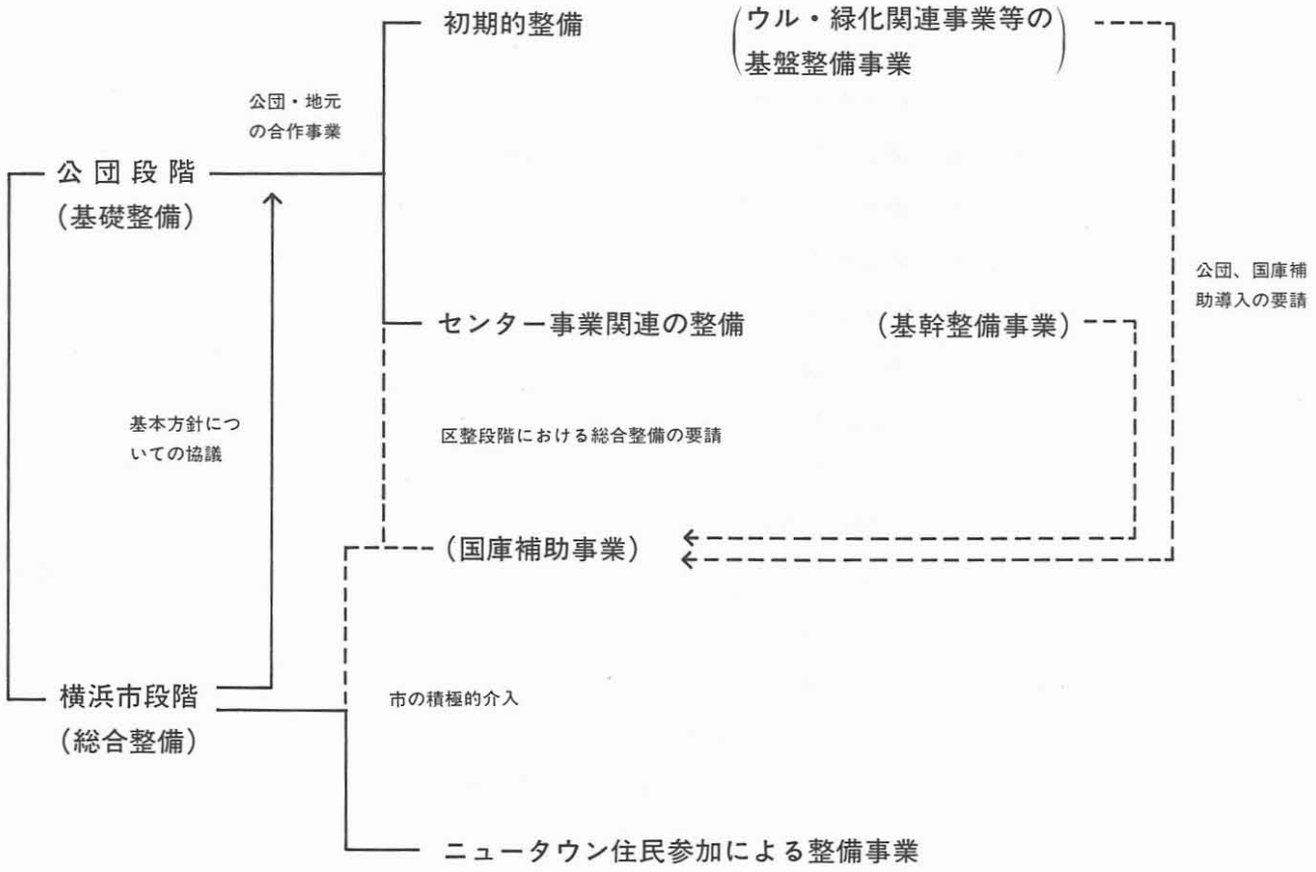

8－2　緑化の指針

総合公園の整備計画では、のこす緑とつくる緑が取上げられる。緑の内容は、現存植生の評価で取上げられた二次林とモウソウチク林と常緑広葉樹林であり、また、公園計画の側から要請される緑蔭をつくる疎林や花木疎林である。現況植林との関連で、こののこす緑とつくる緑を、その可能性をふまえて整理すると、

現存植生（樹林）のある個所

のこす緑

二次林

モウソウチク林

常緑広葉樹林

疎林

つくる緑

二次林⟶常緑広葉樹林

二次林⟶疎林

モウソウチク林⟶常緑広葉樹林

その他の樹林⟶（二次林）

その他の樹林⟶常緑広葉樹林

その他の樹林⟶疎林

現存植生（樹林）のない個所

（二次林）

常緑広葉樹林

疎林

に仕分けられる。このうち疎林に関する緑は計画からの要請にもとづくもので、現存植生の評価から植生の整備を検討する段階では取上げられない。

まず、現存植生の評価からの整備を検討すると、植生の一般の管理項目が整理されて、その管理項目に従った持続植生、育成植生、遷移植生、植栽植生に当嵌められた検討がここでは必要である。なお、当然管理は、評価分類された植生がその方針にそって安定植生となった後の将来における維持管理と、評価分類された植生をその目途とする植生に移行させるための整備管理、そして、その管理の実施までの空隙がある場合それを埋める当面の管理の段階を踏む必要がある。

〔なお、既に提案されている現存植生の管理**（資料10）**は現存植生の評価が明らかにされないまま整理されている。〕

植生の管理は、

植生の必要個体の部分に加える管理

（剪定、枝抜き、枝打ち、高切り、摘芽、古葉切り等）

植生の必要個体に加える管理

（萌芽伐、追植、補植、倒木起こし、支柱管理等）

植生の不要個体に加える管理

（間伐、枯損木除去、除伐、整理伐、下刈り、除草、つる切り等）

植生の環境をよくするための管理

■植生管理区分表 （資料１０）

保存樹林

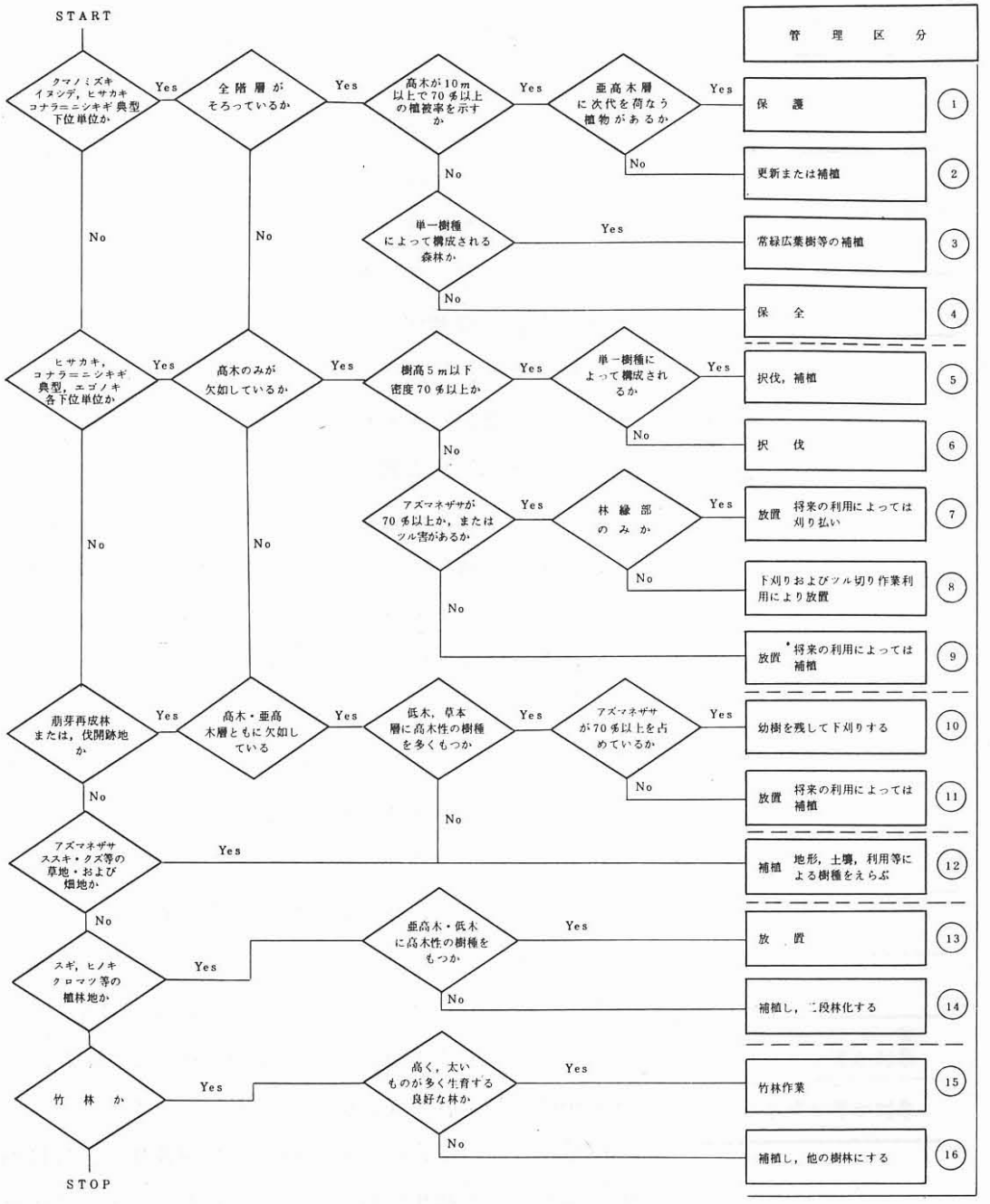

（土壌改良、追肥、施肥、灌水、葉面撒水、マルチング、耕転、中耕、根踏、土寄等）

植生を保護するための管理

（病虫害防除、こも巻き、獣害防除、防寒等）

その他の管理

（清掃、落ち葉集め等）

等であり、必要個体の部分に加える管理や環境をよくするための管理、保護するための管理、その他の管理は必要に応じ一般に行なわれるもので、ここでは必要個体と不必要個体に加える管理についての検討を加える。

現存植生が将来の安定をみた時点での維持管理は、管理対象が持続植生となった常緑広葉樹林と二次林（雑木林）、モウソウチク林に限られ、原則的にこれまで植生を持続させてきた従来の管理を引継ぐことになる。そのため枯損木除去、除伐、つる切りは必須で、退行遷移をうながす下草に対しては下草刈りが必要で、又、雑木林では必要に応じ萌芽伐と択伐が、モウソウチク林では間伐が必要になる。なお、雑木林の萌芽伐は15～30年生のものを対象とし、特に老齢化すると虫害のあらわれるコナラを主に行ない、モウソウチク林の間伐は、病虫害の出やすい衰弱した4年生前後以上の親竹を対象にして1年ないし2年に1回、立数400～1000本／1000㎡、通常600本／1,000㎡前後を目途として行なう。

植生の将来の安定のために行なう整備管理は、持続植生と評価された植生は将来管理とかわらないが、その他の植生では以下の管理が必要である。

育成植生は、現況の萌芽林と、萌芽伐を加える必要のある二次林、樹高の低い植生、現況では見受けられないが、更新筈のモウソウチク林、そして、二次林で安定的な植生構成への育成を計る必要のあるものもこの中に含まれる。安定的な植生構成を指向する二次林は、二次林構成種の多様化とアズマネザサの下草駆逐が育成の目標で、コナラの一斎林的傾向のものが対象となり、コナラを択伐して、必要に応じ別の二次林構成種を補植し、枯損木の除去を行ない、つる切りをして、退行遷移をうながす下草や、補植したものを被圧する下草を刈取る。また、下草のアズマネザサは常に下草刈りをすることにより安定的であるが、管理を軽減するためにはアズマネザサの駆逐が必要で、アズマネザサのみの刈取りを繰返すか、刈取跡に灌木を補植する。その他の育成植生は、植生構成個体の育成が望まれ、下草刈、つる切りを行ない、伐採の必要な植生はそれに先立ち萌芽伐を加える。なお、萌芽林も安定指向のための択伐や補植、アズマネザサの刈取を必要に応じて行なう。

遷移植生は、進行遷移をうながす下草のある植生と、被圧されていない針葉樹植林と、被度の低い二次林がその主なもので、常緑広葉樹林への遷移が目標である。自然に遷移することが可能な、高木性の常緑広葉樹の下草をもつ植生は、他の植生でも行なわれる枯損木の除去とつる切り、そして退行遷移をうながす下草があればその

■植生管理表

管理段階	植生評価	対象植生	皆伐	間伐	択伐	除伐	枯損木除去	萌芽伐	下草伐	つる切り	補植	植栽	備考
維持管理	持続植生 育成植生 遷移植生 植栽植生	常緑広葉樹林				○	○		△	○			
		二次林（雑木林）			△	○	○	△	△	○			
		モウソウチク林		○		○	○		△	○			
整備管理	持続植生			—		—	—	—	—	—			（将来管理と同様）
	育成植生	萌芽林			△	○			○	○	△		
		萌芽伐の必要な二次林			△	○	○	○	○	○	△		
		安定構成（上木）指向二次林			○	○	○	△	△	○	△		
		安定構成（下草）指向二次林				○	○	△	○	○			下草刈はアズマネザサ等が対象
		更新笹モウソウチク林				○			○	○			
	遷移植生	遷移をうながす下草のある植生				○	○		△	○			下草刈はアズマネザサ等が対象
		被度の低い上木層の植生				○	○		○	○	○		
		針葉樹（スギ・ヒノキ）植林				○	○		△	○	△		
	植栽植生	急峻地形に立地していない植生	○				○		○	○		○	
		急峻地形に立地している植生		△	△	○	○		△	○		○	
当面管理	持続植生 育成植生 遷移植生 植栽植生	モウソウチク林以外の植生					○		○	○			除伐は虫害木が対象 下草刈はアズマネザサ等が対象
		モウソウチク林		□			○		○	○			下草刈はアズマネザサ等が対象

○必要な管理　△ 必要に応じて行なう管理　□ できたら行ないたい管理

下草刈が必要で、他の植生ではシラカシ等の苗木の補植が必要になる。そして、被度の低い植生では下草刈が必須になり、針葉樹植林では上木が必要に応じ除伐される。

植栽植生は、二次林や常緑広葉樹林になぞらえた植生の構成が目途となり、すべての該当植生は皆伐、枯損木除去、植栽、下草刈、つる切りの管理が加えられる。ただ常緑広葉樹林の造成は、通常日よけ、灌水の管理が必要で容易でなく、現存植生の上木を残してその林床に植栽するか、二次林的植生をまず造成して、それが常緑広葉樹林に置きかわるような自然に遵じた形の植栽計画が安全である。急峻地形を立地とする植生は、地形の保全のために皆伐のかわりに択伐を行ない、下草刈も必要最少限度にとどめておく配慮が必要である。

この整備管理着手が遅延する場合行なわれる管理が当面の管理であり、当面、植生が退行的に遷移することを防止し、整備計画に植生が組込まれる時に必要な資質を最低限度確保するためのもので、緊急を要する管理が取上げられる。その第一は、現況で最も目立つ、二次林の衰退の要因となっているアズマネザサの優勢化を阻止することで、アズマネザサが密生している林床の下草刈が提起される。なお、他の植生域の密生しているアズマネザサも将来の植生の衰退要因となることが予想され、現時点での刈取りが望ましい。また、クズによる被圧被害の発生が、周辺の状況から予測され、そのつる切りが当面の管理として重要になる。第二は相当進んでいる虫害を防除することで、これはアズマネザサの刈払いによっても大きな成果が期待されるが、枯損木や病虫害の被害の大きい植生個体の除去も必要である。更には、過密竹林の間伐も望まれるが、それは整備管理にゆずれる余裕が現時点ではあると判断される。

なお、総合公園の整備の計画の側から提起される疎林の造成は、現存植生の残存立地で、その植生の一部で疎林構成をする時、次の問題がある。まず、疎林化に植生が耐性をもっているかどうかで、疎林化により土壌が乾燥し、人が入ることから踏圧が増して土壌の空隙が減少し、人為による植生個体への損傷が加えられる。そのため残存植生個体は、耐乾燥性のあるものに限られ、アラカシやマツ類等を除く常緑広葉樹や針葉樹は残しにくくなる。踏圧を考えるとマツの様に極端に踏圧に弱いものがあったりするが、一般的に成木以外は、損傷の点でも同様に成木以外は残しえなくなる。そして、植生立地的には、急峻地形の植生は、疎林化により地形の崩壊が考えられ、疎林化の対象とはならない。

疎林を現存植生を無視して、また植生のない立地につくる時は、現存植生を利用して疎林をつくる時と念頭におくべき問題点は同じであるが、土壌への適性を考えなければならない点と、樹種的には新植では、当初からの独立木では乾燥条件への適応性が強いため、現存植生の利用より耐乾燥性に対する制約が小さくなる点等が異る。

コナラ林の退行遷移をうながす下草（アズマネザサ）

過密生モウソウチク林

スギ植林の進行遷移をうながす下草（シラカシ）

虫害の顕著なコナラ林

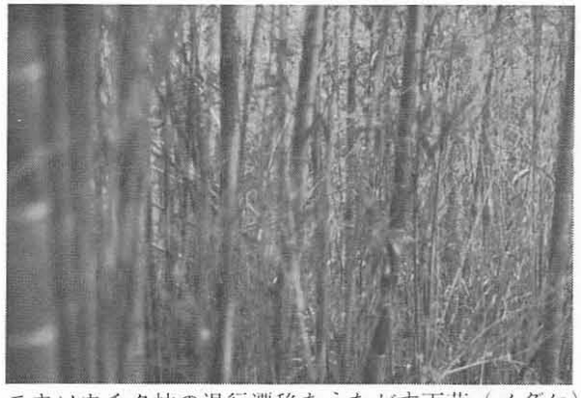

モウソウチク林の退行遷移をうながす下草（メダケ）

間伐しないため相互に被圧しあって枯損したスギ植林

虫害によるコナラ林の枯損

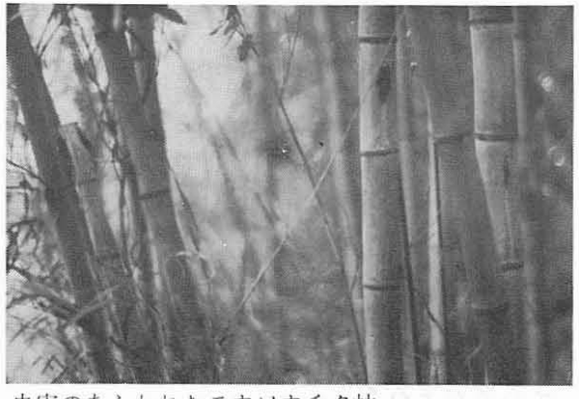

虫害のあらわれたモウソウチク林

虫害のあらわれた果樹園のクリ

8－3　当面の課題

本調査研究の成果を具体的な事業へと展開するにあたって、当面する課題は次の３点である。

(1) 港北中心地区計画における総合公園の位置づけを再確認し、総合公園側からの諸提案について、関係各方面との計画調整を早急にすすめること。

(2) 基盤整備事業の出発点を明確にするために、当面の緑化事業と並行しつつ現存植生を把握する現実的な方策を検討すること。

(3) 基盤整備事業に着手するにあたって、公園づくりに参画する＜主体＞の組織化を先導する実践的な体制を確立すること。

第１の課題は、港北ニュータウン建設事業の業務全体の進展からみて、さしせまった状況にあり、早急に施行者としての公団の意志を統一し、関係各方面との積極的な調整をすすめることが期待される。そのための資料として、総括篇に「総合公園整備計画構想図」を付す。

第２の課題は、総合公園の現存植生が流動的であり、客観的な把握が困難な状況にあることに起因している。しかし、基盤整備事業は総合公園の起原にかかわることであり、その出発点は歴史的に明確にされることが要請される。保全管理を中心とする当面の緑化事業を包括しつつ、何らかのかたちで現存植生を把握する、現実的で実践的な方策を編みだす必要があろう。

第３の課題は、いうまでもなく住宅公団を越える問題であり、総合公園のみの問題ではない。しかし、５－３でもふれたように、住宅公団も公園づくりに組織的に参画する＜主体＞の一員であり、施行者としてその組織化を先導する立場にあることは明白である。このことは、２２工区における＜モデル事業＞に端的に示されている。

物的＜モデル事業＞によって公園緑地整備事業を先導することは、戦略的には有効であるが、＜主体＞の参画を組織化するという点では、一定の限界があろう。２２工区の＜モデル事業＞のまわりには、すでに港北ニュータウンの住民が生活しており、参画する＜主体＞の組織化に積極的にとりくまなければならない状況にある。総合公園も、事業に着手すれば同様であろう。

２２工区が＜もの＞先行型の＜モデル事業＞とすれば、総合公園は＜主体＞先行型の＜モデル事業＞として対比しうる可能性をもっている。いずれにせよ、総合公園における＜モデル事業＞は、一方では２２工区と対比しつつ、他方では両者を統一してすすめられるべきであろう。

＜主体＞の組織化は、それ自体ひとつの事業として意識的にとりくまなければならない課題である。物的計画を十分に把握しつつ、＜主体＞の組織化に積極的にとりくむ実践的な体制が、総合公園の整備を契機として確立されることを期待したい。

以　上

■資料目録

資料０１　港北地区の公園・緑道・広場・歩行者専用道路の計画及び設計　１９６９ ～１９７３　日本住宅公団

資料０２　港北ニュータウン中心地区基本設計報告書　１９７５　日本住宅公団　㈱日本都市総合研究所

資料０３　港北ニュータウン中心地区基本設計報告書　１９７５　横浜市　日本住宅公団

資料０４　港北地区公園緑地整備計画報告書　１９７８　日本都市計画学会

資料０５　公園・緑地政策　野呂田芳成　１９７５　産業能率短期大学出版部

資料０６　緑の保全と創造に関するマスタープラン基本的考え方（素案）　１９７９　横浜市緑政局

資料０７　都市公園の体系的整備　小泉信三　調査季報５９　１９７８　横浜市都市科学研究室

資料０８　港北ニュータウンの自然および立地条件に関する基礎調査　１９６８　横浜市計画課　日本住宅公団

資料０９　港北地区既存樹林地等の保全管理技術調査報告書　１９７６　日本住宅公団港北開発局　㈱景環境設計事務所

資料１０　港北第二地区自然環境調査（その１）報告書　１９７７　日本住宅公団港北開発局　㈱プレック研究所

資料１１　保存戦略についての覚書　三宅理一　都市住宅７４０２　鹿島出版会

資料１２　ヨーロッパの保存政策２　足達富士夫　都市住宅７５０６　鹿島出版会

資料１３　横浜と私　浅田孝　ＳＤ別冊№１１　横浜＝都市計画の実践的手法　１９７８　鹿島出版会

資料１４　造園計画における＜主体＞の把握　前野淳一郎　造園ハンドブック　１９７８　日本造園学会　技報堂出版

資料１５　市街化区域内農地の活用保全手法調査報告書　１９７８　建設省都市局

■写真説明（7－3デザイン・コンセプト＝3）

⑪ 日本民家園（旧江向家　国指定重文）　川崎市
⑫ 港北ニュータウン　タウンセンター模型
⑬ 港北ニュータウン内芽ケ崎町の既存民家
⑭ 山手資料館（旧園田邸）　横浜市
⑮ 明治神宮内苑　東京都
⑯ 港北ニュータウン内の谷戸の景観　芽ケ崎町
⑰ 港北ニュータウン内の農村風景　中川町
⑱ 港北ニュータウン総合公園敷地内の畑　芽ケ崎町
⑲ 山手公園のヒマラヤ杉　横浜市
⑩ ケヤキ　代々木公園　東京都
⑪ 明治神宮　東京都
⑫ 明治神宮　東京都
⑬ 代々木公園　東京都
⑭ 港北ニュータウン総合公園敷地内竹林　芽ケ崎
⑮ 港北ニュータウン総合公園敷地内竹林　芽ケ崎
⑯ ブーローニュの森　パ　リ
⑰ 代々木公園　東京都
⑱ 港北ニュータウン　モデル緑道　新羽町
⑲ 海岸通り　横浜市
⑳ 表参道　東京都
㉑ 明治神宮外苑　東京都
㉒ 明治神宮外苑（東京バザール）　東京都
㉓ 公園通り（区役所通り）　東京都
㉔ 国立室内総合競技場　テニスコート　東京都
㉕ モンソー公園　パ　リ
㉖ 駒沢公園　東京都
㉗ オリンピックパーク　ミュンヘン
㉘ 表参道　東京都
㉙ 代々木公園　東京都
㉚ 日本大通り　横浜市
㉛ ボーラ本社ビル（五反田）　東京都
㉜ シャンゼリゼー大通り　パ　リ
㉝ オリンピックパーク　ミュンヘン
㉞ 明治神宮　東京都
㉟ 青山ツインタワー中庭（青山）　東京都
㊱ オリンピックパーク　ミュンヘン
㊲ 海岸通り　横浜市
㊳ 海岸通り　横浜市
㊴ 駒沢公園　東京都
㊵ 海岸通り　横浜市
㊶ 放射２３号線（代々木公園前）　東京都
㊷ 駒沢公園　東京都
㊸ 明治神宮外苑　テニスコート　東京都
㊹ 代々木公園（織田フィールド）　東京都
㊺ 地下鉄千代田線明治神宮駅出口　東京都
㊻ 早渕川　中川町地先
㊼ 代々木公園　東京都
㊽ 明治神宮（宝物殿前）　東京都
㊾ 代々木公園　東京都
㊿ 代々木公園　東京都
(51) 代々木公園　東京都
(52) 放射２３号線（代々木公園前）　東京都
(53) 放射２３号線（代々木公園前）　東京都
(54) 代々木公園　東京都
(55) 代々木公園　東京都
(56) 小田原城　小田原市
(57) 港北ニュータウン総合公園敷地　芽ケ崎町
(58) 紅葉ケ丘　神奈川県青少年センター　横浜市
(59) 大倉山　東洋精神文化研究所　横浜市
(60) 小田原城　小田原市
(61) ハルトンキャッスル　ランコーンニュータウン
(62) オリンピックパーク　ミュンヘン

写真撮影　⑭，⑮　松崎　喬
　　その他　上野　泰

総括篇

■ 作業成果の総括

■ 「総合公園整備計画構想図」

■ 作業成果の総括

第1章——総合公園の位置づけ

総合公園は、ニュータウン・レベルと横浜市域レベルとの接点にあつて、港北中心地区の重層的、複合的な組織化の媒体となり、総合的な整備事業を推進する先導的な役割をになつている。

第2章——総合公園の物的条件

港北中心地区の総合的整備をめざすためには、

- グリーンベルト（グリーンマトリックス幹線）
- タウンセンター
- はやぶち川地区（早渕川沿いの市街化調整区域）

の3つの要素が組織化される必要がある。総合公園はこの重層的、複合的な組織の要であり、総合公園整備計画は港北中心地区総合整備計画の中枢をなすと考えられる。

このような観点から、南、北タウンセンターを一体化する媒体として、総合公園——ＴＣブロック（南、北タウンセンターを結合する2本の都市計画道路に挟まれたはやぶち川地区のブロック）——遺跡公園を結ぶオープンスペース軸が設定される。このオープンスペース軸の基本的な性格は、〈保全軸〉であり〈歴史軸〉である。タウンセンターを南北に結合する〈開発軸〉とこの〈保全軸〉の2本の軸によつて構成される8の字型の構造がタウンセンターの基本的な結構となり、これが港北中心地区計画をオープンスペースの側から見直す視座となる。

第3章——総合公園の整備における保全の意義

総合公園の整備における保全の意義は、公園化、タウンセンター化、都市化の3つの側面からとらえられる。

保全植生を前提とすれば、公園一般は特定の植生を要求しない。この場合、樹種の問題よりも被度あるいは相観といつた公園の空間形成に直接寄与する側面、あるいは公園化によつて発生する諸々の負荷に対する持続性の有無といつたことが問題となろう。

総合公園の計画における総体としての地形保全の意図は、地形のゲシュタルト（形態的秩序）の継承として理解される。総合公園のゲシュタルトは「木の生えた緑の山」としてとらえられる。総合公園の整備において要求される地形の保全とは、このような**あの山**のゲシュタルトを継承することであり、より正確には、**あの山**が保全されたと知覚しうる新たなタウンセンターのゲシュタルトを創出することである。

現存の地形、植生を生かしつつ総合公園というニュータウンの新たな財産をつくりだしてゆくことは、単にものを残すという側面にとどまらない。植生にせよ、地形にせよ、永年の農業生産による人為的所産であり、それを残すことは、何らかのかたちでその背景となつた社会的側面、いいかえれば生活の型の記録を残すことにつながる。総合公園の計画にこのような文化的側面の保全を組込むことは、住民参加という運動の種子あるいは胞子をうえつけること、ととらえることができる。

第4章——総合公園整備計画のあり方

総合公園整備計画は、単なる段階整備でもなく、また単なる基盤整備でもなく、当該段階で十全な意義をもつ諸事業の展開の過程として、生成、発展してゆくように立案されることが要請される。このような総合公園の発生的展開を具現化する包括的な仕組を構築することが、総合公園整備計画の基本的な課題であり、以下この仕組を〈生成システム〉と呼ぶことにする。

〈生成システム〉の基本的な枠組は、総合公園整備計画の構成要素となる〈範疇〉、事業の発展段階としての〈位相〉、および、各発展段階における対象の階層構造を示す〈次元〉、の3つの側面から構成される。

〔〈生成システム〉の基本的な枠組〕（P45参照）

〈範疇〉——計画の構成要素

- グリーンベルト
- タウンセンター
- はやぶち川地区

〈位相〉——事業の発展段階

- 基盤整備
- 基幹整備
- 総合整備

〈次元〉——対象の階層構造

- 総合公園地区
- タウンセンター地区
- 港北中心地区

第5章——総合公園整備計画のための〈概念モデル〉

総合公園整備計画の空間的、時間的な発展を誘導する包括的な仕組を設定するための媒体として〈概念モデル〉を導入する。そして、この〈概念モデル〉の理解を通じて、〈生成システム〉が再確認される。

〈生成システム〉のための〈概念モデル〉は、

- 「保全」の意図を頂点とし、
- 「市民参加」の理念を底辺とし、
- 3つの〈範疇〉を稜とし、
- 3つの〈位相〉をもち、
- 3つの〈次元〉を内包する、

〈三角錐モデル〉として構築される。——「港北第二地区総合公園整備計画のための概念モデル——〈生成システム〉のための〈三角錐モデル〉1979」（P49 参照）

〈生成システム〉が発生的側面と発展的側面をもち、単純なものから複雑なものへと発展する有機的構造をもつものであれば、それは、発生に先だつて起原をもち、また、一定の発展段階に至つて、新しい質へと転化することが必然であろう。

総合公園の生成の姿は、起原——発生——発展——転化の4つの段階をおつて変貌し、総合公園整備計画の3つの戦略計画は、この変貌を促進する媒体となる。

- 起原から発生へ——〈総合公園基盤整備計画〉
- 発生から発展へ——〈タウンセンター基幹整備計画〉
- 発展から転化へ——〈港北中心地区総合整備計画〉

第6章——総合公園整備計画のための〈空間モデル〉

総合公園整備計画は、空間構造的に3つの側面でとらえられる。第1は〈木の生えた山〉としての総合公園であり、第2はオープンスペースとしての総合公園である。第3は、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区を組織化する媒体としての総合公園である。これらの3つの側面は空間概念として次の3つに整理できる。

- 殻（カラ）——山
- 腔（コウ）——オープンスペース
- 骨（ホネ）——サーキュレーション

これら3つの空間的側面は基本的にそれぞれ独立した事項であり、これら3つの空間概念は〈浮遊〉という概念の導入によつて一つの空間像に合一する。すなわち、用と形態の乖離、土地条件の個別性の捨象、組織構造体の内部への不干渉といつた諸関係の浮遊状態の想定が必要となる。〈空間モデル〉はこれら浮遊する3つの側面の構造的整理および理解の道具である。

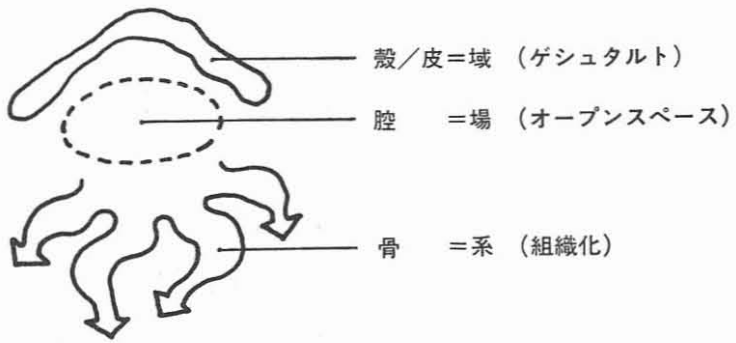

第7章——総合公園のデザイン・コンセプト

総合公園の整備は、グリーンベルト、タウンセンター、はやぶち川地区のそれぞれの中核的施設として、さらにそれらを総合化した港北中心地区を形成するモーメントおよび媒体となるものとして位置づけられる。

基本的な戦略としては、総合公園を牽引力としてタウンセンターのポテンシャルをあげ、それによつてはやぶち川地区の整備を誘導し、さらにタウンセンター、はやぶち川地区、グリーンベルトを一体化した港北中心地区の形成をねらつてゆこうとするものである。このような戦略は総合公園整備計画のための3つの戦略計画に対応する3つのレベルにわたつて展開される。（P67参照）

総合公園の整備事業において日本住宅公団の関わるべき範疇は、〈空間モデル〉の検討で示された〈山の整備〉〈オープンスペースの形成〉〈タウンセンター組織構造の形成〉により、総合公園整備のための基礎的条件を整えることである。これらの事業は、基盤整備、基幹整備、総合整備の各段階に対応しつつ、〈空間モデル〉に示された空間構造を具体化するもので、右の7つの事業（計画範疇）として提案される。

これらの事業は各々独立したプロジェクトとして企画、計画を進め、それぞれの条件が整いしだい個別に事業化しうる。また、これらは港北中心地区の形成という目的のための7つの戦略的フレームともいうべきものであつて、固定的なプランではないことはいうまでもない。

■総合公園整備のための７事業

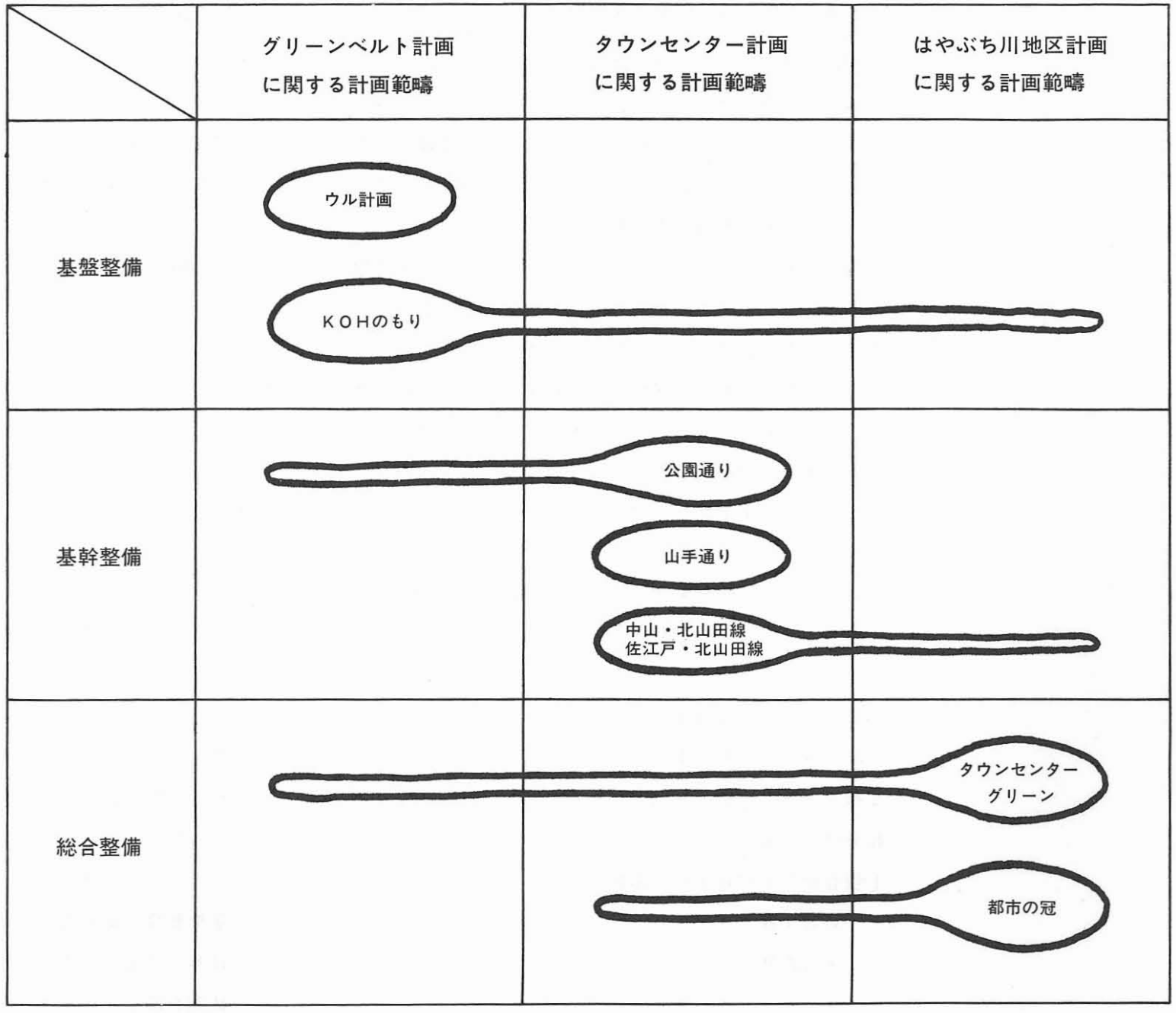

第8章――総合公園の整備プロセス

総合公園の整備プロセスは、概略、区画整理段階における公団管理のステージと、公園として公式に開設後のステージとに分けられ、日本住民公団による基礎整備事業と、横浜市による総合整備事業という2段階の整備プロセスが考えられる。（P91 参照）

他の事業とのからみがなく、単独に事業化しうる基盤整備事業は、条件が整いしだい着手することが望まれる。基幹整備事業に関してはタウンセンター整備スケジュールとからむためかなり遅れることが予想される。総合整備事業のうち〈タウンセンター・グリーン〉の整備は、〈中山・北山田線〉の整備と同時に行うべきであろう。〈都市の冠〉事業は、本来ニュータウンの新住民のコンセンサスを得て行うことが望ましいが、開発姿勢のプロパガンダとして開発主体が望むとすれば、先行的な整備もありうると考えられる。

総合公園の整備計画では、のこす緑とつくる緑がとりあげられる。現存植生との関連で、こののこす緑とつくる緑を、その可能性をふまえて整理すると、次のように仕分けられる。

〔現存植生（樹林）のある個所〕

〈のこす緑〉

- 二次林
- モウソウチク林
- 常緑広葉樹林
- 疎林

〈つくる緑〉

- 二次林 ⟶ 常緑広葉樹林
- 二次林 ⟶ 疎林
- モウソウチク林 ⟶ 常緑広葉樹林
- その他の樹林 ⟶（二次林）
- その他の樹林 ⟶ 常緑広葉樹林
- その他の樹林 ⟶ 疎林

〔現存植生（樹林）のない個所〕

- （二次林）
- 常緑広葉樹林
- 疎林

本調査研究の成果を具体的な事業へと展開するにあたって、当面する課題は次の3点である。

（1） 港北中心地区計画における総合公園の位置づけを再確認し、総合公園側からの諸提案について、関係各方面との計画調整を早急にすすめること。

（2） 基盤整備事業の出発点を明確にするために、当面の緑化事業と並行しつつ現存植生を把握する現実的な方策を検討すること。

（3） 基盤整備事業に着手するにあたって、公園づくりに参画する〈主体〉の組織化を先導する実践的な体制を確立すること。

■ 整備構想のコンセプトと空間イメージ

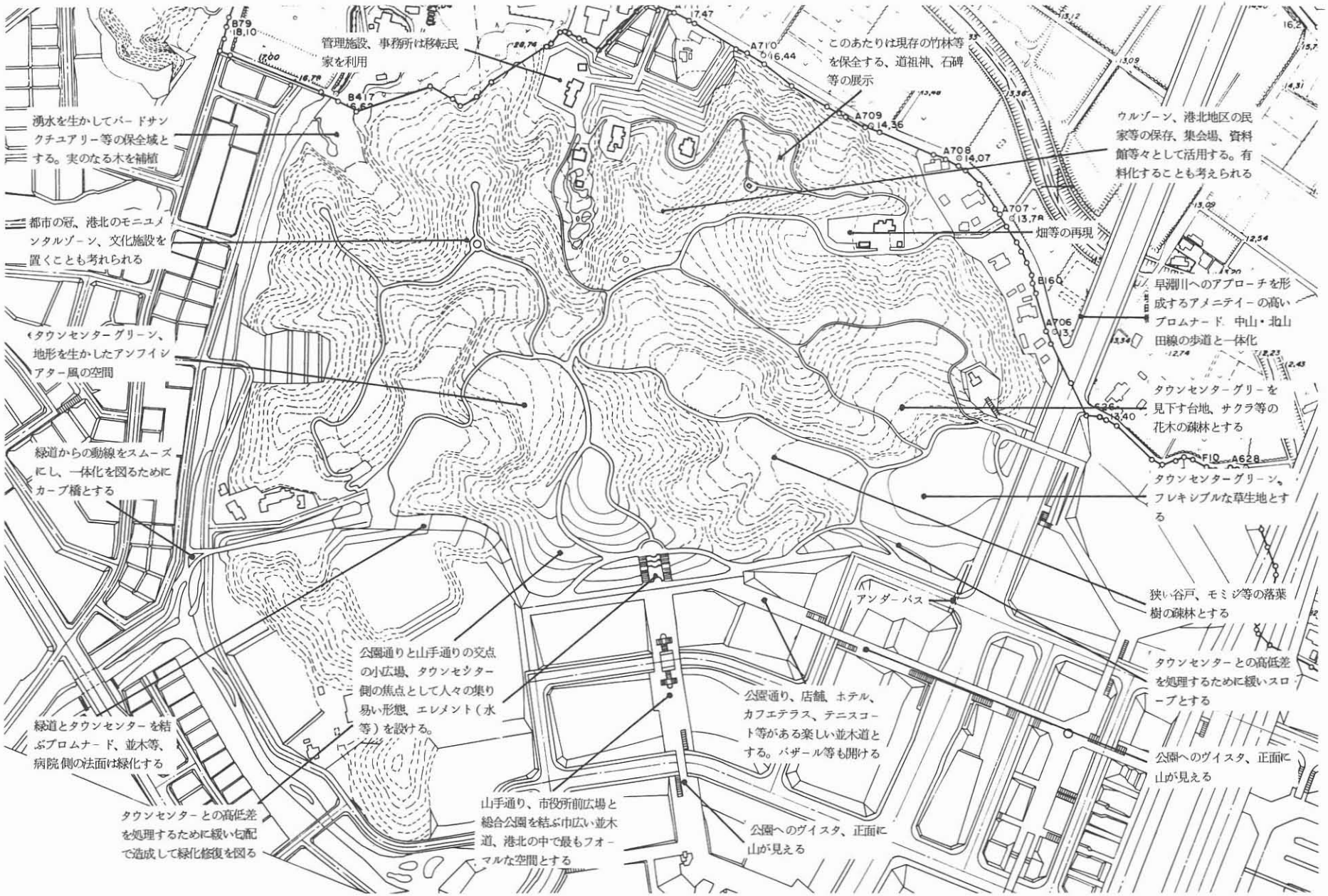

■総合公園整備のため
の７事業概念図

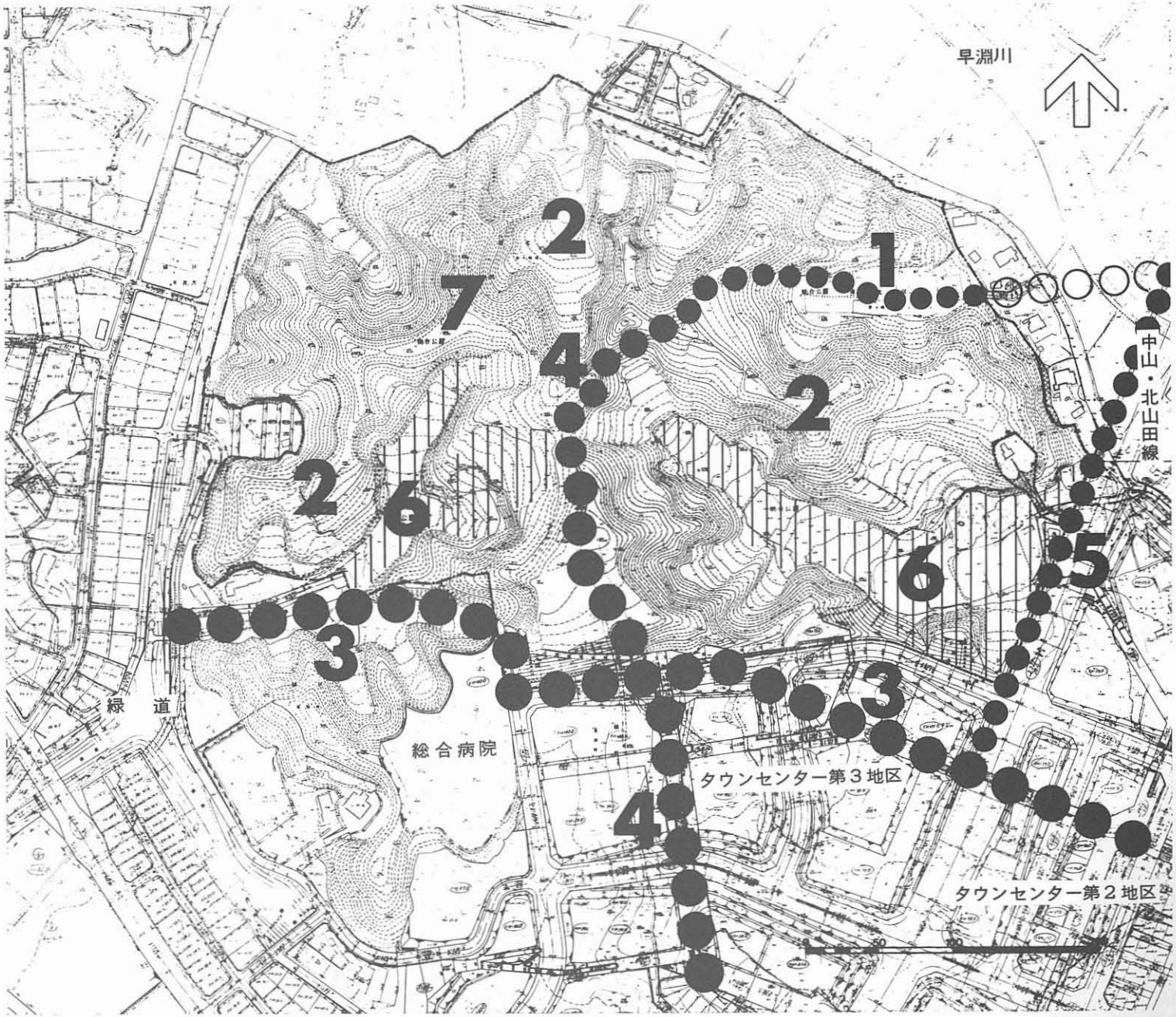

1　ウル
2　もり
3　公園通り
4　山手通り
5　中山・北山田線
　　佐江戸・北山田線
6　タウンセンター・
　　グリーン
7　都市の冠

■総合公園周辺関連図

港北第二地区総合公園整備計画構想図

近隣６号公園
遺跡公園
社会福祉センター
市民文化センター
皇　淵　川
中山・北山田線
ショッピングコリダー
佐江戸・北山田線
管理施設
ウルゾーン
杉山神社
都市の冠
総　合　公　園
保全ゾーン
タウンセンターグリーン
タウンセンター
グリーン
地域体育館
公園通り
ホテル
駅前広場
山手通り
総合病院
公官庁
駅舎用地
緑　道
広　場
市総合庁舎
市民ホール
上　耕　地
茅ケ崎城址

縮　尺　1：2500
0　50　100　150　200　250　300